

豊かな資源が織りなす
食と健幸のまち

第二次 指宿市 総合振興計画

2016—2025

The 2nd Master Plan of Ibusuki City



鹿児島県指宿市

第二次 指宿市総合振興計画 2016—2025



鹿児島県指宿市

豊かな資源が

織りなす

食と健幸のまち



The 2nd Master Plan of
Ibusuki City

第二次
指宿市総合振興計画

2016—2025

The 2nd Master Plan of
Ibusuki City



ごあいさつ

平成18年1月に新・指宿市が誕生し、10年が経過いたしました。

この間、本市では、目指す将来都市像“豊かな資源が織りなす食と健康のまち”を実現するため、第一次指宿市総合振興計画に基づき、本市の特色を生かしたまちづくりに取り組み、観光や地場産業における指宿ブランドの強化、教育環境の整備など、着実に推進してまいりました。

一方、時代は、少子・高齢化の進行や人口減少、グローバル化の進展、地球レベルでの環境問題の進行など、これまでに経験したことのない大きな変化が急激に進む歴史的な転換期を迎えております。

特に人口減少問題につきましては、昨年10月に本市の「地方人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生地方版総合戦略」を策定しましたが、人口減少に歯止めをかけるための産業施策や人口減少に対応したまちづくりなど、この10年間における取り組みが20年後、30年後のまちを形づくるといっても過言ではありません。地域の様々な課題について、地域や市民、団体、事業者など皆様の英知を結集し、連携を深めながら果敢に挑戦していくことがその克服に向けて大切なことと考えております。

この度、第一次総合振興計画の計画期間が終了することを受け、豊かな地域資源と人材を生かし、市民との協働によるまちづくりを進め、地域の均衡ある発展および新たな時代環境に柔軟に対応するために、これまでの10年間の成果を検証するとともに、これからのまちづくりに対する課題の整理・検討を行い、「健幸」をキーワードとして、第二次総合振興計画を策定いたしました。

今後、本計画をまちづくりのあらゆる主体の共通ビジョンとして着実に推進し、掲げた将来都市像の実現に向け、全力を傾けてまいり所存でございますので、市民の皆様をはじめ、関係諸団体の皆様の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり多大なご協力をいただきました総合振興計画審議会の皆様をはじめ、「指宿市のまちづくりアンケート」等を通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの市民の皆様に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

指宿市長 **豊留悦男**

豊かな資源が織りなす **食と健幸**のまち

市章



未来へ羽ばたくツマベニ蝶と開聞岳をモチーフに、3本線は旧3市町の融和と豊富な温泉を、情熱の赤い羽根を囲む菜の花の色は新市の調和を表しています。
また、開聞岳内に配した「I」と「U」は、ローマ字表記の指宿のIとUを表し、愛に始まり愛で終わるまちと、湯とYOUを表現しています。そしてロゴのIBUSUKIは、中央の「S」が幸せを、両隣には、湯とYOU(あなた)が寄り添い、愛とアイ(私)がそばにいることを表現しています。(平成18年8月1日制定)

市の花 (平成18年6月20日制定)



ハイビスカス



菜の花

市の木 (平成18年6月20日制定)



ギョボク



ツゲ



市の鳥 (平成18年6月20日制定)



メジロ

市の魚 (平成18年6月20日制定)



カツオ

市の蝶 (平成18年6月20日制定)



ツマベニチョウ

指宿市民憲章

九州最大の湖池田湖が中心に位置する私たちの指宿市は、秀麗な開聞岳に見守られ天然の良港山川港や肥沃な大地からの恵みを受けながら営みを続けてきた出湯の郷です。私たちは敬愛する先人からの教えを引き継ぎ明るい未来を「指」し示し幸せが「宿」る『世界に誇れる指宿市』をつくるためここに五つの誓いをたてます

- 一 豊かな資源と美しい環境を大切にし心安らぐまちをつくります
- 一 郷土の産業を育みもてなしの心と温泉で活力あるまちをつくります
- 一 一人ひとりが健やかで豊かな心を醸成できる食と健康のまちをつくります
- 一 希望に満ちた子どもたちを愛育し誇りある故郷の歴史と文化の香り漂うまちをつくります
- 一 地域の絆を大切にし感謝と思いやりのある明るいまちをつくります

平成二十二年三月三十日制定

第1部

序論

第1章	計画の策定にあたって	2
第1節	計画策定の視点と目的	2
第2節	計画の役割と位置付け	4
第3節	計画の構成と期間	6
第2章	計画の背景(時代の潮流)	8
第3章	指宿市のあゆみと現況	12
第1節	指宿市のあゆみ	12
第2節	指宿市の特性	14
第3節	市民から見た指宿市	16

第2部

基本構想

第1章	まちづくりの基本理念と将来都市像	24
第1節	基本理念～まちづくりの4つの基本姿勢～	24
第2節	将来都市像～目指すべきまちの姿～	26
第2章	将来目標	28
第1節	基本目標	28
第2節	基本方針	30
第3節	将来人口	34

第3部

基本計画

第1章	【社会基盤】利便性に優れた快適なまち	38
1	幹線道路網の整備	40
2	生活道路の整備	42
3	観光ロードの創出	44
4	公共交通体系の充実	46
5	秩序ある土地利用の推進	48
6	市街地の活性化	54
7	情報通信基盤の整備	56
第2章	【生活環境】みんなでつくる“人”と“環境”にやさしいまち	58
1	定住促進対策の充実	60
2	公営住宅の整備	62
3	公園・緑地の充実	64
4	景観保護の推進	66
5	上水道施設の整備	68
6	下水道施設の整備	70
7	墓地・火葬場の管理	72
8	協働による環境負荷の少ないまちづくり	74
9	持続可能な資源循環型のまちづくり	76
10	消防・救急体制の強化	78
11	防災体制の強化	80
12	交通安全・防犯対策の強化	82
13	消費生活対策の推進	84
14	あらゆる形態の虐待・暴力の根絶	86



第3章 **【産業経済】資源と産業が結合し湯遊と暮らせるまち** 88

ゆうどう ゆうゆう

1 農業の振興	90
2 水産業の振興	96
3 林業の振興	100
4 地域素材の提供体制づくり	102
5 観光地の整備	104
6 宣伝・誘客活動の推進	108
7 温泉を活用したまちづくり	112
8 商業の活性化	114
9 工業等の振興	116
10 産業間の連携等による雇用機会の創出	118
11 特産品の販売促進	120

第4章 **【保健医療福祉】すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまち** 122

1 自主的な健康づくりの推進	124
2 各種健診事業の充実	126
3 安心・信頼の医療の確保	128
4 保健福祉部門の体制強化	130
5 健幸のまちづくりの推進	132
6 子育て相談・支援体制の強化	134
7 保育体制の充実	138
8 高齢者の能力の活用	140
9 地域包括ケアシステムの構築	142
10 介護への支援強化	144
11 障害福祉の充実	146
12 地域福祉推進体制の強化	148
13 安心な生活の確保	150

第5章 **【教育文化】郷土を愛し未来を拓く ころ豊かな人材を育むまち** 152

ふるさと あす ひら

1 幼児教育の推進	154
2 学校教育の充実	156
3 学校施設・環境の整備充実	160
4 生涯学習の推進	162
5 青少年の健全育成	164

6 文化財の保存・活用	166
7 文化芸術活動の推進	168
8 スポーツ・レクリエーション活動の推進	170
9 人権の尊重	172
10 男女共同参画社会の形成	174

第6章 **【コミュニティ・協働】市民と行政が協働で創る活気あふれるまち** 176

つく

1 地域で支えあう活動の促進	178
2 新たな地域コミュニティの形成促進	180
3 協働のまちづくり	182
4 地域内分権の推進	184

第7章 **【行財政】市民とともに行財政改革を進めるまち** 186

1 情報の積極的な提供と活用	188
2 市民参画機会の拡充	190
3 行政情報ネットワークの充実・活用	192
4 分権社会における効率的な組織機構の整備	194
5 民間活力の積極的・効果的な活用	196
6 人材育成の推進	198
7 効率的・効果的な事業の実施	200
8 公営企業等の経営健全化の推進	204
9 広域行政の推進	206

第4部 資料編

個別計画等一覧	210
第二次指宿市総合振興計画の策定経過	212
第二次指宿市総合振興計画(案)諮問書	214
第二次指宿市総合振興計画(案)答申書	215
指宿市総合振興計画審議会委員名簿	216

一人ひとりが輝く
まちづくり
～いのちと人権の尊重～

「人づくり」を重視する
まちづくり
～次世代の育成・パートナーシップ～

「生活の質の向上」
を目指すまちづくり
～自然との共生・健康への貢献～

「地域資源を最大限活用」する
まちづくり
～食の安定供給・交流の促進～

豊かな資源が織りなす

食と健幸のまち

国際共栄都市

アジア等との
交流・連携

生活充実都市

豊かな自然環境と
調和した街

保養観光都市

温泉等の多彩な
地域資源の活用

健康産業都市

一次産品や温泉等の
価値の多面的活用

食料供給都市

安心できる質の高い
農水産物の提供

市民とともに
【行財政】
行財政改革を進めるまち

市民と行政が協働で創る
活気あふれるまち
【コミュニティ・協働】

郷土を愛し未来を拓く
こころ豊かな人材を育むまち
【教育文化】

すべての人が健康で安心して
生き生きと暮らせるまち
【保健医療福祉】

資源と産業が結合し
湯遊と暮らせるまち
【産業経済】

みんなでつくる
“人”と“環境”にやさしいまち
【生活環境】

利便性に優れた快適なまち
【社会基盤】

- 情報の積極的な提供と活用
- 市民参画機会の拡充
- 行政情報ネットワークの充実・活用
- 分権社会における効率的な組織機構の整備
- 民間活力の積極的・効果的な活用
- 人材育成の推進
- 効率的・効果的な事業の実施
- 公営企業等の経営健全化の推進
- 広域行政の推進

- 地域で支えあう活動の促進
- 新たな地域コミュニティの形成促進
- 協働のまちづくり
- 地域内分権の推進
- 幼児教育の推進
- 学校教育の充実
- 学校施設・環境の整備充実
- 生涯学習の推進
- 青少年の健全育成
- 文化財の保存・活用
- 文化芸術活動の推進
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 人権の尊重
- 男女共同参画社会の形成

- 自主的な健康づくりの推進
- 各種健診事業の充実
- 安心・信頼の医療の確保
- 保健福祉部門の体制強化
- 健幸のまちづくりの推進
- 子育て相談・支援体制の強化
- 保育体制の充実
- 高齢者の能力の活用
- 地域包括ケアシステムの構築
- 介護への支援強化
- 障害福祉の充実
- 地域福祉推進体制の強化
- 安心な生活の確保

- 農業の振興
- 水産業の振興
- 林業の振興
- 地域素材の提供体制づくり
- 観光地の整備
- 宣伝・誘客活動の推進
- 温泉を活用したまちづくり
- 商業の活性化
- 工業等の振興
- 産業界の連携等による雇用機会の創出
- 特産品の販売促進

- 定住促進対策の充実
- 公営住宅の整備
- 公園・緑地の充実
- 景観保護の推進
- 上水道施設の整備
- 下水道施設の整備
- 墓地・火葬場の管理
- 協働による環境負荷の少ないまちづくり
- 持続可能な資源循環型のまちづくり
- 消防・救急体制の強化
- 防災体制の強化
- 交通安全・防犯対策の強化
- 消費生活対策の推進
- あらゆる形態の虐待・暴力の根絶

- 幹線道路網の整備
- 生活道路の整備
- 観光ロードの創出
- 公共交通体系の充実
- 秩序ある土地利用の推進
- 市街地の活性化
- 情報通信基盤の整備

第1部

序

論

The 2nd Master Plan of
Ibusuki City

第1節 計画策定の視点と目的

1. 計画策定にあたっての基本的な視点

指宿市は、平成18(2006)年1月1日に、それまでの指宿市、山川町、開聞町の1市2町が合併して誕生したまちです。池田湖を中心として位置するそれぞれのまちは、昔から歴史や文化、日常生活圏などあらゆる面でつながりが強く、「いぶすき菜の花マラソン大会」などのイベントや観光・農林水産業などにより一体感を醸成しながら発展してきました。

目指す将来都市像「豊かな資源が織りなす 食と健康のまち」を実現するため、各種政策・施策を実施してきたところですが、第一次総合振興計画の計画期間が平成27(2015)年度をもって終了することから、今回、第二次総合振興計画(平成28(2016)年度～平成37(2025)年度)を策定しました。

なお、第二次総合振興計画(以下、「総合振興計画」)の策定にあたっては、少子・高齢化の一層の進行や東日本大震災などによる社会・経済情勢の急激な変化、地方創生に向けた取り組みなどの新たな時代の潮流に応えるため、すべての基本計画を見直してあります。



2. 計画策定の目的

総合振興計画は、総合的なまちづくりの計画であり、目指すべきまちの将来像を描き、まちづくりの目標を明確にする今後10年間の羅針盤となるものです。

また、市民、事業者との協働によるまちづくりを進めるための指針であり、地域の均衡ある発展、今後の新たな時代環境に柔軟に対応することを目的として策定するものです。



第2節 計画の役割と位置付け

1. 指宿市政運営の最高方針

総合振興計画は、これまで地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合振興計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされてきましたが、国の地域主権改革の下、平成23(2011)年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定および議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなりました。

しかし、総合振興計画は、従来から本市におけるまちづくりの最上位に位置付けられる計画で、行政の各種計画や施策の基本となるものであると同時に、今後の10年間の指宿市の羅針盤として、行政内部および市民に対してまちづくりの目標とその実現方法を示す計画であることから、法的な策定義務がなくなっても、まちづくりのビジョンである基本構想は、市民の代表である市議会の議決を経ることで、市全体の総意により策定されたものであることを裏付けるためにも必要かつ重要なことであると考えます。

したがって、本市では条例を新たに定めて、これに則り基本構想を策定し、議会の議決を経ることとします。



2. 新市建設計画との整合性

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」の規定により、合併協議会において策定が義務付けられた計画であり、「合併協定項目」のひとつとして合併後も尊重され、実施していくべきものです。

一方、総合振興計画は平成23(2011)年に地方自治法が改正されるまでは、同法に基づき策定される基本構想を核とした計画です。

従って、合併市町村には例外なくこの2つの計画が並行して存在することとなり、その整合性を図る必要が生じています。

どのように整合性を図るかについては、財政状況等を勘案しつつ取捨選択し、優先順位を付することにより行うこととしますが、具体的には、新市建設計画の中から、より具現性の高いものを抽出し、基本計画および実施計画へと委ねられることとなります。

近年、国の地方財政改革による国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税[※]の見直しに伴い、地方財政は合併前の予想を上回る極めて厳しい局面を迎えています。新市建設計画についても、そのあまりに早い状況変化から厳正な見直しを余儀なくされています。

この総合振興計画では、新市建設計画の考え方を基本としながら、また現在の財政状況を勘案しながら、本市の将来に希望の持てる計画となるよう各種施策を推進していきます。



※地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税およびたばこ税の一定割合を、地方自治体が等しく事務を遂行できるよう一定の基準で国が交付する税のこと

第3節 計画の構成と期間

1. 基本構想

基本構想は、本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像や将来目標、これを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。

期間は、平成28(2016)年度を初年度とし、平成37(2025)年度までの10年間とします。

2. 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したものです。

期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とします。

平成33(2021)年度から平成37(2025)年度までの5年間については、後期基本計画を策定します。

3. 重点アクションプラン

基本計画の中でも特に“地方創生”については、その実現に向けて、市全体として重点的に取り組む事項をまとめた、「指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略[※]」（以下、「戦略」という。）を策定しています。

この戦略を重点アクションプランと位置付け、総合振興計画とともに一体的な取り組みを実施していきます。

期間は平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間です。

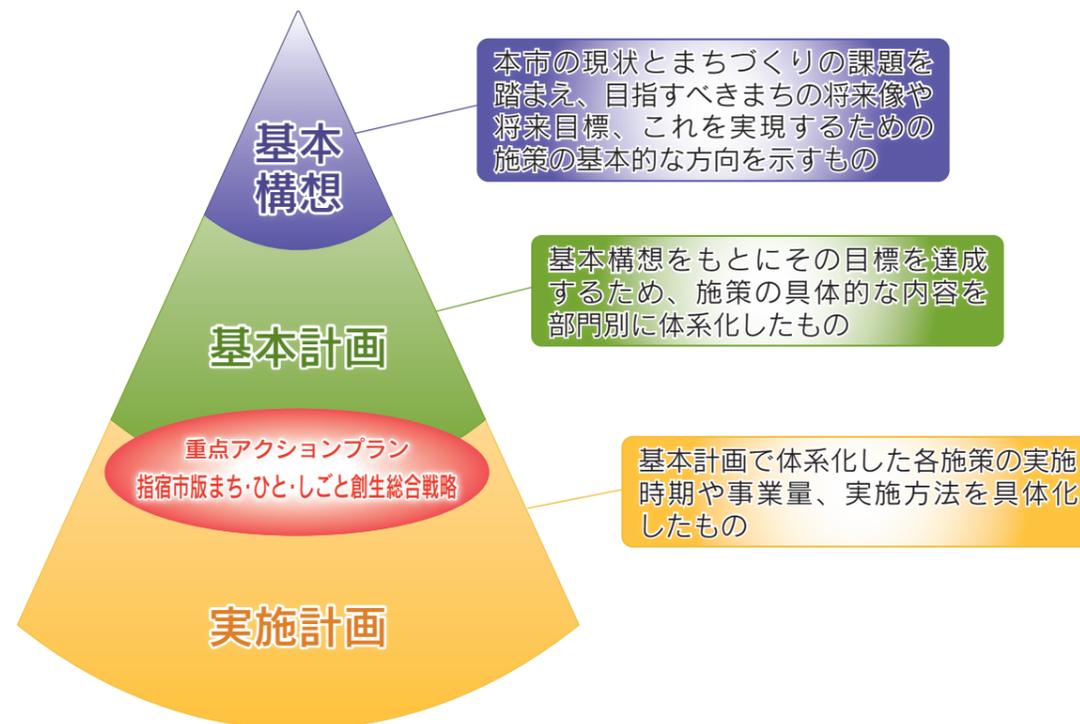
なお、戦略の内容については、毎年度行われる効果検証の結果に基づき、随時見直しを図っていきます。

4. 実施計画

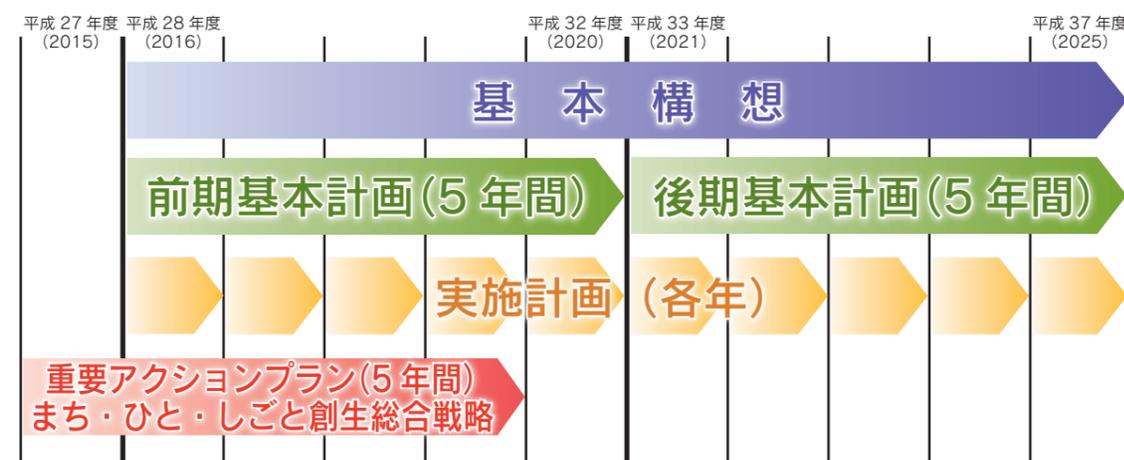
実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施時期や事業量、実施方法を具体化したもので、各年度の予算編成の指針となります。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に行っていくため、各事業を基本計画に位置付け、計画に掲げられる施策について随時、その必要性を客観的に評価していきます。

■計画の構成



■計画の期間



※まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(同条第2項および第3項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努力義務が課せられている。

1. 加速する少子高齢化社会と人口減少時代への突入

日本の年間出生数は、昭和48(1973)年の209万人以降、減少傾向が続いており、平成26(2014)年には100万人と昭和48(1973)年の47.8%にまで減少しています。

合計特殊出生率[※]でも、当時最も高かった昭和46(1971)年の2.16から平成26(2014)年では約4割減の1.42となっており、長期的に人口を維持できるとされる2.08を大きく下回っています。

今後は、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するとともに、社会全体で子どもを育てていくという視点に立った取り組みが必要になります。

一方、日本の高齢化は、世界に類の無い速さで進行しており、65歳以上人口は平成22(2010)年の2,958万人(人口構成比23.1%)から、団塊の世代が高齢者となる平成27(2015)年には3,277万人(人口構成比26.0%)になるとともに、その後も高齢者人口は増加が継続し、平成54(2042)年以降は高齢者人口が減少に転じるものが高齢化率は上昇することが推計されています。

今後は、医療・介護など高齢者に掛かる費用の次世代の負担を軽減するために、高齢者の生活を地域社会が支え、高齢者も子育て支援など様々な形で地域社会に貢献するなど、地域とともに支え合う仕組みをつくる必要があります。

2. 深刻化する環境問題

私たちの様々な活動に起因する環境問題は、生活排水による水質汚濁や廃棄物などの身近な問題から、エネルギーの大量消費などによる地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨の問題など地球規模の環境問題に至るまで複雑多岐にわたっています。

これらの環境問題解決に向け、各種リサイクル関連法の整備やダイオキシン等の化学物質管理の推進、地球温暖化問題に対応するための国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)など様々な取り組みが行われていますが、問題はより一層深刻化することも予想されています。

地球環境問題は、人類共通の課題であり、現代に生活する私たちには、将来世代に豊かな自然環境・資源を引き継ぐ使命があります。物の豊かさや便利さだけを追求するのではなく、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、自然と共生しながら限りある資源を有効に活用するなど、環境への負荷の少ない社会経済システム、循環型社会の構築が求められています。

市民や事業者、行政の各主体がそれぞれの責任と役割を果たし、協働して環境保全活動に自主的・積極的に取り組むことが重要となっています。

※合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値。妊娠可能な年齢(15~49歳)の全女性を対象に、年齢ごとに子どもの出生数を女性人口で割った出生率を算出し合計したものの

3. 安全・安心の確保

近年、世界各地においては、地震や津波などの自然災害や、テロ行為などの人為災害が多く発生しています。

国内においても、地震や台風、大雨などの自然災害が、これまでを上回る規模で発生しています。

また、犯罪が凶悪化、巧妙化、低年齢化するとともに、飲酒運転による交通事故等が依然として発生しており、人々の安全・安心な生活が脅かされています。

今後は、自然災害や凶悪犯罪、テロ行為などについて、行政はもちろんのこと、市民・企業・地域社会全体で防災・防犯体制を構築し、連携・協働して、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

4. 国際化・高度情報化社会の進展

技術の向上に伴い、人や物の輸送手段が充実し、国際的な交流が増加するとともに、海外旅行や輸出入等が手軽に行えるようになったことで、世界各国間の時間的距離は急速に確実に縮まり、経済活動をはじめ、人や物、文化など、交流の国際化はますます進展しています。

また、インターネットの普及やブロードバンド[※]環境の充実など、ICT[※]の進歩による高度情報化社会が進展しており、誰もが容易に、即座に世界中の情報を入手できるようになりました。

現在、国は、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」が情報通信技術の恩恵を受けられる社会の実現に向けた政策を進めており、コンピューターや携帯電話のみならず、自動車や家電などのあらゆるものがつながった、便利で快適な社会の実現を目指しています。

これからは、国際間競争に対応できる世界に開かれたまちづくりが必要であり、一人ひとりが、国際理解を深め、国際社会の一員として世界的視野に立って行動するとともに、整備されたコンピューターネットワークを有効活用するなど、国際化・高度情報化社会に対応する必要があります。

※ブロードバンド

光ファイバーやADSLなどの高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピューターネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス

※ICT

情報(Information)や(and)通信(Communication)に関する技術(Technology)の総称

5. 地方分権(地域間競争・協働時代への対応)

地方分権推進法の成立を機に、議論の段階から実行の段階へ入った地方分権の推進は、明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」とも位置付けられています。

社会構造改革に対応した新しい行政のあり方が求められる中、「地方分権一括法」や「三位一体の改革[※]」により、国に集中していた権限や税源が地方に移譲され、地方が自立し「自己決定と自己責任」の考え方のもと、責任を持つ分権の時代となりました。

分権の時代は、地域が自らの創意と工夫と努力で魅力ある地域をつくり、他の地域と競い合う地域間競争の時代でもあります。

今後は、地域間競争に打ち勝っていけるような魅力ある地域づくりを進める一方、観光や環境保全等については、広域で連携・協調しながら取り組む必要があります。

6. 市民と行政との協働

これまでのまちづくりは、行政があらゆる公共サービスを担い、市民はサービスの受け手という形で展開してきました。しかし、地方分権の進展や行政需要の多様化、急速な少子高齢化の進行などの様々な要因により、これまでのように行政だけで公共サービスを提供することは、質的にも量的にも困難な状況になっています。

今後は、行政だけがすべてを担うのではなく、市民や地域、NPO[※]等の市民団体、企業など、地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの立場や役割を認識・尊重し、情報を共有しながら、知恵と力を出し合い、今ある課題の解決に向けて取り組むことが重要となってきています。

また、地方分権の時代において、地方自治体は国・県への依存体質から脱却し、市民のニーズや地域の実情を的確に把握するとともに、将来を見据えた政策を進めることが求められています。

「まちづくりの主役」である市民が積極的に市政に参加できるよう、行政は分かりやすい情報を提供するとともに、計画・実施・評価それぞれの段階において市民が主体的に参画できるような仕組みを創り上げる必要があります。



※三位一体の改革

地方分権の推進にあたって、地方公共団体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲」、「国庫補助負担金の削減」、「地方交付税の見直し」を一体的に行う改革のこと

※NPO

民間非営利組織のことで、英語：Non Profit Organization の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

第1節 指宿市のあゆみ

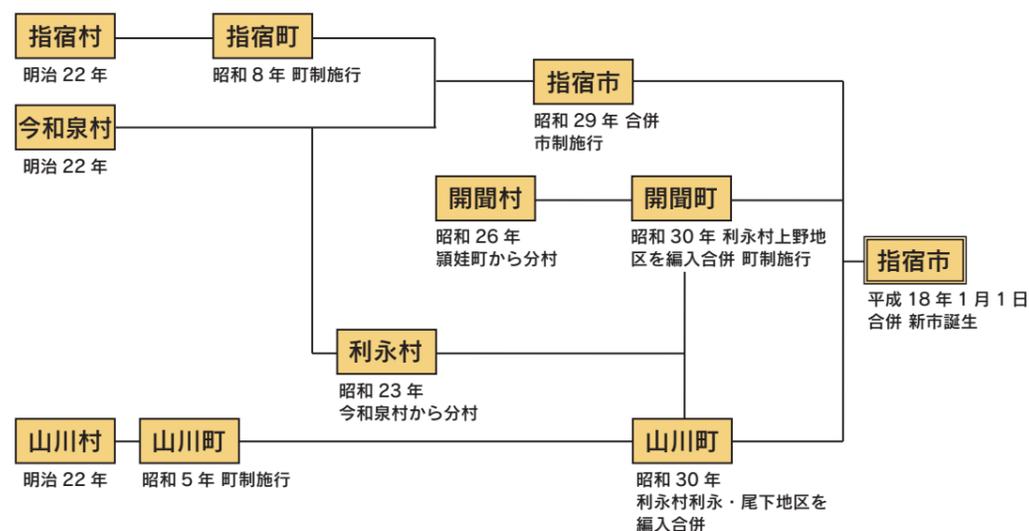
1. 沿革

本市内には、指宿橋牟礼川遺跡や成川遺跡、水迫遺跡など、様々な遺跡が散在しており、今から約2万8千年前のはるか昔、旧石器時代から先人たちが生活していたことが分かっています。その後、幾多の変遷があり、平安時代から室町時代には指宿氏、禰寝氏、顛娃氏が割拠したこともありましたが、安土・桃山時代から江戸時代の末期までは島津氏が統治していました。

明治22(1889)年、近代的な地方自治制度を導入するため「市制・町村制」が施行されました。これを契機に「明治の大合併」が始まり、指宿郷・今和泉郷・山川郷は、それぞれ指宿村・今和泉村・山川村となっています。

その後、昭和5(1930)年に山川村、昭和8(1933)年に指宿村で町制が施行され、昭和23(1948)年には今和泉村から利永地区が分離し、利永村が誕生しました。昭和26(1951)年には、顛娃町から十町地区・仙田地区が分離し、開間村が誕生しています。

また、昭和28(1953)年、「町村合併促進法」が施行され、これを契機に「昭和の大合併」が始まりました。昭和29(1954)年には指宿町と今和泉村の合併で指宿市が誕生し、昭和30(1955)年には山川町が利永村の利永地区と尾下地区を編入合併、開間村が利永村の上野地区を編入合併し、同時に町制を施行しています。



2. 新「指宿市」の誕生

21世紀を迎え、市町村を取り巻く情勢は、住民の日常における生活圏の広域化や地方分権の推進、少子高齢化の進行、国・地方の厳しい財政状況など、大きく変化しました。

また、地方分権の観点から、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の力が問われる時代となりました。

これらに的確に対応するため、平成13(2001)年5月に「指宿市郡市町合併調査研究会」を設置し、平成14(2002)年4月には県内でいち早く「指宿地区任意合併協議会」を設置しました。

その後、平成15(2003)年1月に「指宿地区4市町合併協議会」を設置し、合併の協定項目について協議を行いました。平成16(2004)年11月、顛娃町の協議会離脱を受け、指宿市、山川町、開間町は、協議会の名称を「指宿地区3市町合併協議会」に変更し、その後、新市建設計画を含む合併協定項目すべてを協議・承認し、住民説明会を開催しています。

そして、平成17(2005)年2月8日、3市町で合併調印式を挙行し、同年8月6日の総務大臣の告示(総務省告示第98号)を受け、平成18(2006)年1月1日に新「指宿市」が誕生しました。

新「指宿市」においては、新市建設計画および第一次指宿市総合振興計画に基づき、将来都市像である「豊かな資源が織りなす食と健康のまち」の実現に向けたまちづくりを推進してきています。



第2節 指宿市の特性

1. 位置・面積・気候

本市は、薩摩半島最南端に位置しており、東は鹿児島湾を隔てて大隅半島に対峙し、西は南九州市、南は東シナ海、北は県都鹿児島市に面しています。

面積は148.84km²であり、鹿児島県全体の約1.6%となっています。

また、地目別面積は、下表のとおりであり、山林の占める割合が高くなっています。

気候は、年平均気温が18.4℃、年間総降水量が2,375mmとなっています。

温暖で亜熱帯的な気候であり、市内にはソテツが自生しているほか、幸せを呼ぶといわれている熱帯蝶「ツマベニチョウ」が生息する北限の地ともいわれています。

■地目別面積

単位：km²

山林	畑	湖沼	宅地	原野	田	鉱泉地	その他	総数
48.53	36.71	0.15	10.39	2.29	3.15	0.01	47.61	148.84

資料：統計いぶすき(平成27年度版)

■年平均気温

単位：℃

年	平均最高	平均最低	平均
平成24(2012)年	22.4	14.2	18.4
25(2013)年	23.2	14.1	18.4
26(2014)年	22.7	13.9	18.4

資料：統計いぶすき(平成27年度版)

■年間総降水量

単位：mm

年	総降水量	最大日量
平成24(2012)年	2,803.5	223.5
25(2013)年	2,084.5	117.0
26(2014)年	2,375.0	66.2

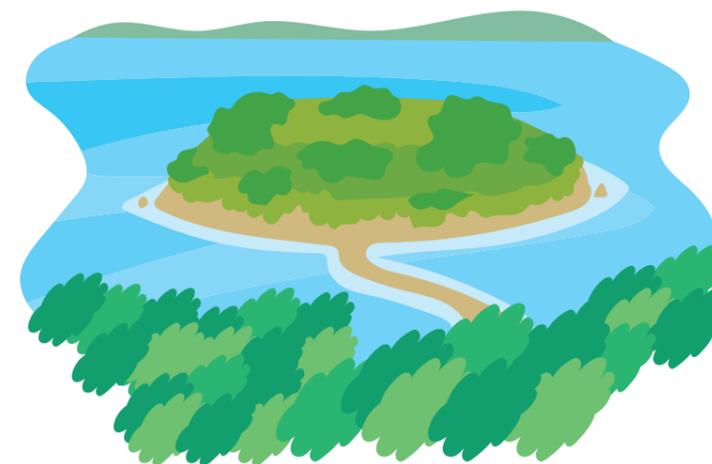
資料：統計いぶすき(平成27年度版)

2. 自然

本市は、中央部に九州最大の湖「池田湖」、東部に潮の干満で陸続きになる、環境省のかおり風景100選に認定された「知林ヶ島」、南西部に標高924m、日本百名山のひとつで薩摩富士と呼ばれる「開聞岳」、南部に南国ムード漂う「長崎鼻」を有しています。

また、本市は霧島火山帯、鹿児島湾入口の阿多カルデラの中に位置することから、その副産物として、世界的にも珍しい天然砂むし温泉をはじめとする豊富な温泉資源に恵まれています。

このほか、天然の良港であり“鶴の港”と呼ばれる「山川港」や、1日10万tも湧き出る清水を有し国土交通省の水の郷百選にも認定された「唐船峡」などもあります。



第3節 市民から見た指宿市

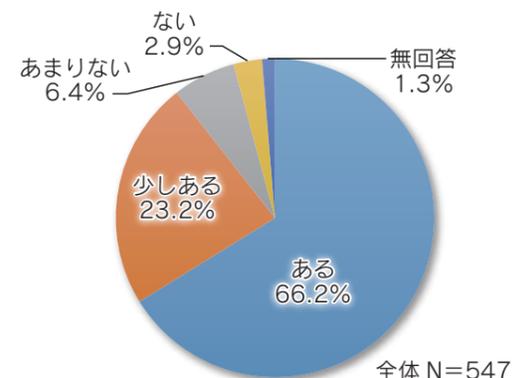
総合振興計画を策定するにあたり、平成26(2014)年7月に、市民を対象にした「指宿市民まちづくりアンケート」、中学生・高校生を対象にした「いぶすき若人まちづくりアンケート」、小学生を対象にした「未来のいぶすき夢アンケート」を実施しました。

その主な結果は、次のとおりです。

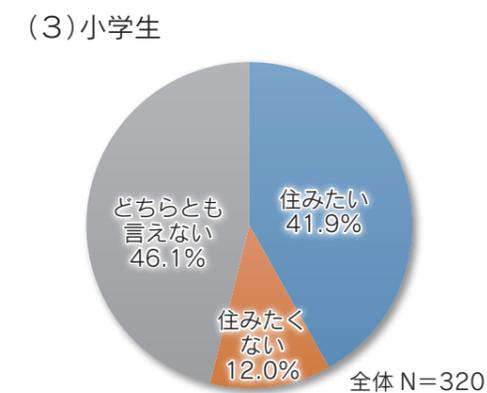
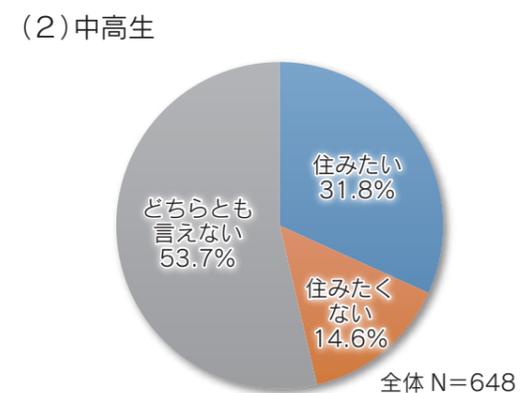
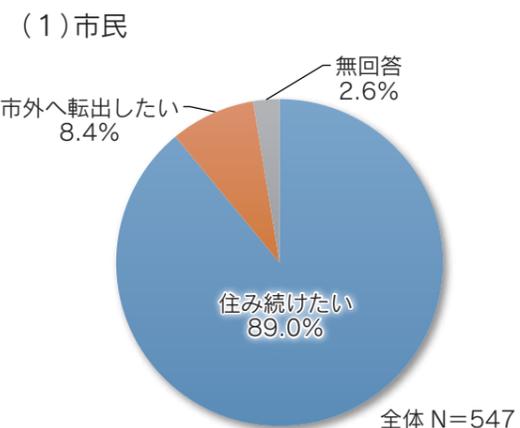
■アンケート対象者および回答率

アンケート名	対象者	対象者数	回答者数	回答率
指宿市民まちづくりアンケート	本市に住所を有する18歳以上の男女から無作為に抽出した2,000人	2,000人	547人	27.4%
いぶすき若人まちづくりアンケート	市内の中学校・高校に通学する中学3年生および高校3年生全員 (市外からの通学者含む)	695人	648人	93.2%
未来のいぶすき夢アンケート	市内の小学校に通う小学6年生全員	359人	320人	89.1%

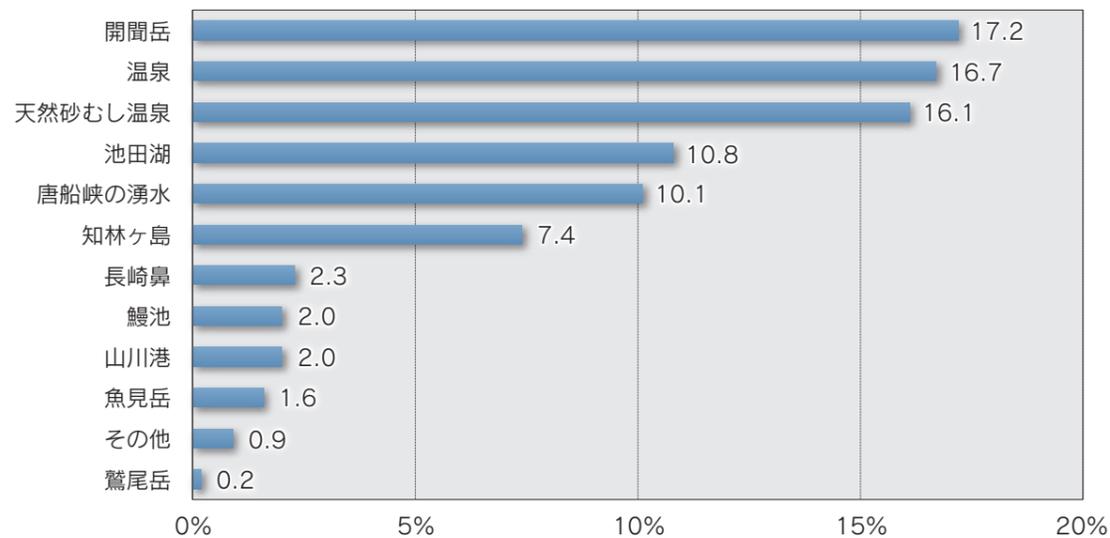
1. 指宿市に愛着がありますか？（学生を除く市民）



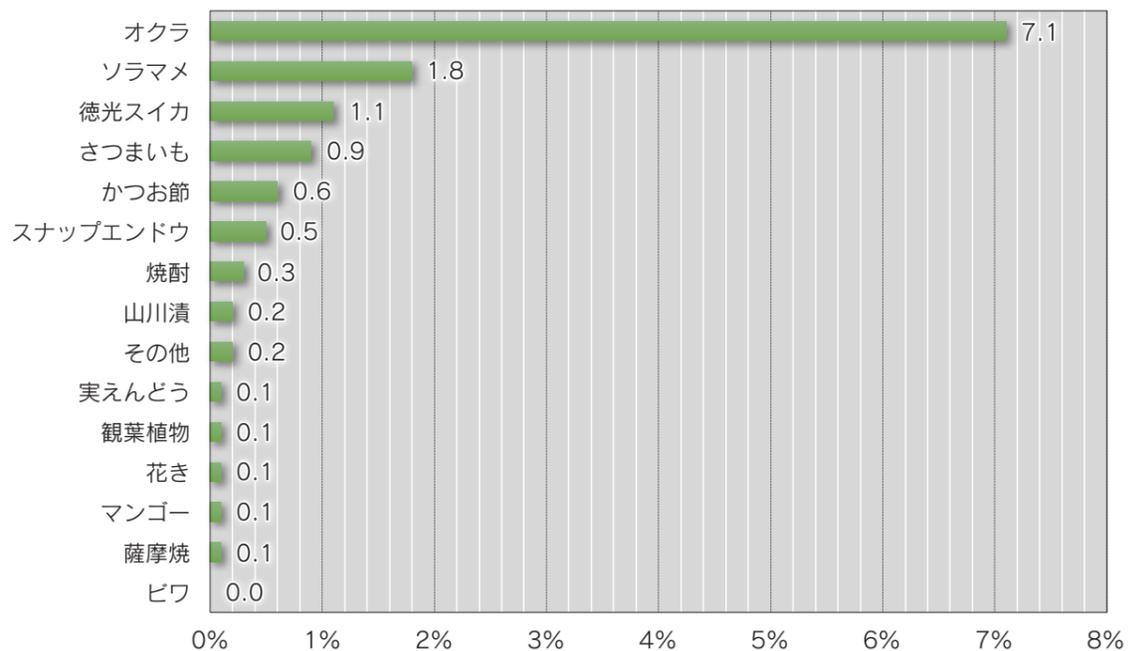
2. 指宿市に住み続けたいですか？



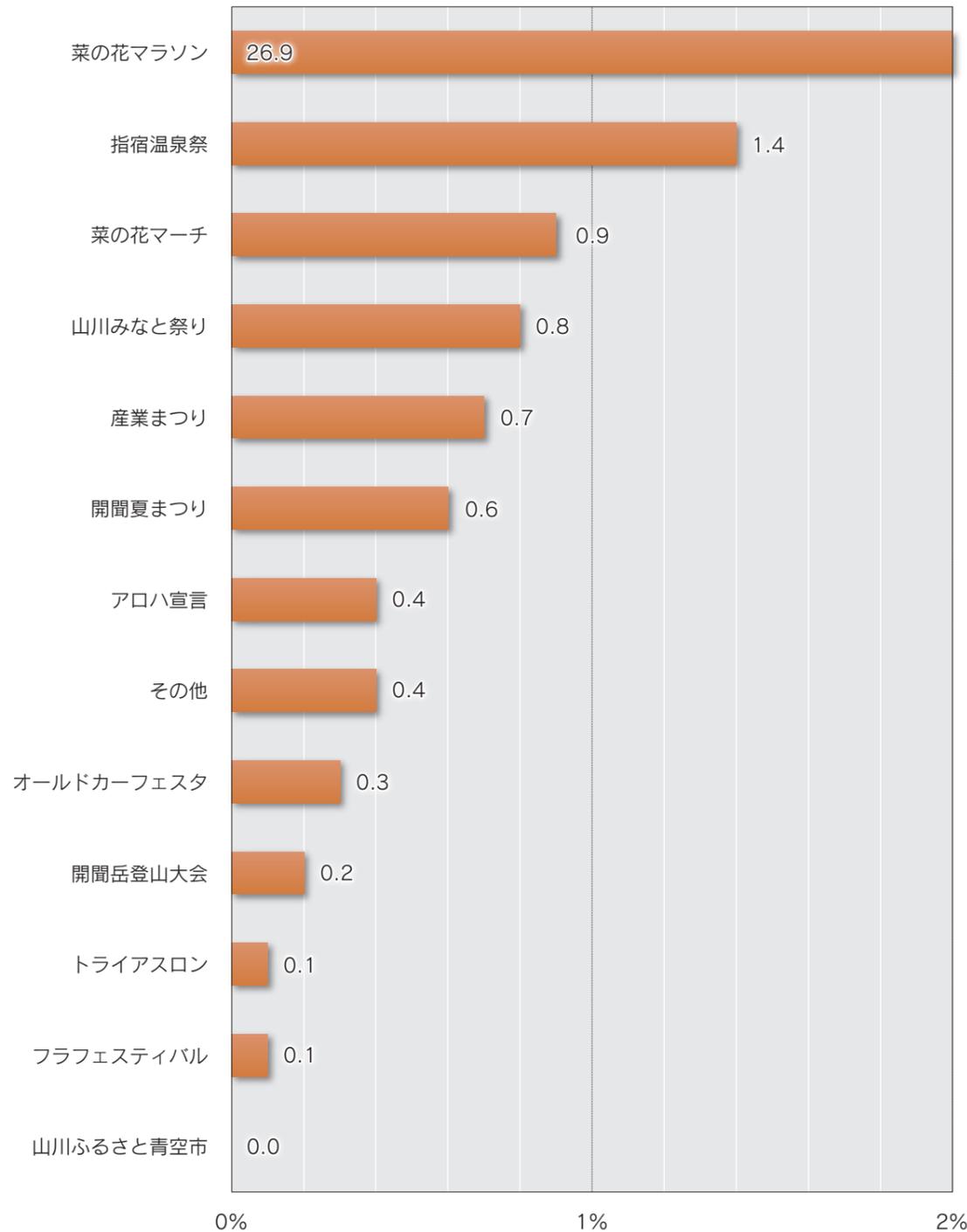
3. 指宿市の自然で大切にしたいものは何ですか？（学生を除く市民）



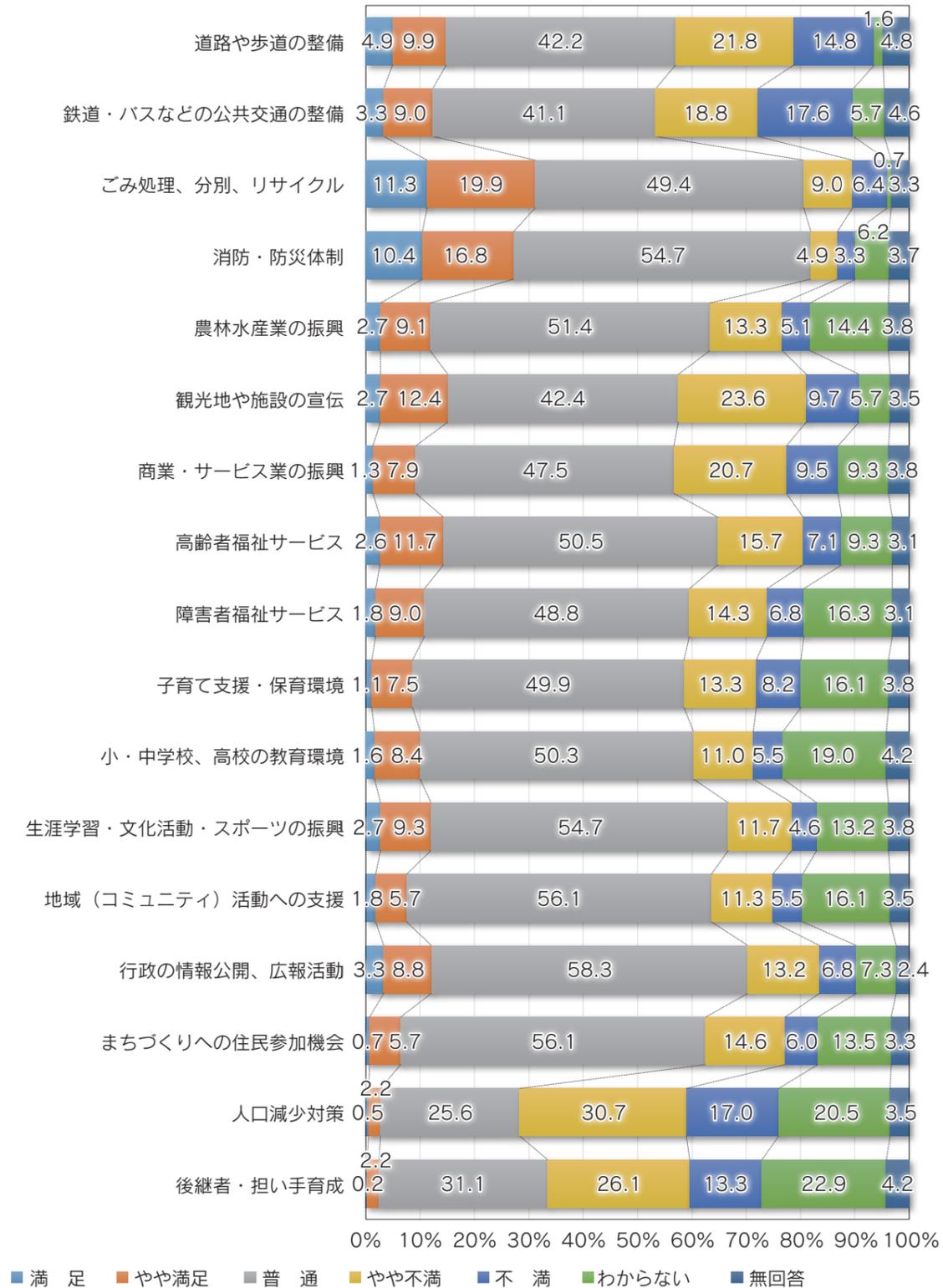
4. 指宿市の特産品で大切にしたいものは何ですか？（学生を除く市民）



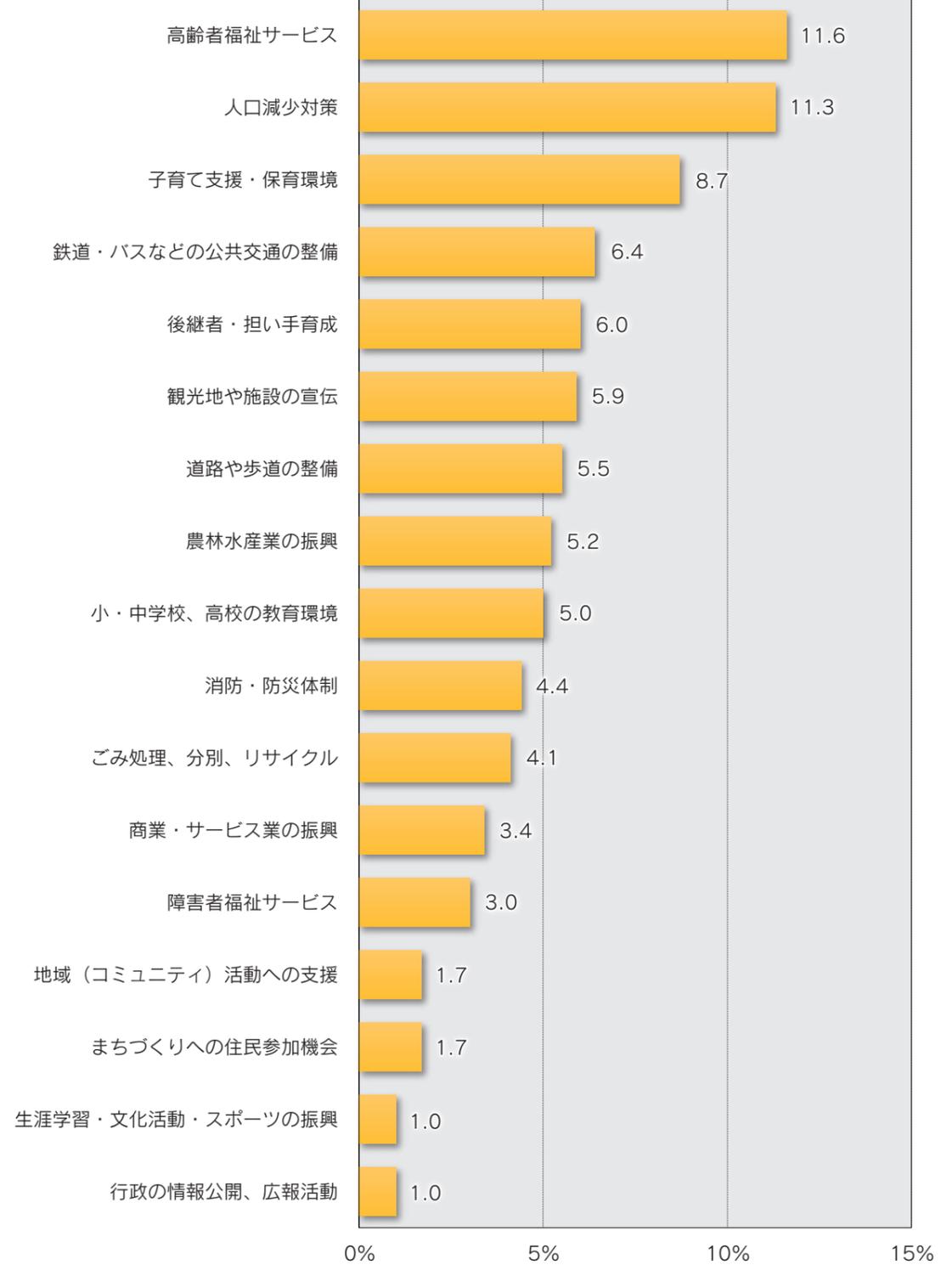
5. 指宿市のイベントや祭りで大切にしたいものは何ですか？（学生を除く市民）



6. 指宿市の施策の満足度について(学生を除く市民)



7. 指宿市はどの分野に力を注ぐべきだと思いますか？(学生を除く市民)



第2部

基本構想

The 2nd Master Plan of
Ibusuki City

第1節 基本理念～まちづくりの4つの基本姿勢～

私たちが暮らす指宿市は、砂むし温泉をはじめとする豊富な温泉、九州最大の湖である池田湖、開聞岳の裾野に広がる畑作地帯、天然の良港である山川港、歴史に彩られた多くの文化など、個性的で魅力ある地域資源に恵まれています。

新しい時代に光り輝く未来の指宿市を創造するためには、この素晴らしい自然や文化と共生しながら、市民と行政が互いに力を合わせ、誰もが快適に安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。

そこで、これからのまちづくりを進めるため、市民と行政が共有すべき基本理念を次の4つのおり掲げます。

基本理念
1「地域資源を最大限活用」するまちづくり
～食の安定供給・交流の促進～

本市が有する多彩で魅力ある地域資源は、私たちの生活や産業活動にやすらぎや潤いなど様々な恩恵を与えてくれる貴重な財産です。

地域資源の新たな魅力を引き出すとともに、その可能性を最大限に活用し、質の高い食物を安定的に供給できる「食料供給基地」や国内外から観光客が訪れる「世界に誇れる観光地」の創造を目指します。

基本理念
2「生活の質の向上」を目指すまちづくり
～自然との共生・健康への貢献～

本市は、温暖な気候や豊富な温泉、多彩な自然環境などに恵まれ、市民が健康で快適な暮らしを実現できる環境が備わっています。

先人たちが守り育ててきたこれらの自然と共生し、「花と緑など自然があふれるふるさとづくり」を進めるとともに、温泉等の恵みを活用して市民の健康増進を図る「長生きの里づくり」を目指します。

基本理念
3「人づくり」を重視するまちづくり
～次世代の育成・パートナーシップ～

これからのまちづくりは、行政の力によって押し進められるべきものではなく、市民や地域、NPO※等の市民団体、企業をはじめ、あらゆる主体が知恵を出し合い、力を合わせて進めていくことが重要です。

未来の指宿市を拓く魅力ある人材の育成を図るとともに、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という信念に基づき、市民と行政による協働のまちづくりを目指します。

基本理念
4「一人ひとりが輝く」まちづくり
～いのちと人権の尊重～

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で心豊かな社会を実現するためには、私たち一人ひとりが互いを認め合える人権尊重の精神を育むとともに、地域や企業においても人権尊重のための積極的な取り組みを進めていくことが不可欠です。

「みんなが仲良く暮らせるまち指宿市」を実現するためには、市民一人ひとりが人権の主体者であることと個性の違いを豊かさとして認め合い、いのちと人権を尊重するまちづくりを目指します。



※NPO

民間非営利組織のことで、英語：Non Profit Organization の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

第2節 将来都市像～目指すべきまちの姿～

新しいまちづくりは、温泉や肥沃な大地等の恵まれた自然環境を守りながら、これらが生み出す魅力ある「食」や「健康」を様々な分野に生かしていくことが重要です。

すべての市民が健康で、ふるさとに愛と誇りを持ち、住んでよかったと思えるまちづくりを進めるため、4つの基本理念を踏まえ、本市が目指す5つの将来都市像を右のとおり決めました。

また、それらを総括し、代表する将来都市像を以下に掲げます。

豊かな資源が織りなす
食と健幸のまち



5つの将来都市像は次のとおりです。これらは、個々に取り組まれるのではなく、相互に最大限の波及効果を生み出すことができるよう、相乗効果の高い取り組みを進めます。

■安心できる質の高い農水産物を提供する南の「食料供給都市」

消費者が安心して食べられる安全な農水産物等を安定的に生産・供給でき、付加価値の高い産業としての農林水産業が発展する「食料供給都市」を目指します。

■一次産品や温泉等の価値を多面的に活用した「健康産業都市」

農林水産業や観光等の基幹産業の振興を図るとともに、健康食品や温泉医療等の健康に関連する新産業の育成を進めることにより、物からサービスに至るまで、多種多様な健康に関連する産業群が集積する「健康産業都市」を目指します。

■温泉等の多彩な地域資源を活用する世界に誇れる「保養観光都市」

温泉を核とする様々な地域資源を活用することにより、市民および観光客が心身ともにリフレッシュでき、健康に過ごせる世界に誇れる「保養観光都市」を目指します。

■豊かな自然環境と調和した街の魅力が輝く「生活充実都市」

豊かな自然環境が住環境や街にうまく活用されたゆとりと潤いに満ちた生活空間の中で、街の持つ利便性を同時に感じられる「生活充実都市」を目指します。

■アジア等との交流・連携による世界に開かれた「国際共栄都市」

アジアをはじめとした海外との経済・学術・文化・スポーツ・環境などの様々な分野における交流・連携を図ることにより、世界に開かれた「国際共栄都市」を目指します。

第1節 基本目標

本市を代表する将来都市像である「豊かな資源が織りなす 食と健幸のまち」を実現するため、次の7つを基本目標と定め、総合的・計画的な行政の推進を図ります。

- 利便性に優れた快適なまち 【社会基盤】
- みんなでつくる“人”と“環境”にやさしいまち 【生活環境】
- 資源と産業が結合し湯遊と暮らせるまち 【産業経済】
- すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまち 【保健医療福祉】
- 郷土を愛し未来を拓くところ豊かな人材を育むまち 【教育文化】
- 市民と行政が協働で創る活気あふれるまち 【コミュニティ・協働】
- 市民とともに行政改革を進めるまち 【行財政】



第2節 基本方針

【社会基盤】

1. 利便性に優れた快適なまち

市内外を結ぶ様々な幹線ネットワークの整備は、市民生活の充実や観光振興、地場産業の発展に大きく寄与するものです。

本市においては、生活・観光・産業のインフラ^{*}としての道路・交通網の確立を目指すとともに、無秩序な土地開発を規制し、魅力あふれる街並みの形成を図ります。

市民サービスの利便性向上に向けた情報通信基盤の整備に努め、快適なまちを目指します。

また、市民や観光客の円滑な移動の実現に向け、公共交通機関の充実に努めます。

【生活環境】

2. みんなでつくる“人”と“環境”にやさしいまち

本市は、豊富な温泉資源に加え、海・森林・湖沼等の自然環境に恵まれており、これらの自然環境は生活、産業、観光等に多大に貢献しています。一方で、環境問題が地球レベルでの大きな課題になっている中で、生活環境の整備や産業の振興などの様々な場面で環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。

そのため、環境と共生するライフスタイルづくりを目指すとともに、市民生活や農業を支える良質な水の安定確保に努めます。

また、定住人口の維持・拡大を目指し、ゆとりと安らぎに満ちた居住空間の整備を進めます。

【産業経済】

3. 資源と産業が^{ゆうごう}結合し^{ゆうゆう}湯遊と暮らせるまち

豊かな自然環境や食文化等を満喫できる体験型観光の推進に努めるとともに、温泉等の多彩な地域資源を生かした国際的な保養観光地づくりを進めます。

また、活気ある商業活動・地場産業の振興を図ります。

基幹産業である農林水産業については、担い手の育成・確保を図るとともに、安心・安全といった消費者ニーズに適切に対応しながら、温暖な気候や温泉熱等を生かした付加価値の高い農林水産業の展開を図ります。

また、観光業や商業、農林水産業などの各産業相互間の多様な連携の推進に努めます。

【保健医療福祉】

4. すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまち

少子高齢化の進行や健康への関心が高まる中で、高齢者、障害者、児童を含むすべての市民が、健康で自立した生活を送ることのできるまちづくりを推進します。

温泉等の地域資源を活用した健康づくりの推進を図るとともに、子育て支援体制や、在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化を進めます。

また、保健医療福祉を支える人材の育成・確保に努めます。

^{*}インフラ

インフラストラクチャー(英語: Infrastructure)の略。産業や社会の基盤となる道路、鉄道、上下水道、電気、通信などの総称

【教育文化】

5. 郷土を愛し未来を拓く^{ふるさと}こころ豊かな人材を育むまち^{あす ひら}

本市の将来を担う子どもたちへの教育においては、目まぐるしく変化する社会に的確に対応するため、家庭や地域における教育の重要性を認識する必要があります。

学校、家庭、地域が一体となって、特色ある教育活動を進めるとともに、青少年の健全育成活動等を展開し、豊かな人間性や社会性、たくましく生きる力を持った子どもたちの育成を目指します。

また、市民が自らの個性を伸ばすとともに能力の向上につながるような生涯学習機会の創出や、ふるさとの歴史や文化に誇りを持ち、それらを次代に引き継げるような環境をつくるとともに、市民の健康保持や体力向上に寄与するスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

さらに、年齢や性別などに関係なく、互いに認め合うことができる心豊かな市民であられるまちを目指します。

【コミュニティ・協働】

6. 市民と行政が協働で創る^{つく}活気あふれるまち

市民の身近な生活の場であるコミュニティ[※]は、まちづくりの基盤として重要な役割を担うことが求められています。市民と行政の役割分担のもとに、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という信念に基づき、それぞれの立場で共通の目的に向かって、協働していくことが必要です。

そのため、市民のコミュニティ意識の高揚と啓発に努めるとともに、地域住民の連携や自主的な活動を促しながら、地域の特性を生かした多面的な地域コミュニティ[※]活動に対する支援や地域コミュニティ計画づくりを支援していきます。

また、ボランティア、NPO[※]等による自主的・主体的な市民活動を支援します。

※コミュニティ

一般的に共同体または地域社会

※地域コミュニティ

特に地域の結び付きが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集団

※NPO

民間非営利組織のことで、英語：Non Profit Organization の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

【行財政】

7. 市民とともに行財政改革を進めるまち

地域の均衡ある発展と一体感の醸成を図るため、合併に対する支援措置等の効果的な活用と、効率的な行財政運営が求められています。

そのため、市民と行政の情報の共有化を図り、市民が主体的に参画する仕組みづくりを進めます。

また、効果的な行政サービスを提供するため、組織機構の整備に努めながら、民間活力の積極的・効果的な活用を推進します。さらに、歳入の安定確保を図りながら、公益性、必要性、有効性の視点に立った各事業の効果の検証を進め、効率的かつ効果的な財政運営に向けた取り組みを強化していきます。

また、広域的視点に立ち、近隣市町等と連携・協力し、幅広い分野で広域行政を推進します。



第3節 将来人口

1. 人口の推移

国勢調査によると、本市の人口は年々減少を続けており、昭和45(1970)年の国勢調査で55,832人だった人口は、平成22(2010)年には約20%減少の44,396人になっています。年齢3区分^{*}別に見ると、年少人口および生産年齢人口は減少、老年人口は増加の傾向にあり、少子高齢化の傾向が顕著に表れています。

また、世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少を続けており、核家族や単身世帯の増加を示しているといえます。

2. 将来人口の予測

平成22(2010)年までに実施された国勢調査による人口推移をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が推計した平成37(2025)年の本市の人口予測は、36,853人となっています。

3. 目標人口

全国的な人口減少の時代を迎え、高齢化の進行や出生率の低下が今後ますます進むと考えられることから、本市の人口も減少していくものと予想されます。

そこで、子どもを生き育てやすい環境の整備や医療体制の充実、産業の振興、企業誘致などの定住促進のための施策を積極的に推進することにより、減少率を抑える等の取り組みが必要です。

これらの地方創生の実現に向けた取り組みにあたり、平成27(2015)年10月に策定した「指宿市版地方人口ビジョン^{**}」における市独自の将来人口推計に基づき、平成37(2025)年の将来人口は37,000人程度を目標とします。

また、これからは、定住促進策の推進とあわせ、交流人口を増やすための施策にも取り組み、地域の活性化を図ります。

^{*}年齢3区分
0～14歳を年少人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上を老年人口とする人口の年齢構造を分析するための区分

^{**}地方人口ビジョン
国が策定した日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(長期ビジョン)」を勘案しつつ、地方において、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したもので、対象期間は長期ビジョンの期間(平成72(2060)年)を基本とし、地域の実情に応じた期間の設定も可能

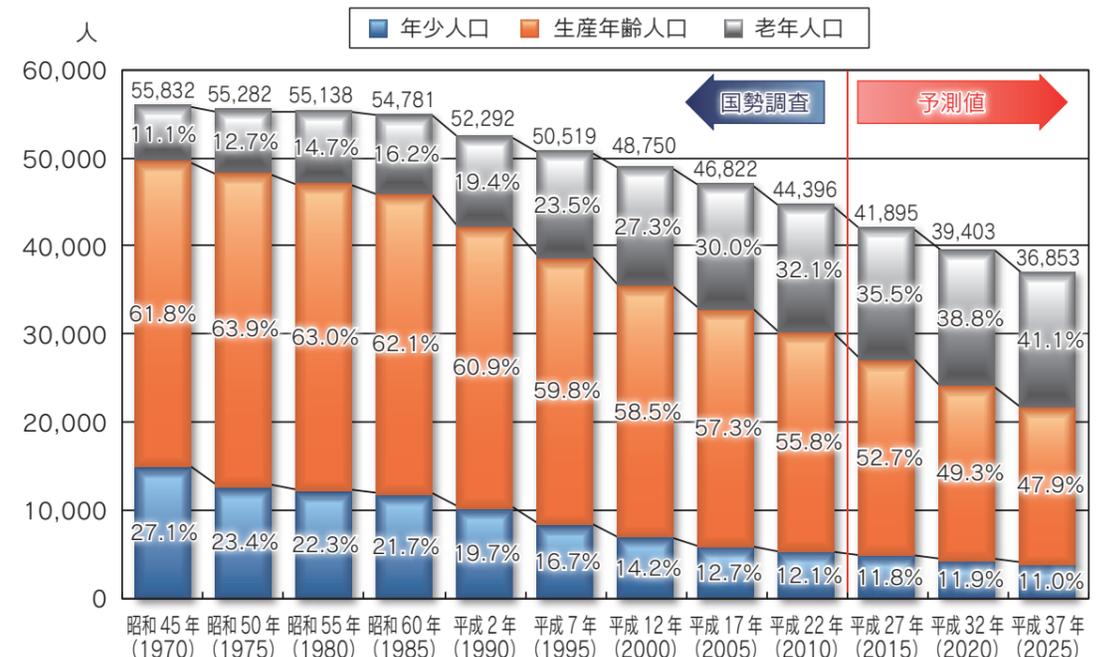
■人口および世帯数の推移

※国勢調査による確報値

年	区分	人口			世帯		
		総数(人)	男(人)	女(人)	前年比(%)	総数(戸)	1世帯当たりの人員(人)
昭和45(1970)年		55,832	25,466	30,366	—	16,427	3.4
50(1975)年		55,282	25,281	30,001	99.0%	17,253	3.2
55(1980)年		55,140	25,362	29,778	99.7%	18,727	2.9
60(1985)年		54,781	25,135	29,646	99.3%	19,249	2.8
平成2(1990)年		52,292	23,742	28,550	95.5%	19,081	2.7
7(1995)年		50,529	22,940	27,589	96.6%	19,372	2.6
12(2000)年		48,750	22,122	26,628	96.5%	19,569	2.5
17(2005)年		46,822	21,243	25,579	96.0%	19,730	2.4
22(2010)年		44,396	20,169	24,227	94.8%	19,210	2.3
27(2015)年		42,186	19,299	22,887	95.0%	19,081	2.2

※平成17年以前の人口および世帯は、旧市町のデータを合算したもの
※平成27年の数値は、平成28年2月時点において、平成27年国勢調査確報値が公表されていないことから、平成22年国勢調査からの推計値(毎月推計人口値)を表示

■年齢3区分の推移および国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の予測



第3部

基本計画

The 2nd Master Plan of
Ibusuki City

体系図／目指す成果と目標値

第1章 【社会基盤】
利便性に優れた快適なまち

幹線道路網の整備

生活道路の整備

観光ロードの創出

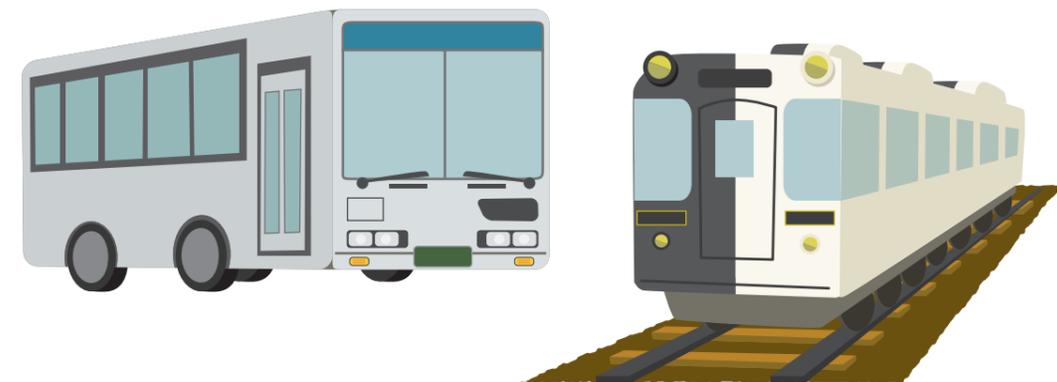
公共交通体系の充実

秩序ある土地利用の推進

市街地の活性化

情報通信基盤の整備

指 標	単位	基準値	目標値		基準値の出所等
			H32	H37	
道路・歩道の整備に関する施策の満足度	%	57.0	60.0	65.0	指宿市民まちづくりアンケート(H26)
鉄道・バスなどの公共交通の整備に関する施策の満足度	%	53.4	55.0	60.0	指宿市民まちづくりアンケート(H26)
住みよさランキング	位	618	600	550	都市データパック※ 2015年版
地上デジタルテレビ放送の世帯カバー率	%	100.0	100.0	100.0	H27
高速通信回線網の世帯カバー率	%	100.0	100.0	100.0	H27



※都市データパック

東洋経済新報社が全国の市を対象にし、「安心度」「利便度」「快適度」「富裕度」「住居水準充実度」の5つの観点から、都市の住みよさをランキングにしたもの

1. 幹線道路網の整備

現状と課題

市内を南北に縦断する国道226号や九州縦貫自動車道へと続く県道指宿・鹿児島インター線^{*}、広域農道など、多くの幹線道路が広域圏の交通網として重要な役割を担っています。

国道226号は片側一車線で幅員が狭く、交通量の増加を起因とする交通渋滞が問題になっているとともに、災害時に備えた国道226号の代替道路の確保も課題となっています。

また、国道269号は地域住民や山川・根占航路を利用する観光客などが活用する重要な路線であり、利用者の安全性や快適性の向上を図るための整備が求められています。

本市西部と九州縦貫自動車道をつなぐ県道指宿・鹿児島インター線や県道岩本開間線など、市内外の各地を結ぶ県道やそれらを補完する幹線市道は、交通量の増加や自動車の大型化などにより、改修や拡幅等が必要になってきています。

広域農道の全線開通は、広域的な物流の促進や地域住民の利便性向上が期待されているとともに、鮮度が売り上げを大きく左右する農水産物の高速輸送や市場への安定供給を実現するためにも、早期完成が望まれています。

基本方針

本市の産業・経済・観光・文化の振興に寄与するため、国道226号の四車線化をはじめ、県道や広域農道等について、国や県などの関係機関と連携し整備促進に努めるとともに、幹線市道等について、計画的な整備・改修等を実施し、安全で効率的な道路網の構築を推進します。

また、道路はそれ自体が構造物としてみられる対象であると同時に、美しい景観を体験するための場を提供するものであることから、本市の持つ地域資源と結び付けて整備することで、景観や快適性の向上による風光明媚な魅力ある道路づくりを目指します。



^{*}県道指宿・鹿児島インター線

本市西部から九州縦貫自動車道を結ぶ県道。通称「指宿スカイライン」

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 国道の整備促進</p> <p>国道226号については、平川交差点以南の拡幅改良の早期事業化を促進します。</p> <p>また、国道269号は安全性や快適性の向上を図るため、整備・改修を促進します。</p>	<p>☆道路整備等に協力します。</p> <p>☆市民共通の財産として、道路を大切に使用します。</p>
<p>2. 県道・幹線市道の整備促進</p> <p>市内外を結ぶ県道である指宿・鹿児島インター線や岩本開間線、穎娃宮ヶ浜線等について、拡幅改良事業の促進を図ります。</p> <p>また、国道や県道を補完する幹線市道については、計画的な整備・改修を実施します。</p>	
<p>3. 広域農道の整備促進</p> <p>広域的な物流の促進や災害時に備えた国道等の代替道路としても期待できる広域農道の国土交通省区間について、早期完成を目指した取り組みを推進します。</p>	



2. 生活道路の整備

現状と課題

本市には多くの市道があり、通勤や通学、買い物など市民生活に密着した重要な生活道路として利用されています。

市道は、生産物のスムーズな流通を促進するための重要な輸送路であるとともに、国道や県道等の幹線道路をつなぎ補完する大切な道路でもあります。

しかしながら、幅員が狭小であったり路面の傷みが目立ったりしている個所もあり、通行車両および歩行者の安全性・快適性の向上を目的とした改良・整備が望まれています。

また、地域内における市道は、多くの歩行者が利用する道路でもあることから、子どもや高齢者、障害のある人などの視点に立ったバリアフリー[※]化に配慮した整備が求められています。

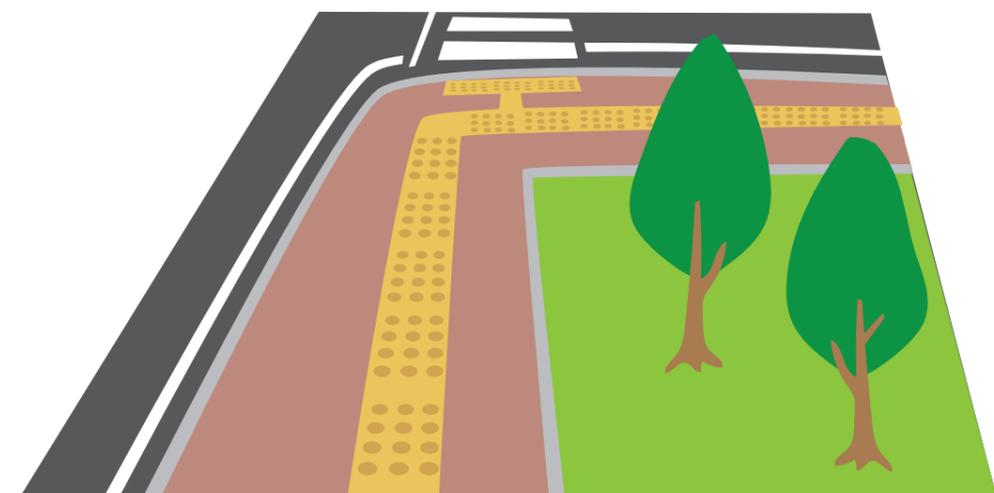
基本方針

近年の車社会の進展に伴い交通量が増加しつつある市道については、幹線道路を補完する整備を推進するとともに、生活道路としての機能を高め、安全で安心して通行できる「利用者の視点に立った道づくり」に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 市道等の改良・整備</p> <p>市民の快適な生活環境の実現に向け、計画的な改良・整備を実施するとともに、排水対策として側溝の整備に努め、市道を利用する自動車や歩行者の安全性・快適性の向上を図ります。</p>	<p>☆道路整備等に協力します。</p> <p>☆市民共通の財産として、道路を大切に使用します。</p>
<p>2. バリアフリー化の推進</p> <p>市道等の改良・整備においては、バリアフリーの概念に基づき、すべての歩行者に配慮した整備を実施します。</p>	
<p>3. 幹線道路を補完する道路等の整備</p> <p>国道や県道、幹線市道をつなぐ市道を、利便性の向上を図るため、計画的に整備します。</p>	



※バリアフリー

英語：Barrier Free 障害者や高齢者等が生活する上で妨げとなる物理的・社会的障害を取り除くこと

3. 観光ロードの創出

現状と課題

保養観光都市を目指す本市には、世界的にも珍しい「天然の砂むし温泉」や豊富に湧出する温泉を活用した鰻地区の「スメ[※]」、大潮や中潮の干潮時に歩いて渡ることができる「知林ヶ島」など数多くの観光資源が点在するとともに、九州最大の湖「池田湖」や日本百名山のひとつ「開聞岳」、薩摩半島最南端の絶景の地「長崎鼻」などの雄大な自然資源に恵まれています。

今後は、この豊かな観光資源や自然資源を有効的に活用した、魅力ある観光ロードの創出が求められています。

また、観光客が多く利用する道路については、景観を生かした案内標識を設置するなどの環境整備が求められています。

基本方針

観光資源を生かしたウォーキングコースや、雄大な自然景観を楽しめる魅力ある観光ロードの創出に努めます。

また、誰もが歩きたくなるような街並みの醸成を目指して、市民と協働による地域の特性を生かした雰囲気づくりに努めるとともに、サイン[※]整備を行い、外国人をはじめ、観光客が安心して散策できるまちづくりに努めます。



※スメ

温泉の蒸気を利用した自然のかまどで、「巢目」とも表記する場合がある。

※サイン

順路、避難路等の表示（一部は案内板とも呼ばれる）、注意喚起のための看板

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 観光資源を生かした道路整備 観光資源を生かした景観づくりに努めるとともに、それぞれの資源を結ぶ効率的な道路整備に努めます。</p>	<p>☆道路整備等に協力します。 ☆市民共通の財産として、道路を大切に使用します。 ☆ごみのない美しい道路景観づくりに協力します。</p>
<p>2. 自然景観を生かした観光ロード整備 九州自然歩道に指定されている開聞岳一周線等の早期整備など、観光資源を生かした地域の特性あふれる観光ロードの創出に努めます。</p>	
<p>3. ビューポイント[※]の設定 気軽に休憩できる場所としてビューポイントを設定し、本市に点在する自然景観や観光資源の周知に努めます。</p>	
<p>4. 案内標識の整備 外国人をはじめ観光客にわかりやすく観光施設を案内できるよう、サイン整備に努めます。</p>	



※ビューポイント

眺めの良い場所などに設置された休憩場所

4. 公共交通体系の充実

現状と課題

本市には、JR指宿枕崎線をはじめ、鹿児島市や鹿児島空港などを結ぶバス路線、大隅半島への海上ルートである山川・根占航路、指宿と種子屋久間を結ぶ高速船など、多種多様な公共交通手段が備わっています。しかしながら、近年の車社会の進展に伴い、公共交通機関の利用者は減少しつつあり、維持・存続に向けた取り組みが求められています。

JR指宿枕崎線については、薩摩今和泉駅から入野駅まで市内に11の駅があり、学生等にとって重要な交通手段になっています。

また、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業や「指宿のたまて箱(いぶたま)」の運行により、指宿-博多間、指宿-新大阪間が大幅に時間短縮されたことから、今後さらに、指宿市までの特急列車等の充実や山川駅以南の輸送力の強化が求められます。

高齢者や通勤・通学者にとって重要な交通手段である路線バスや、地域に定着している市内循環バス、薩摩半島と大隅半島を結ぶ山川・根占航路等は、本市の観光振興や物流にとって重要な公共交通手段であり、その安定運行(航)が望まれています。

基本方針

市民の利便性向上や観光客の円滑な移動の促進に向け、JRやバス、フェリー等の利用促進に努めるとともに、関係機関の協力を得ながら公共交通機関の安定運行(航)を促進します。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. JR指宿枕崎線の輸送力強化</p> <p>JR九州や関係自治体と連携し、観光特急の増結や在来線の増便など、JR指宿枕崎線の輸送力強化に向けた取り組みを推進します。</p>	<p>☆交通渋滞の緩和や環境保護を推進するため、公共交通機関を利用します。</p>
<p>2. バス路線の維持・存続</p> <p>高齢者など、交通弱者にとって重要な交通手段である路線バスについては、国や県などの関係機関と連携した維持・存続に努めます。</p> <p>また、市内循環バスについては、利用促進を図るとともに、効率的な運行に努めます。</p>	
<p>3. 山川・根占航路等の利用促進</p> <p>関係機関と連携し、航路の利用促進を図るとともに、山川・根占航路の安定運航に努めます。</p> <p>また、種子島・屋久島地域との連携を図り、指宿と種子屋久間を結ぶ高速船の利用促進に努めます。</p>	



5. 秩序ある土地利用の推進

現状と課題

本市の総面積は148.84km²であり、都市計画区域[※]が67.36km²（うち用途地域[※]が6.45km²）、農業振興地域[※]が108.24km²指定されています。

また、自然公園法に基づく特別保護地区を有する開聞岳や知林ヶ島をはじめとする魚見岳一帯など、51.49km²が霧島錦江湾国立公園に指定されています。

平成27(2015)年の地目別面積は、山林が48.53km²（総面積の約32.6%）、農用地(田・畑)が39.86km²（同26.8%）、宅地が10.39km²（同7.0%）などとなっており、平成19(2007)年と比較すると、山林が3.2km²、農用地が1.86km²、宅地が2.1km²減少しています。

近年、郊外型の大型店舗および太陽光発電施設の進出等により、土地利用の形態は大きく変わりつつあります。これからは、これらに十分対応できるような総合的な土地利用の調整が求められています。

基本方針

土地の開発・利用にあたっては、円滑化・効率化を図るために地籍調査を実施するとともに、都市計画マスタープラン[※]や農業振興地域整備計画[※]等の土地利用計画を活用し、各種法令に抵触する無秩序な土地開発等の規制に努めます。

※都市計画区域

自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通しを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域

※用途地域

都市の将来のあるべき土地利用を実現するため、建築物の用途・容積・形態について制限を定める地域

※農業振興地域

農業の健全な発展および国土資源の合理的な利用の見地から、総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域

※都市計画マスタープラン

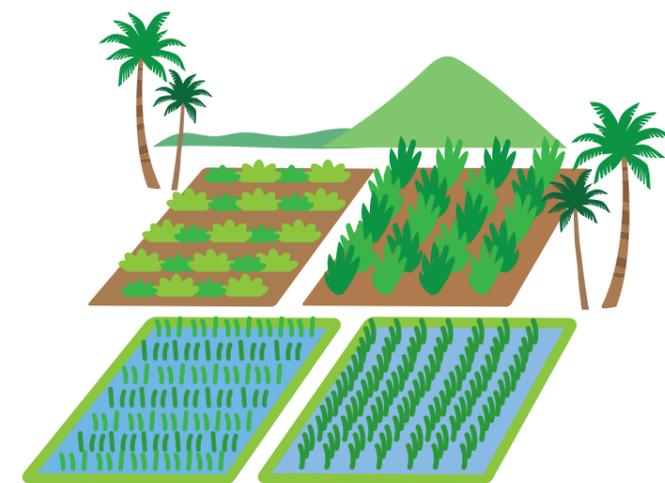
人口、人や物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、住民の意見を反映しながら将来のまちをどのようにしていくかを具体的に定めた計画

※農業振興地域整備計画

農業振興地域を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画

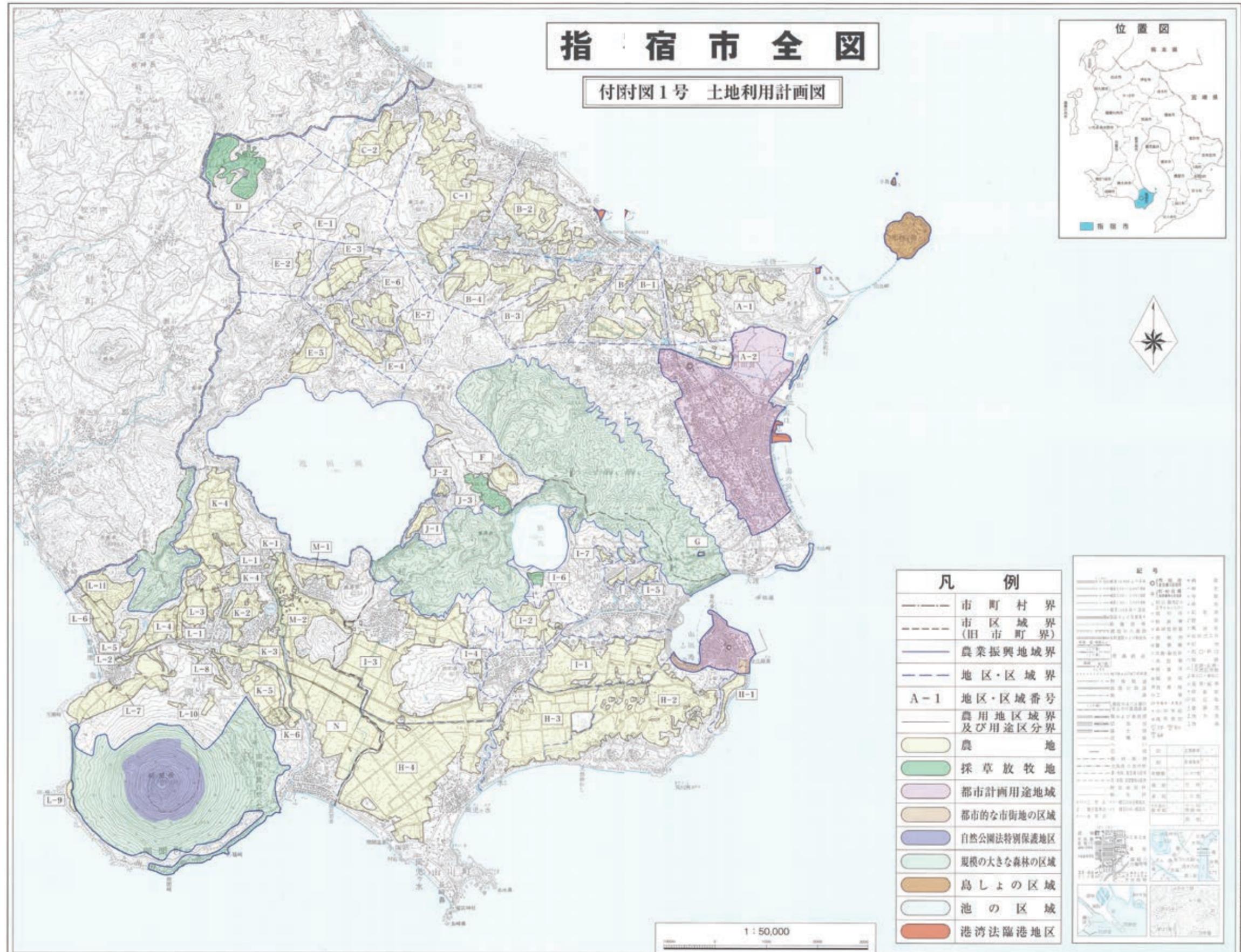
主要施策の概要

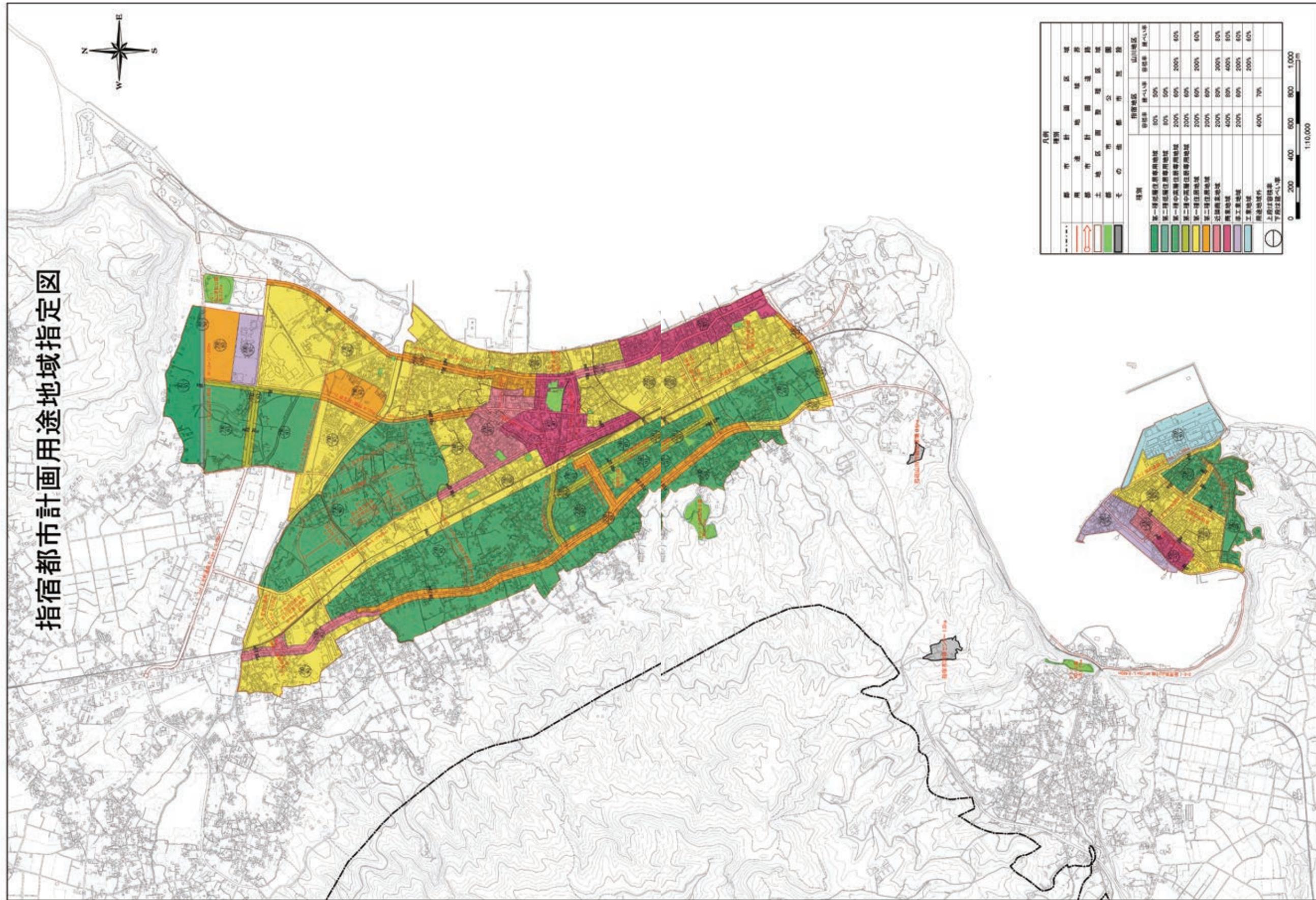
市が行うこと	市民等が行うこと
1. 地籍調査の実施 土地利用の円滑化・効率化を図るため、地籍調査を推進し、土地の計画的な利用を促進します。	☆地籍調査に協力します。
2. 土地利用計画等の活用 豊かで住みよいまちを創造するため、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画等の土地利用計画を活用し、土地の無秩序な開発を抑制します。 また、自然公園法に基づく特別地域 [※] 内における土地開発、工作物等設置の許可申請を鹿児島県へ進達するとともに、環境省および鹿児島県と協力し、指導・助言等を行います。	☆土地利用計画策定等に協力します。



※自然公園法に基づく特別地域

公園が持つ風景などの趣きや景観を維持するために、土地開発や工作物等の設置等について規制が定められている地域





6. 市街地の活性化

現状と課題

本市は、JR指宿駅や山川庁舎、開聞庁舎周辺等において、商業が集積する市街地が形成されていますが、郊外型の大型店舗の進出等に伴って、にぎわいの喪失や商業機能の低下、まちの空洞化が大きな問題となっています。

このため、まちの中心として、市民が住み、働き、交流する、これからの時代ニーズに合った市街地の形成が求められています。

特に、JR指宿駅周辺は、市民生活の拠点であるとともに、多くの観光客が最初に目にする「まちの顔」であることから、指宿港海岸の保全施設整備事業等に合わせて魅力あふれるまちなみ整備を図る必要があります。

基本方針

都市機能の向上を図るため、都市計画マスタープランを活用し、均衡ある市街地の形成を図ります。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 市街地の充実</p> <p>市民生活の向上とさらなる発展を図るため、まちづくりの拠点となる公共施設や道路網、公共交通網などの整備を推進します。</p> <p>また、機能性を実感できるまちを形成するため、都市計画マスタープランを活用し、十町土地区画整理事業等を推進します。</p>	<p>☆まちなみ形成のための区画整理事業等に協力します。</p>
<p>2. JR駅周辺の整備</p> <p>交通連結の利便性を高め、活力と潤いのある地域の玄関口にふさわしい魅力ある駅前広場等の整備を推進します。</p> <p>JR指宿駅周辺においては、観光・商工・建設といった各分野が積極的に連携し、併せて観光協会、商工会議所などをはじめとする各種団体と連携を図りながら、南国の観光地としての指宿らしい特色をもった整備計画を策定し、にぎわいのある駅周辺整備を推進します。</p>	<p>☆駅周辺整備に関する施策・事業に積極的に参加し、行政と一緒にあってにぎわいのあるまちを目指します。</p>



7. 情報通信基盤の整備

現状と課題

情報通信技術の発展に伴い、高度情報化が急速に進展しています。誰もが居ながらにして世界中の情報を入手できる時代となっています。

特に、情報通信技術を活用したインターネットの普及は、地理的制約を解放し、産業振興をはじめ、福祉、医療、防災、教育などに大きく貢献するものです。

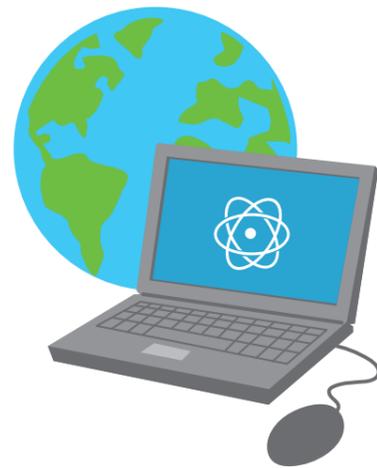
現在、国はインターネット等の情報通信技術を最大限に活用するため、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法[※]」を制定し、すべての国民がコンピューター(情報)やインターネット(通信)に関連する技術の恩恵を享受できる高度ネットワーク社会の確立を目指した情報通信基盤づくりを進めており、携帯電話の普及や地上デジタルテレビ放送の開始等と相まって、私たちの生活環境は大きく変化しています。

本市において、高速通信網は整備されていますが、光ファイバー等の超高速通信網は一部の地域において整備されていません。

また、携帯電話の不感地域については、平成26(2014)年4月現在でほぼ解消されています。地上デジタル放送の難視対策は、国費によるワンセグ受信対策の導入により、平成27(2015)年1月末をもってすべて解消しています。

基本方針

インターネットをはじめとする世界規模の情報通信ネットワークは、市民生活にとって欠かすことのできない存在になりつつあることから、すべての市民がその恩恵を十分に受けることができるよう、関係機関と連携し、情報通信基盤の整備に努めます。



※高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

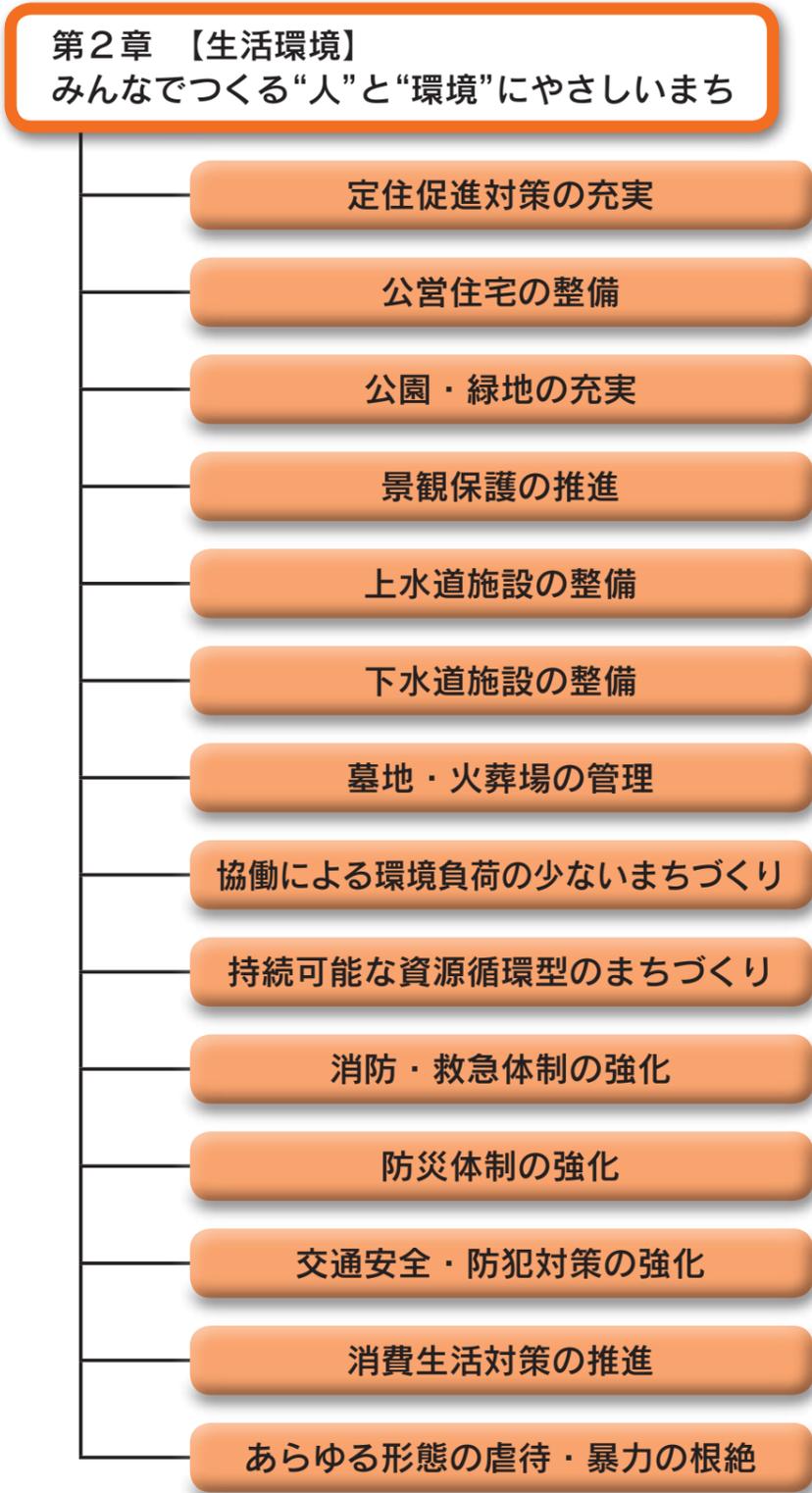
高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を定めた法律。通称「IT基本法」

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 情報通信網の整備</p> <p>すべての市民が情報通信技術の恩恵を受けることができるよう、関係機関からの協力を得ながら、市内全域において光ファイバー等の超高速通信網の整備に努めます。</p> <p>また、携帯電話の不感地域の解消に努めます。</p>	



体系図／目指す成果と目標値



指 標	単位	基準値	目標値		基準値の出所等
			H32	H37	
「本市に住み続けたい」と思う市民の割合	%	89.0	90.0	95.0	指宿市民まちづくりアンケート(H26)
ごみ処理・分別・リサイクルに関する施策の満足度	%	80.6	83.0	85.0	指宿市民まちづくりアンケート(H26)
消防・防災体制に関する施策の満足度	%	81.9	83.0	85.0	指宿市のまちづくりアンケート(H26)



1. 定住促進対策の充実

現状と課題

少子高齢化や過疎化が進む中、定住人口の増大は、まちの将来を支えるための重要な課題となっています。

また、近年の自然志向の高まりを受け、いわゆる田舎暮らしを求める人が増えつつあることから、本市の温暖な気候と豊富な温泉を活用した定住者受け入れ体制の充実が求められています。

このことから、本市の住み良さを広く周知するとともに、「来て良かったと思われるまちづくり」「住んで良かったと思えるまちづくり」が求められており、未来を担う若者をはじめ、人生経験豊かな団塊世代等の幅広い世代が魅力を感じる定住の場づくりが必要とされています。

基本方針

平成23(2011)年の九州新幹線鹿児島ルート全線開業などの追い風を受け、指宿の良さを体験できる事業を促進し、交流人口の増加を定住人口の増加につなげる取り組みを実施します。

また、本市に住みたいと希望する人の定住を促進するための取り組みに努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 住宅地の整備および定住の促進</p> <p>空き家の有効活用や住宅地の整備を進め、定住希望者の受け入れ体制の充実を図るとともに、体験型観光や先進医療を生かしたヘルスツーリズム[※]など、指宿の魅力ホームページ等でPRし、指宿の良さを体感できる体制を整え、定住促進を図ります。</p> <p>また、市外の人々が指宿へ定住しやすいような支援策等の充実を図ります。</p>	<p>☆指宿市の良さを広くPRします。</p>



※ヘルスツーリズム

病気やけがの治療・療養のほか、美容、ストレス解消、体力増強など健康増進を目的とした旅行のこと

2. 公営住宅の整備

現状と課題

本市における公営住宅は、年数の経過による老朽化住宅が多くなり、通常の修繕等の維持管理が年々増加するとともに、大規模な改修も必要となっています。

このため、安全で快適な住環境を維持していくために、適切な維持管理および計画的な整備が求められています。

基本方針

公営住宅等の長寿命化を図る計画に基づいた改修と個別修繕を行うことにより住宅の質を改善し、ライフサイクルコスト^{*}の縮減を図ります。

また、安定した住宅の確保のため、公営住宅の建て替えも計画的に推進するとともに、一層の効率的かつ円滑な維持管理を進めていきます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 公営住宅の適切な維持補修</p> <p>公営住宅等の長寿命化を図る計画に基づいた改修と個別の修繕を実施することにより、ライフサイクルコストの縮減に努めます。また、効率的かつ円滑な維持管理体制の構築に努めます。</p>	<p>☆住宅の清掃活動など適切な維持管理に努めます。</p>
<p>2. 公営住宅の改善</p> <p>既存公営住宅の外壁改修を実施し、住宅の安全性向上と延命化を図っていきます。</p> <p>衛生的で快適な居住空間の実現に向け、既設住宅トイレの水洗化を推進するとともに、施設等の環境改善に努めます。</p>	<p>☆住宅の維持管理に協力します。</p>
<p>3. 公営住宅の建て替え</p> <p>居住者の多様なニーズに対応し、安定した住宅を確保するため、住宅の建て替え事業を計画的に推進します。</p>	<p>☆住宅の建て替え事業の推進に協力します。</p>



^{*}ライフサイクルコスト

英語：Life cycle cost 建物の企画・設計費、建設費などの初期投資(イニシャルコスト)と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費(ランニングコスト)および解体処分までの建物の生涯に必要な総費用

3. 公園・緑地の充実

現状と課題

公園は、市民のふれあい・憩いの場として、また、災害が発生したときなどの避難場所として重要な役割を担っています。

本市においては、セントラルパーク指宿や成川公園など24の都市公園と、吹越カクタ公園や徳光公園、物袋公園などの公園があり、毎日、多くの市民や観光客が活用しています。

このように、子どもから高齢者まで多種多様なニーズに対応する公園は、市民の健康増進や心のゆとりの場として必要であり、これからも多様な公園整備や緑化の推進が求められています。

また、市民と行政の共生・協働が重視されつつある昨今、自分たちの公園として大切に使うよう、公園愛護の心の育成が必要となっています。

基本方針

市民生活に必要不可欠である潤いとゆとりのある都市空間として、公園・緑地の充実に努めます。

また、本市を訪れる観光客も利用する空間でもあることから、誰もが気持ちよく利用できる公園・緑地の管理体制作りと市民の景観保全意識の醸成に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 交流の場となる公園の整備</p> <p>健康増進やゆとりが求められる現代に対応した公園等の整備を進めるとともに、海や河川、湖等を活用した親水公園の整備を図ります。</p>	<p>☆公園整備に協力します。</p>
<p>2. 「みどり」の充実</p> <p>公共施設や事業所、家庭での花の植栽と緑化を促進し、花と緑いっぱいのもちづくりを推進します。</p> <p>また、親しみのある公園を目指し、アダプト制度[*]を導入するなど、市民との協働による維持管理に努めます。</p> <p>さらに、市内の花壇等に四季折々の多彩な花があふれるまちづくりのため、花苗の提供を行います。</p>	<p>☆公園・緑地を大切にし、清掃活動等に協力します。</p> <p>☆四季折々の花の植栽・管理に努めます。</p>
<p>3. 交流の場となる公園施設の維持管理</p> <p>市民や観光客が公園のトイレ等の施設を気持ちよく利用できるよう維持管理に努めます。</p>	<p>☆公園・緑地を大切にし、清掃活動等に協力します。</p>



^{*}アダプト制度

道路・水路・公園・緑地等の公共施設を「養子」とみなし、自らの活動と責任で公共施設を管理する制度

4. 景観保護の推進

現状と課題

本市には、開聞岳や魚見岳、知林ヶ島、池田湖、鰻池などの美しい自然景観や歴史的景観が点在します。

これらの資源を守りつつ、生活環境の向上、地域の魅力の創出、郷土への愛着や誇りの醸成、観光や交流の活性化につながるような取り組みが必要とされています。

また、景観の保護は、市民の心にやすらぎを与え、来訪する多くの観光客への最大の「おもてなし」になります。

このことから、現在の景観を保全するとともに、花と香りに囲まれた美しい景観を形成することが求められています。

基本方針

景観計画区域を指定し、良好な景観の形成に関する方針や屋外広告物の規制等を定めます。また、景観形成に貢献している事象を紹介し、市民の景観意識の向上に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 優れた景観の保護</p> <p>景観条例を制定し景観区域を設けるとともに、屋外広告物の規制を図ることで、優れた景観の保護に努めます。</p> <p>また、本市内の海岸の環境保全および景観保護のため、海岸漂着物の回収処理を行います。</p>	<p>☆景観保護に努めます。</p>
<p>2. 景観意識の向上</p> <p>花いっぱい運動などの事業を継続し、景観意識の向上を図ります。</p> <p>また、自然あふれる魅力あるまちを目指して、景観保全を目的とした事業を促進します。</p>	<p>☆景観向上につながるイベントやボランティア活動に積極的に参加します。</p>



5. 上水道施設の整備

現状と課題

地球は水の惑星といわれ、その約70%は水であるといわれています。

しかしながら、地球上にある水の約97.5%は海水が占めており、2.5%の淡水のうち約70%は北極と南極の氷雪であることから、私たちの生活に必要な不可欠な飲料水として使える水は、地球上にある水の1%にも満たないといわれています。

また、近年の環境破壊がもたらす異常気象によって、世界規模での温暖化や干ばつが深刻化し、生命の源となる大切な水が不足しつつあり、あらためて水の大切さを見直す必要があります。

そのような中、本市の上水道は、山川地域では昭和6(1931)年に西小谷から、指宿地域では昭和12(1937)年に二俣から、開間地域では昭和30(1955)年に唐船峡からの湧水を水源とし給水を開始しました。

その後、水需要の増加に伴う拡張工事等が実施され、平成26(2014)年現在、給水戸数20,521戸、給水人口42,773人、普及率99.78%となっており、今後も、計画的な施設の更新や低水圧地域の解消が必要とされています。

また、上水道区域外の尾下地区と畠久保地区においては、飲用水の安定供給のために、平成23(2011)年度から24(2012)年度にかけて飲料水供給施設の整備を行いました。今後、両施設の適正な維持管理に努めるとともに、他の上水道区域外についても安心・安全な飲用水供給に向けた対策を講じていく必要があります。

基本方針

安全で安心できるおいしい水を供給するため、施設の整備を図るとともに、老朽化した設備を更新し、効率的な運営に努めます。

また、水道事業の給水区域外についても、飲料水供給施設の整備を図るとともに、簡易水道施設の水質検査を実施します。

さらに、貴重な水を大切に使うため、節水意識の啓発を図ります。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 水の安定供給 水需要増加への対応や災害時の給水対策、低水圧地域の解消を図るため、施設の整備を計画的に進めます。</p>	<p>☆節水意識の向上に努め、水の有効利用を図ります。</p>
<p>2. 上水道施設および飲料水供給施設の維持管理 計画的に施設を巡回し、設備の点検を行います。 また、老朽化した設備については随時更新を行い、施設の正常運転に努めます。</p>	<p>☆水道本管の漏水や施設の異常を発見した際は、すぐに市へ連絡します。</p>
<p>3. 節水意識の啓発 貴重な水を大切に使うため、水道週間などを活用して節水を呼びかけるとともに、施設見学会等を通して節水意識の啓発を図ります。</p>	



6. 下水道施設の整備

現状と課題

本市では、河川や海などの公共水域の水質汚濁を防ぐため公共下水道の整備を進めており、平成26(2014)年度末現在、公共下水道事業計画区域は542haであり、整備率85.6%、整備が完了した区域内の水洗化率^{*}は93.7%となっています。

公共下水道事業計画区域以外については、合併処理浄化槽の普及が進みつつありますが、さらなる環境負荷の減少に向けた取り組みが求められています。

また、既存の下水道施設については、腐食や老朽化による機能低下を防ぐため定期的な点検・調査が必要となっています。

基本方針

市民生活の質の向上に向け、公共下水道の事業計画区域内の整備を推進するとともに、整備が完了した区域内の水洗化を促進します。

また、施設の老朽化・機能低下を防ぐための点検・調査・改修に努めます。

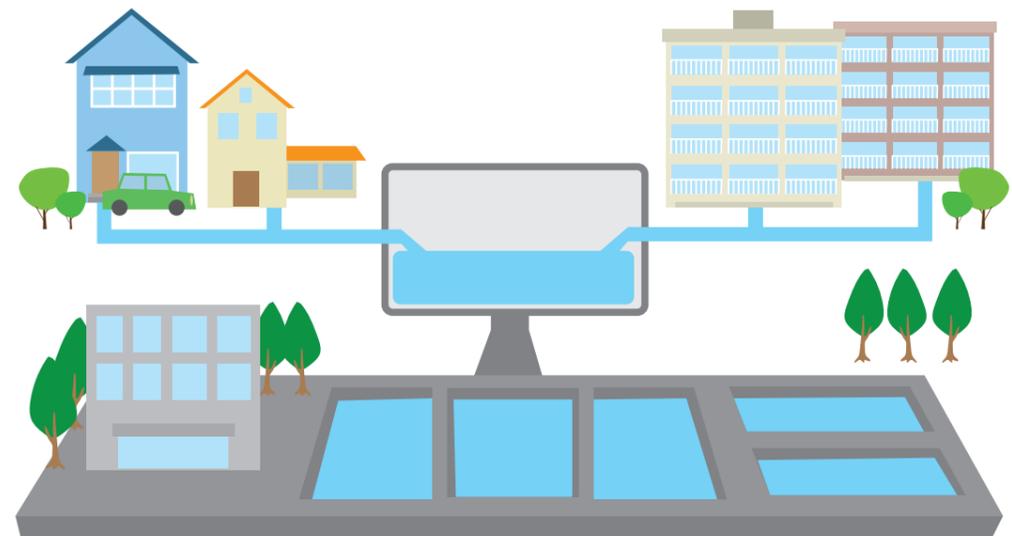


^{*}水洗化率

下水道が整備された区域内の人口のうち、実際に下水道に接続して生活排水を下水道で処理している人口の割合

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 河川・海の水質保全</p> <p>生活排水による公共水域の汚濁を防ぐため、公共下水道事業計画区域内の整備を推進し、整備が完了した区域内の水洗化率の向上に努めます。</p> <p>また、事業計画区域外においては、合併浄化槽の普及・促進に努めます。</p> <p>市内の主要河川および主要海域の水質検査を定期的実施し、水質の監視を行います。</p>	<p>☆公共下水道供用開始区域内では、公共下水道へ接続し、環境負荷の低減を図ります。</p> <p>☆公共下水道事業計画区域外では、合併浄化槽を設置し、環境負荷の低減を図ります。</p> <p>☆油など下水道管が詰まる原因になるものを流さないようにします。</p>
<p>2. 下水道施設の維持管理</p> <p>下水道施設の老朽化・機能低下を防ぐため、定期的な点検・調査を実施し、計画的な改修を進めます。</p>	



7. 墓地・火葬場の管理

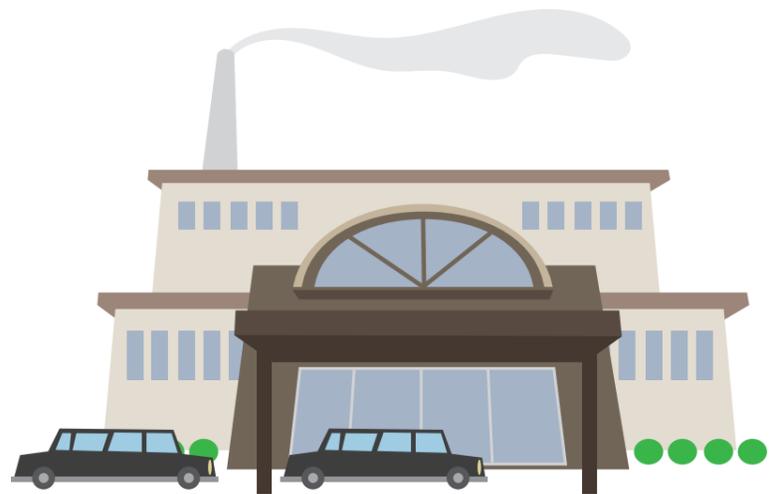
現状と課題

本市には2箇所の火葬場がありますが、両施設とも平成14(2002)年に供用開始されており、人生最後の儀式の場にふさわしい施設としての定期的な整備に加え、経年劣化による機器類の補修が必要となっています。

また、市内には市営小田墓地公苑をはじめ、各地区等の共同墓地が点在していますが、近年、寺社が設置した納骨堂へ遺骨を移転する改葬許可の申請数が増え、改葬後の墓石が取り壊されずに残るなどしています。

基本方針

利用者の利便性を考慮し、火葬場の施設維持管理に努めるとともに、安らかな眠りの場としてふさわしくなるよう墓地の適正な維持管理に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
1. 火葬場の維持管理 火葬場施設の適正な管理に努め、円滑な運営を推進します。	☆火葬場および墓地の環境美化に対する意識の高揚に努めます。
2. 墓地の維持管理 地区共同墓地の水道料負担や簡易水道使用料補助を行うとともに共同墓地環境整備事業補助を行い、墓地の環境保全に努めます。また、市営小田墓地公苑の適正な維持管理を行います。	☆墓地の清掃や改葬後の墓石の適正処理など、墓地の環境美化に努めます。



8. 協働による環境負荷の少ないまちづくり

現状と課題

本市は、面積の34%が霧島錦江湾国立公園に属しており、国内外から多くの観光客が訪れる風光明媚な土地です。その自然環境を生かした農業と観光が主産業であり、これに起因する環境問題に対処するために市民・事業所・市が協力して環境保全に努めています。

特に本市にとって重要な環境資源である池田湖や鰻池をはじめとする自然環境の保護と活用を進める一方、大気汚染や水質環境の改善などの公害防止の抑制のための指導・監視を継続しています。さらに、地球規模の温暖化の影響を軽減するために、事業所や家庭に向けた省資源・省エネルギーの啓発活動を行っています。

しかし、これまで確認されていなかった生物が本市にも生息域を広げて農作物や植物に影響を与えたり、池田湖や鰻池の底層水が無酸素状態になったりするなどの問題が生じています。

また、住民の生活環境においては、依然として悪臭、雑草、野焼きなどの苦情・相談が寄せられています。

基本方針

今日の環境問題は、不法投棄、悪臭、水質汚濁などの身近な環境問題、さらに、地球温暖化などの地球規模における環境問題へと多様化・複雑化しています。

これらの解決に向けて、「環境問題は地球規模で考え、行動は足元から」を基本理念に、市民・事業者・行政などの各主体が責務と役割を分担しながら、自然保護や環境保全の意識高揚を図り、参画と協働のもとで取り組みを推進します。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 自然環境の保全 霧島錦江湾国立公園を形成している本市の雄大な自然の適正利用や保全、ウミガメ・ベッコウトンボ等の希少野生動植物などの生息調査を行うとともに保護を図ります。</p>	<p>☆環境保全活動へ積極的に参加します。</p>
<p>2. 池田湖・鰻池との共生 池田湖底層水の無酸素状態を改善するため、関係機関と連携して対策に取り組みます。 また、周辺河川からの導水の浄化をはじめ、生活系・事業系排水の適正処理を促進します。 鰻池については、「指宿市鰻池をきれいにする条例」に基づき、水質に影響を及ぼす行為を規制するとともに、引き続き地区生活排水処理事業により、水質の保全を図ります。</p>	<p>☆生活排水を合併処理浄化槽(高度処理型)で処理します。</p>
<p>3. 公害防止対策への取り組み 悪臭、河川の汚染、騒音、不法投棄など、公害の発生に速やかに対処するとともに、発生源の把握と除去を行います。 また、公害発生を未然に防ぐために、関係機関と連携を図りながら環境保全の啓発・指導を推進します。 また、人や環境に悪影響を及ぼす外来生物等の駆除および発生抑制に努めます。</p>	<p>☆地域の環境に配慮した行動を取ります。 ☆生活環境に悪影響を及ぼす外来生物等の駆除および発生抑制に努めます。</p>
<p>4. エネルギー管理の徹底 省エネ法に基づくエネルギー削減管理に努めるとともに、事業所の環境マネジメントシステムの普及促進を図ります。</p>	<p>☆事業所環境マネジメントシステムに取り組みます。</p>
<p>5. 環境学習の推進 学校における総合的な学習の時間などにおいて、環境についての理解を深めるとともに、資源の有効活用や環境保全のための学習活動を推進します。</p>	<p>☆環境に関する学習を積極的に行います。</p>
<p>6. 地球温暖化の防止 省エネルギーの取り組みを推進し、家庭や事業所から発生する温室効果ガスの削減に努めます。また、公共施設と、市民や事業所への自然エネルギーシステム導入を推進します。</p>	<p>☆節電などの省エネルギーに努めます。</p>

9. 持続可能な資源循環型のまちづくり

現状と課題

ごみ問題は最も身近で重要な環境問題のひとつであり、ごみ問題を解決するために私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを改め、可能な限りごみの発生を抑制し、地球にやさしい生活を実践する必要があります。

ごみ排出量は平成14(2002)年度をピークに徐々に減少していますが、燃えるごみの中に、紙類やペットボトル等の資源となるごみや、水切りが不十分な生ごみの混入も多く見られます。

また、燃えないごみの中にも資源となるアルミやスチールなどの空き缶類も多く見られるため、これらを中心に、分別の徹底とごみの減量化を進めることが課題となります。

市清掃センターと穎娃ごみ処理施設については、いずれも老朽化が進んでいることから、指宿広域市町村圏組合による2施設を統合した新たなごみ処理施設の建設が、平成30(2018)年4月からの供用開始に向けて、指宿市清掃センター敷地内で進められています。今後は、新しい施設の延命化のために、ごみの減量・資源化に努める必要があります。

基本方針

し尿やごみ等の処理については、南九州市や指宿広域市町村圏組合と連携を図りながら、施設の適正な維持管理や環境に配慮した施設整備を進めます。

また、ごみ排出量を削減するため、5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)^{*}の取り組みを推進します。



^{*}5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)

ごみになる物を断る(リフューズ)、ごみを減らす(リデュース)、使えるものは繰り返し使う(リユース)、修理して使う(リペア)、ごみになったら資源として再利用(リサイクル)する取り組み

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
1. ごみ減量化・資源化の推進 市民にごみの分別区分、排出方法を周知し、5R(リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル)を推進することで、ごみの発生抑制に努めます。	☆ごみ減量化に努めます。 ☆ごみの分別区分、排出方法を理解し、適正に処理します。
2. 廃棄物安定処理の推進 し尿やごみ等の処理については、南九州市や指宿広域市町村圏組合と連携を図りながら、施設の適正な維持管理や環境に配慮した施設整備を進めます。	



10. 消防・救急体制の強化

現状と課題

本市の消防・救急体制は、本市と南九州市で構成する指宿南九州消防組合による指宿消防署、山川・開間分遣所と23の消防分団により担われています。

また、市民の安全を守るため、消防署や消防団等の充実を図るとともに、消防ポンプ車や高規格救急車[※]、消火栓・防火水槽等の施設の充実を進めてきました。

しかしながら、近年、火災や交通事故、台風・地震・津波・集中豪雨などの自然災害、その他の災害は多様化・複雑化し、危険性が増大する傾向にあります。

これらの多様化・複雑化する火災や事故、災害等に対応するため、消防・救急に携わる人材の育成や施設の整備が求められています。

基本方針

市民の安全を守るため、消防・救急体制を強化するとともに、地域ぐるみの安全対策に取り組みます。

また、自主防災組織[※]の活動等を通して、市民の防火意識の高揚を図ります。



※高規格救急車

救急救命士が救命処置を行うために必要な資機材を積載した救急車

※自主防災組織

区・地区などが母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 消防体制の充実</p> <p>火災や災害の増加・複雑化に対応できる消防施設・装備の配備を進めるとともに、消防職員や団員の充実と資質の向上を図ります。</p> <p>また、自主防災組織の育成・強化を図るとともに、広報・訓練等を通して初期消火などの初動体制を拡充し、市民の防火意識の高揚による火災の防止に努めます。</p>	<p>☆自主防災組織に協力するとともに、日ごろから防災意識を高めます。</p>
<p>2. 救急・救命体制の充実</p> <p>救急活動の需要増加に対応するとともに救命率向上を図るため、高度救命処置用機材や救助用機材の計画的な整備の推進および高度な知識・技術の向上を図ります。</p> <p>また、ドクターヘリや医療機関等との連携を強化し、救急医療施設へのより迅速な収容を目指します。</p> <p>開間岳登山者の捜索・救助要請については、山岳救助隊を編成し捜索・救助体制の充実・強化に努めます。</p>	<p>☆普通救命講習会などを受講し、万一来に備えます。</p> <p>☆山岳救助の活動に協力します。</p>



11. 防災体制の強化

現状と課題

本市は、毎年多くの台風が接近・上陸する台風常襲地帯であるとともに、シラス層をはじめとする火山噴出物層などの雨に弱い地質であることから、災害が発生しやすい条件下にあるといえます。

さらに、54.3kmにも及ぶ本市の海岸線においては、荒天による高潮や平成23(2011)年3月の「東北地方太平洋沖地震」に見られる津波等による災害の発生が考えられます。

近年、異常気象に伴う台風の大型化や局地的な集中豪雨がみられ、土砂崩れや浸水被害も発生しており、計画的な河川改修をはじめとする総合的な雨水対策が求められています。

また、これらの危険個所や河川・海等の安全対策を図るとともに、市民の防災意識の高揚、自主防災組織^{*}の充実など、市民と協働による防災対策を進める必要があります。

基本方針

様々な災害の発生に備えて「地域防災計画」を見直すとともに、ハザードマップや「要支援者避難支援プラン」等を作成・活用し、市民と協働による災害に強いまちづくりに努めます。

また、がけ崩れや浸水などの災害発生の恐れがある危険個所の改善に努めます。



^{*}自主防災組織

区・地区などが母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 自然災害対策の強化</p> <p>地域防災計画に基づき、関係機関と連携し、危険個所の改善に努めるとともに、災害情報の伝達方法を強化し、地域自主防災組織と連携の下、災害時における避難・救助等の初動体制の確立を図ります。</p> <p>また、低地帯の浸水の解消を図るため、強制排水等の雨水対策を推進し、ハザードマップの作成にも取り組みます。</p>	<p>☆地域自主防災組織の活動を推進します。</p> <p>☆消防団活動に協力します。</p>
<p>2. 国民保護計画に基づく訓練等の実施</p> <p>武力攻撃や大規模テロなどの緊急事態に備え、市が定めた「国民保護計画」に基づいた訓練等を実施し、避難体制の確立に努めます。</p>	<p>☆積極的に訓練等に参加します。</p>
<p>3. 要支援者避難支援プランの作成</p> <p>高齢者や障害者、外国人など、災害時の行動に手助けを要する人が増えていることから、「災害時要支援者避難支援プラン」を作成するとともに、指宿市社会福祉協議会の「地域福祉支援システム」の情報を消防関係機関と共有して、安全かつ迅速な避難を支援します。</p>	<p>☆要支援者の避難行動に協力します。</p>
<p>4. 指宿港海岸整備の促進</p> <p>指宿港海岸の防災機能を強化し、安全安心な海辺空間の形成を図るため、国や県、推進協議会と連携し、整備事業の早期完成を目指します。</p>	<p>☆指宿港海岸整備事業のワークショップやイベントへ積極的に参加します。</p> <p>☆海岸の美化活動に努めます。</p> <p>☆人とつながりのある海辺空間を目指した里浜づくり[*]に努めます。</p>

^{*}里浜づくり

地域の人々が、海辺と自分たちの地域のかかわりがどうあるべきかを災害防止のあり方を含めて議論し、海辺を地域の共有空間として意識しながら、長い時間をかけて、地域の人々と海辺との固有のつながりを培い、育て、つくりだしていく運動や様々な取り組みのこと

12. 交通安全・防犯対策の強化

現状と課題

車社会といわれる今日、便利さを得た反面、死傷者を伴う交通事故が多く発生するようになりました。この悲惨な状況は本市も例外ではありません。

本市における交通事故の発生件数は、過去3年間の統計で見ると、平成24(2012)年は246件、平成25(2013)年は202件、平成26(2014)年は171件と、毎年多くの事故が発生しています。

このようなことから、交通事故を減少させるため、さらなる交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備等を図る必要があります。

また、全国的に青少年がかかわる犯罪が多発していることから、本市においても引き続き関係機関・団体と連携し、青少年の健全な育成のための活動が重要となっています。

近年、子どもや高齢者、あるいは消費者が被害者となる犯罪の増加が見られ、犯罪そのものがますます巧妙化しています。このような犯罪を防止するためには、警察や行政、関係機関の連携強化を図るほか、地域住民と一体となった取り組みが求められています。

基本方針

市民が安全かつ安心して暮らせるよう、警察をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、地域住民の交通安全意識や防犯意識の高揚を図り、交通事故の減少、青少年がかかわる犯罪の未然防止に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 交通安全対策の強化</p> <p>第10次指宿市交通安全計画(5カ年)に基づき、高齢者等の交通安全対策、交通安全施設の整備、交通安全思想の普及活動等の施策を実施します。</p> <p>また、夜間の歩行者、車両運転の安全確保のため、自治会等が設置する安全灯施設等の設置・維持管理活動を支援します。</p>	<p>☆交通法令を遵守します。</p> <p>☆自治会活動など地域コミュニティ[※]活動に参加・参画します。</p>
<p>2. 防犯対策の強化</p> <p>市民が安全かつ安心して暮らせるよう、犯罪・事故の未然防止の環境整備に努めるとともに、青少年の健全育成を阻害する恐れのある有害環境の排除や防犯団体の自主的な活動の促進を図ります。</p> <p>また、自治会等地域住民が防犯対策として取り組む安全灯施設等の整備・維持管理活動を支援します。</p>	<p>☆防犯活動に参加します。</p> <p>☆自治会活動など地域コミュニティ活動に参加・参画します。</p>
<p>3. 通学路の安全対策</p> <p>P T Aや防犯パトロール隊などの関係団体と連携して、定期的に通学路の安全点検を実施するとともに、計画的に防護柵や道路反射鏡等の交通安全設備の整備および防犯灯の維持管理および設置に努めます。</p> <p>また、地域が取り組む見守り活動等のほか、日没後の通学路安全確保に関する地域の取り組みを支援します。</p>	<p>☆自治会活動など地域コミュニティ活動に参加・参画します。</p>

※地域コミュニティ

特に地域の結び付きが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集団

13. 消費生活対策の推進

現状と課題

近年、インターネット等のICT[※]の普及により、様々な商品やサービスが容易に入手できるようになった反面、SNS[※]やインターネット関連の相談が増加しています。

また、悪質な訪問販売や振り込め詐欺、社会保障・税番号制度[※](マイナンバー制度)等の新たな制度開始に伴う詐欺事件など、消費生活に関するトラブルがますます多様化しています。

消費者は、日常生活に氾濫する情報を的確に整理・把握し、正しい情報を選択する判断力を身につけることが重要となっています。

このため、情報提供を進めるとともに、消費生活相談の充実と、消費者意識の高揚に努める必要があります。

基本方針

様々な周知の機会や手段を活用し、関係機関との連携による情報提供、正しい知識の普及など、消費者意識の啓発を進めるとともに、安全・安心な消費生活が送れるよう、消費者支援の体制づくりに努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
1. 消費生活相談の実施 複雑多岐および巧妙化する消費生活トラブルの未然防止や問題解決について、消費生活相談業務の充実を図ります。	☆消費生活に対する正しい知識と的確な判断力を身につけます。
2. 消費者教育の推進 学校、地域などの様々な場所で消費者教育を受けられる機会の充実を図ります。	☆出前講座等へ積極的に参加します。
3. 消費生活情報の収集・提供 市・県消費生活センターや法テラス、警察署等の関係機関と連携のもと、消費生活に関する情報の収集を行い、広報誌等を活用して市民へ情報提供します。	☆新聞や広報紙等をよく読んで知識習得に努めます。



※ICT

情報(Information)や(and)通信(Communication)に関する技術(Technology)の総称

※SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(英語: Social Networking Service)の略称。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のインターネット上のサイトのこと(Facebook、LINE等)

※社会保障・税番号制度

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する制度

14. あらゆる形態の虐待・暴力の根絶

現状と課題

近年、児童虐待防止法、DV[※]防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法など、社会的弱者に対する暴力・虐待に関する様々な法整備がなされています。しかし、依然としてこれらの暴力や虐待による被害者が後を絶ちません。

また、少子高齢化に伴う人口減少のほか、長引く経済不況による格差社会がますます進行しており、多くの人々が将来を見通すことができないことから不安を抱え、互いの人間関係についてもますます希薄化しつつあります。

このような状況を改善していくためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、それぞれの生活の安定化を図っていく必要があるほか、とりわけ社会的弱者等に対する虐待や暴力については、これを絶対に容認してはならない社会を実現していく必要があります。

基本方針

虐待や暴力のない社会をつくるため、まず市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、虐待や暴力問題についての関心を持ち、それぞれのできるところからの取り組みを進めていくほか、関係機関や地域が連帯し、孤立する人をつくらない仕組みづくりに努めます。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

※DV(ドメスティック・バイオレンス)

英語: Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者からふるわれる暴力で、身体的・心理的・性的な暴力をいう。

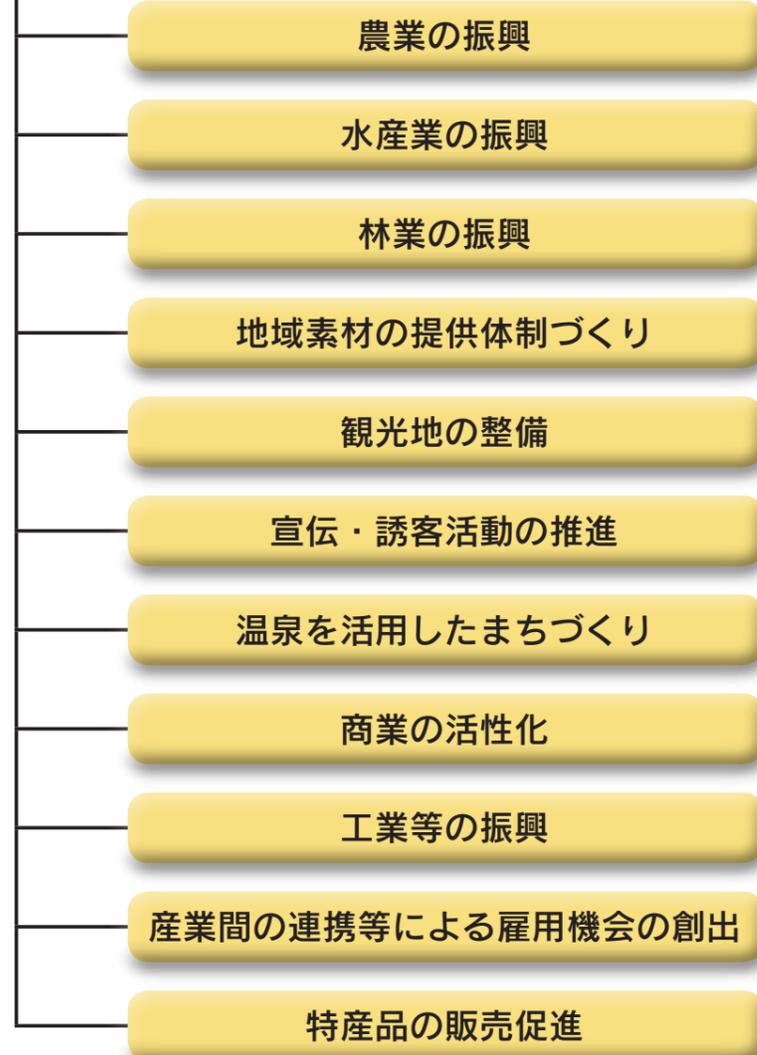
主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 児童への虐待の防止に向けた体制の整備</p> <p>すべての児童の健全な成長を保障するためには、児童虐待の防止と早期発見が課題となっており、地域全体で取り組むことが求められています。</p> <p>市をはじめとした関係機関で、適切な対応を図るため役割を分担し、専門的な指導や判定を要し、緊急性が高い事例については、児童相談所を中心に対応するなど適切な体制整備に努めます。</p>	<p>☆地域の子どもを地域ぐるみで見守り、育てる意識の高揚に努めます。</p>
<p>2. DVの防止・救済に向けた支援体制の整備</p> <p>配偶者等からの暴力(DV)やセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、人権を著しく侵害する行為の防止および根絶に向けた意識啓発に努めます。</p> <p>また、配偶者等からの暴力(DV)の被害者保護については、関係機関等との連携を密にし、暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制整備に努めます。</p>	<p>☆人を思いやる気持ちをはぐくみながら、暴力問題についての関心を持ち、暴力を根絶するための意識の高揚に努めます。</p>
<p>3. 高齢者への虐待の防止に向けた体制の整備</p> <p>高齢者への虐待は、家庭において養護する人や施設等において介護する人だけではなく、高齢者本人の問題に起因することもあり、双方に対して支援が必要となることがあります。</p> <p>高齢者が尊厳ある生活を送るために、地域包括支援センターにおいて、介護や高齢者虐待に関する相談窓口の体制整備に努めます。</p>	<p>☆地域ぐるみで高齢者を見守り、敬愛する意識の高揚に努めます。</p>
<p>4. 障害者への虐待の防止に向けた体制の整備</p> <p>障害者に対する虐待を予防し、自立の支援および養護者に対する支援制度の整備を図るため、障害者虐待防止法により規定された「市障害者虐待防止センター」の機能の整備を推進します。</p> <p>また、病院、警察をはじめ、家庭児童相談員や地域子育て支援センター[※]などの関係機関との連携に努め、相談体制の充実に努めます。</p>	<p>☆地域ぐるみで障害者を見守り、自立と社会参画の促進に向けた地域づくりに努めます。</p>

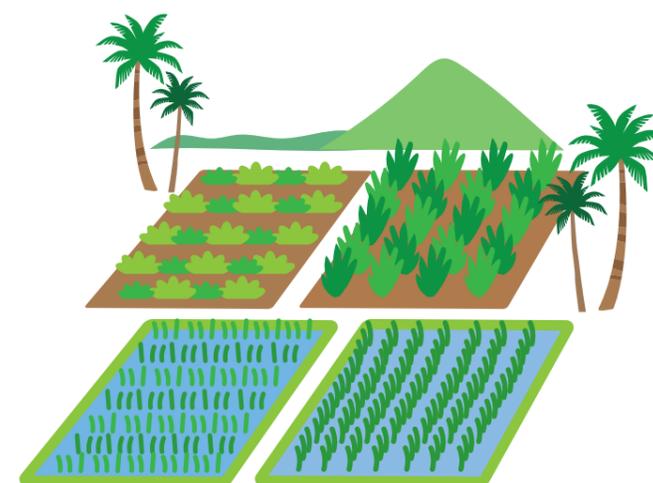
※地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育てへの悩みや不安を抱えている親に対する相談・指導、子育てサークルへの支援等を行う拠点

体系図／目指す成果と目標値

**第3章 【産業経済】
資源と産業が結合し湯遊と暮らせるまち**


指 標	単位	基準値	目標値		基準値の出所等
			H32	H37	
農林水産業の振興に関する施策の満足度	%	63.2	66.0	70.0	指宿市民まちづくりアンケート(H26)
認定農業者 [※] 数	人	440	448	453	H27 統合調査(認定農業者の認定状況の把握)
2ha 以上耕作している農家数	人	254	284	299	2010年 世界農林業センサス
観光地や施設の宣伝に関する施策の満足度	%	57.5	63.0	66.0	指宿市民まちづくりアンケート(H26)
温泉地ランキング	位	9	5	4	第28回につぼんの温泉100選 [※] (H26)
宿泊観光客数	千人	753	800	850	H26
商業・サービス業の振興に関する施策の満足度	%	56.7	58.0	60.0	指宿市民まちづくりアンケート(H26)



※認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、自ら作成する「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)を市町村から認定された農業者

※につぼんの温泉100選

(株)観光経済新聞社主催により、旅行業者や運輸機関、観光関連機関が投票し、毎年の人気温泉地ランキングを決定

1. 農業の振興

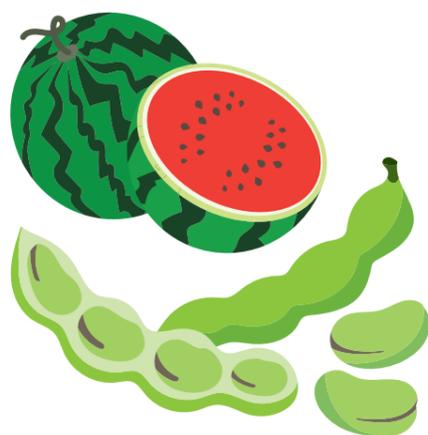
現状と課題

本市の農業は、温暖な気候と豊富な水資源や温泉熱、基盤整備された広大な農地などの有利性を生かし、そらまめ、実えんどう、スナップえんどう、オクラ等の野菜をはじめ、花き・観葉植物、果樹、葉たばこ等の生産や畜産が盛んに行われています。

このような中、農業を取り巻く情勢は、消費の伸び悩みや農産物輸入増大による市場価格の低迷、飼料・肥料などの資材価格が高止まり傾向にあり、生産コストへの影響が極めて厳しい現状にあることに加え、TPP[※]等の国際的な経済連携協定参加へ向けた動きが本格化してきており、今後の状況によっては、さらに深刻化する恐れがあります。

また、本市においては、過疎化や農家の高齢化等に起因する慢性的な担い手不足や遊休農地[※]の増加、基盤整備事業により設置された施設等の経年劣化などが懸念されています。

今後、本市の有利性を生かした営農体制をさらに推進し、安心・安全な作物の安定生産、他産地との出荷時期の差別化を図ることにより、農家所得の向上を目指すとともに、市内外へ向けて農畜産物・加工品等に関する情報を的確に発信しながら、食育[※]、地産地消[※]・地産全消[※]につなげていくことが求められています。



※TPP

英語:Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement の略。環太平洋戦略的経済連携協定のことで、太平洋周辺の国々間で、人、物、サービス、カネの移動をほぼ完全に自由化しようとする国際協定

※遊休農地

過去1年以上の間、不作付けの状態となっている農地で、今後数年の間に、再び耕作する意思のある土地

※食育

「食」に関する情報を理解し、健康で安心・安全な食生活の実現を図るために、望ましい食習慣や「食」の安全、地域の食文化について、情報交換や体験場を提供するとともに、子どものころから「食」の安全、「食」の選び方や組み合わせ等を教え、「食」について関心を持ち、自ら考える習慣を身につけさせる取り組み

※地産地消

「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産した農林水産物をその地域で消費すること

※地産全消

「地域生産・全国消費」の略語で、地域で生産した農林水産物を全国で消費すること

基本方針

農業の振興を図るため、いぶすき農業支援センターを拠点とする各関係機関との連携体制を強化し、地域農業を担う人材の育成・確保や担い手への農地集積に努めます。

また、消費者ニーズを踏まえた安心・安全な農畜産物の生産振興や、南薩畑かん事業等で整備された施設の更新および整備を行いながら、ブランド化や6次化の推進、農畜産物・加工品の積極的なPR活動により、産地間競争力を向上させるなど、総合的な生産環境整備に取り組み、地産地消、地産全消を推進します。

併せて、市民の「食」に関する知識や関心を高めるため、関係部門と連携して食育・地産地消に努めます。

なお、TPP等の国際的な経済連携協定等の問題に関しては、国の方向性や県の対応状況を踏まえて対応します。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
1. 農業・農村の基盤整備 農業生産性・経営向上を図るため、農地、農道および農業用施設等の基盤整備と農村の環境整備を進めます。	☆農業・農村の基盤整備に協力します。
2. 園芸作物の振興 収益性の高い品目の生産拡大(収量・品質)向上のため、ハウス等の栽培施設や機械の整備を推進します。	☆ハウス施設等や機械を導入し、品質と生産性の向上に努めます。
3. 多面的機能保全活動の推進 地域共同で行う農業・農村の多面的機能を支える活動や、地域資源(農地・水路・農道等)の質的向上を図る活動を支援します。	☆農地・水路・農道の保全活動を行います。
4. 循環型農業の推進 環境保全と地域資源活用のため、家畜ふん尿処理施設の導入により堆肥化を進めるなど、環境汚染の防止と畜産経営の合理化を推進します。	☆衛生管理の徹底により予防衛生に努め、家畜ふん尿については堆肥化を進めるなど適正に処理します。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>5. 畜産経営の安定化</p> <p>家畜購入等に関する制度を効率的に活用し、優良素牛の導入等による資質の向上、経営規模の拡大と経営の安定を図ります。</p> <p>また、口蹄疫[※]や高病原性鳥インフルエンザ[※]・豚流行性下痢(PED)[※]などの家畜伝染病の防疫対策を推進します。</p>	<p>☆経営の効率化を進め、経営の安定化に努めます。</p> <p>☆家畜伝染病の防疫に努めます。</p>
<p>6. 農地流動化[※]および農地利用集積の推進</p> <p>農地台帳および地図等の整備(作成・公表)、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業・耕作放棄地再生利用事業等の活用により、農地の有効利用を図ります。</p> <p>また、農地の権利移動に際して課題となっている相続未登記問題については、指宿市農業委員会や鹿児島県農業会議とも連携を図りながら、解決に向けた取り組みを行います。</p>	<p>☆農地保全や農地利用の効率化・高度化に努めます。</p>
<p>7. 農業の担い手の育成・確保</p> <p>認定農業者[※]・認定新規就農者等の中心経営体に対し、事業や融資制度の活用を進め、地域農業を担う人材の育成・確保に努めます。</p>	<p>☆健全経営を行い、後継者を育成します。</p>

※口蹄疫

偶蹄類の動物などに感染するウイルス性伝染病。感染が拡大すると甚大な経済的損失を招くおそれがあるため、患者は速やかに殺処分される。

※高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザの中で、鳥に対する病原性が特に強い種類のこと。急性で致死率が高く、渡り鳥によって世界規模で拡大することがある。

※豚流行性下痢(PED)

食欲不振と水様性下痢を主徴とする豚の急性伝染病で、すべての豚が感染するが、特に若齢豚で症状が重篤し、哺乳豚での死亡率は100%に達する。

※農地流動化

経営規模を縮小したり離農したりする農家から、経営規模を拡大する認定農業者などの担い手に対して、農地の所有権や利用権を移動すること。なお、農地の権利移動は農地法または農業経営基盤強化促進法に基づいて行う。

※認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、自ら作成する「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)を市町村から認定された農業者

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>8. 農業技術の向上</p> <p>県農業開発総合センターや県フラワーセンター等の活用と、農業なんでも相談員や指導農業者等との連携により、技術の取得や普及を支援します。</p>	<p>☆農業技術の向上に努めます。</p>
<p>9. 流通体制と情報発信</p> <p>関係機関で農産物の流通や販売戦略に関する情報を共有し、流通の効率化や収益性の向上等に努めます。</p> <p>また、ホームページやSNS[※]等を活用し、産地情報の発信に努めるとともに、トップセールス等消費地における販売促進活動により地産全消[※]を推進します。</p>	<p>☆農産物の安定供給と産地情報の発信に努めます。</p>
<p>10. 環境保全型農業[※]の展開</p> <p>農業用廃プラスチック類の適正処理の推進、化学肥料や農薬の使用を低減した農業生産に取り組むエコファーマーの育成、「かごしまの農林水産物認証制度」の取得を進め、環境にやさしい農業やIPM(総合的防除)[※]の推進に努めます。</p>	<p>☆環境保全型農業に積極的に取り組みます。</p>
<p>11. 農産加工品の充実</p> <p>農産物の6次化に取り組む意欲のある事業者に対し、農産物加工や商品開発、マーケティングについての講習や、開発支援を行い、6次産業起業家の育成を図ります。</p>	<p>☆新たな加工品づくりに取り組みます。</p>

※SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(英語: Social Networking Service)の略称。人と人のつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のインターネット上のサイトのこと(Facebook、LINE等)

※地産全消

「地域生産・全国消費」の略語で、地域で生産した農林水産物を全国で消費すること

※環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

※IPM(総合的防除)

英語: Integrated Pest Management 総合的病害虫、雑草管理の略称で、利用可能なすべての防除技術(耕種的防除、物理的防除、生物的防除、科学的防除)の経済性を考慮しつつ、総合的に講ずること、病害虫、雑草の発生を抑える技術

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>12. 農畜産物ブランド化の推進</p> <p>消費者の安心・安全などの多様なニーズに対応するため、重点品目を中心とした産地維持拡大やブランドの産地化、かごしまの農林水産物認証制度拡大の推進を図り、農畜産物の生産安定と品質向上を促進します。</p>	<p>☆農畜産物の品質向上に努めます。</p>
<p>13. 地産地消[*]の推進</p> <p>農産加工組合や地域交流施設の活用と学校給食やホテル・旅館、飲食店との連携とイベント等の活用により地産地消を推進します。</p>	<p>☆地産地消に協力します。</p>
<p>14. 食育[*]の推進</p> <p>市民の健康づくりのため、食育推進計画に基づき、食の安心・安全の確保に関する施策に取り組み、食育を推進します。</p>	<p>☆食に関する知識を持ち、理解を深めます。</p>



※地産地消

「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産した農林水産物をその地域で消費すること

※食育

「食」に関する情報を理解し、健康で安心・安全な食生活の実現を図るために、望ましい食習慣や「食」の安全、地域の食文化について、情報交換や体験場を提供するとともに、子どものころから「食」の安全、「食」の選び方や組み合わせ等を教え、「食」について関心を持ち、自ら考える習慣を身につけさせる取り組み

2. 水産業の振興

現状と課題

本市の水産業は、高齢化や後継者不足による漁業就業者の減少など、厳しいものがあります。漁業生産量は、水産資源の減少や国際的な漁業規制の強化等により減少しています。水産資源の回復・増大を図るため、つくり育て管理する漁業を推進する必要があります。

海外まき網船の大型化に伴い、水揚げ岸壁の延伸や航路の浚渫^{しゅんせつ}※等を計画的に行い、漁港の大型化を図る必要があります。今後は高度衛生管理型市場の建設を含め、山川港を総合的に整備していく必要があります。

魚価の低迷や魚食離れが続く中、漁家の所得向上を図るため、漁業者が自ら水揚げした水産物や未利用資源に付加価値を加え、商品化し販売につなげる6次産業化を推進する必要があります。

かつお節の生産量は年間約10,000トンで、全国のかつお節生産量の約3割を占め、全国でも有数の生産地となっています。このうち、かつお節の中で最高級とされる本枯節は、国内生産の約7割が生産されています。

平成25(2013)年に山川港が無線検疫対象港として指定されたことから、水産物の水揚げに限定した外国船の直接入港が可能となりました。今後はさらに海外まき網船や輸入運搬船の誘致に努め、原料の安定供給を図ることが必要です。

いぶすき山川港特産市場「活お海道」は、平成21(2009)年4月にオープンし、市内外からの多くの利用者がいます。平成23(2011)年度に「道の駅山川港活お海道」として登録されたことから、今後、利用者が増加することが予想されます。

基本方針

漁港漁場整備計画に基づき、水産物の生産・流通の拠点として、漁港施設の整備を推進します。持続的・安定的な漁業生産を実現するため、魚礁等の設置による漁場や藻場の造成、マダイ・ヒラメ等の種苗放流、産卵用のイカシバやタコツボの投入、ホンダワラ類やアマモ等による藻場の造成を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図ります。

海外まき網船の大型化に対応した漁港の整備に努めるとともに、高鮮度で安心安全な水産物の水揚げを行うため、高度な衛生管理を行うことを目的とする市場建設に向けた支援を行います。

水産物の6次産業化を推進し、新製品の開発と販路の拡大、販売促進のための研修活動を支援します。

山川港が無線検疫対象港として指定されたことから、かつお節製造業の加工用原魚をさらに安定的に確保するため、海外まき網船や輸入運搬船を積極的に誘致し、輸入環境の促進に努め

ます。

道の駅山川港活お海道を、山川港の拠点として農林水産物等の展示販売や観光情報等の提供を行い、地場産業の振興を図るとともに、市民と利用者との交流促進等により、農山漁村の活性化を推進します。

漁協・加工組合との連携を密にし、かつお節製造業者や漁業後継者等の担い手育成を図ります。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 漁港の整備充実</p> <p>水産物の生産・流通の拠点として、漁港施設の整備を促進します。市が管理する漁港整備を促進します。</p>	<p>☆漁港施設の整備に協力します。</p>
<p>2. つくり育て管理する漁業の推進</p> <p>県および県水産技術開発センター等の関係機関と連携を図り、魚礁等の設置による漁場の整備やマダイ・ヒラメ等の種苗放流等を計画的に推進し、水産資源の維持・増大を図ります。</p> <p>また、産卵用のイカシバやタコツボの投入等を継続的に支援し、資源の増殖を図ります。</p>	<p>☆水産資源の保護・回復に努めます。</p> <p>☆食害生物の駆除や藻場造成に努めます。</p>
<p>3. 漁場環境や水質の保全</p> <p>漁協青年部を中心として、母藻の設置や、藻場等の回復に障害となるガンガゼウニ、オニヒトデ等の除去など、幼稚魚が生息する藻場の回復等に努め、漁場環境や水質の保全を図ります。</p>	<p>☆海岸環境と水質の保全や清掃活動に協力します。</p>
<p>4. 地域特産魚のブランド化の促進</p> <p>漁協、市、県および県水産技術開発センター等との連携により、カツオ、タイ、タコ、イカ、タカエビ、ホタなどの地域特産魚やブリ、カンパチ、ウナギなどの養殖魚のブランド化を促進し、販売支援や魚価の向上を図ります。</p>	<p>☆地域特産魚の地産地消※に協力します。</p>

※地産地消

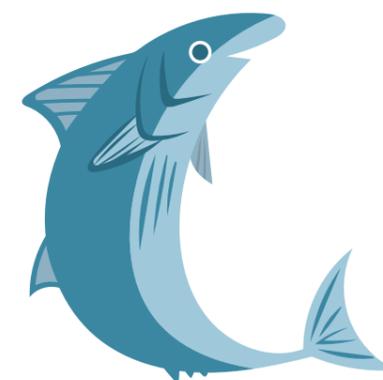
「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産した農林水産物をその地域で消費すること

※浚渫

水深を深くするために海底などの土砂を掘削すること

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>5. 水産加工業への支援および育成</p> <p>関係機関と連携して、水産加工品の製法や品質の改良に取り組み、加工食品の付加価値向上を目指します。</p> <p>また、水産物の6次産業化や魚食普及、販路拡大に努め、水産加工業の経営の安定を図ります。</p> <p>所得向上を目的とした水産物の6次産業化による新製品の開発や販売促進のための研修活動等を支援します。</p> <p>かつお節製造業の加工用原魚の確保のため、海外まき網船の誘致を推進するとともに、冷凍冷蔵庫等の施設の維持・拡充に努めます。</p>	<p>☆水産加工品の品質向上および改良に取り組みます。</p> <p>☆6次産業化を検討し、所得向上を目指します。</p> <p>☆かつお節やすり身などの地元産品を愛用します。</p>
<p>6. 山川港の活性化</p> <p>道の駅山川港活お海道を拠点として、地元の農水産物や特産品等の販路拡大に努め、漁家・農家の所得向上を図ります。</p> <p>また、近海で漁獲される青物の水揚げも促進します。</p> <p>山川港が無線検疫対象港として指定され、条件付き開港となったことから、海外まき網船や輸入運搬船のさらなる入港に努めます。</p> <p>高度衛生管理型市場建設の実現に向け、国や県との連携を図り、指導・助言を行います。</p>	<p>☆道の駅山川港活お海道を地域交流施設として積極的に活用し、農水産物や特産品等を提供します。</p> <p>☆高度衛生管理型市場建設を積極的に推進します。</p>
<p>7. 漁業および水産加工業の担い手の育成・確保</p> <p>漁協、加工組合、県等と連携して、漁業後継者やかつお節製造業者等の担い手育成を図ります。</p>	<p>☆漁業後継者の確保・育成に努めます。</p>



3. 林業の振興

現状と課題

林業を取り巻く情勢は、外国産木材の輸入量の増加等による木材価格の低迷、林業従事者の減少・高齢化など厳しい状況にありましたが、県内への木質バイオマス発電[※]施設やツーバイフォー[※]木材加工施設の建設、東アジア諸国への県産材の輸出量増加に伴い木材の需要量が増加するなど、林業振興を図る上で追い風となる要素が出てきています。

このため、国土の保全、水資源のかん養、災害防止、大気浄化など森林の持つ多面的機能を保持しながら、森林資源の積極的利用を図るとともに、林道・作業路等の生産基盤の整備、効率的かつ効果的な施業を図るため、高性能機械の導入および集約化施業を促進するなど、林業施策を推進していく必要があります。

基本方針

森林資源の確保や安定供給を図るため、県や森林組合と連携を図り、除間伐や主伐・再造林を推進し、森林資源の造成に努めます。

また、森林の持つ多面的機能をより発揮させるため、計画的な森林整備に努めるほか、自然環境の保全に留意しつつ、林道の整備や森林病虫害被害の予防・防止を適切に行い、森林の保全を図ります。

さらに、地域で生産された木材を利用した「地材地建[※]」の取り組みを促進するとともに、治山事業を導入し、保安林等の機能強化に努めます。

そして、昨今の林業振興に伴う追い風に対応するため、森林資源の積極的な利用につながる集約化施業の推進、林道・作業路の整備、効率的かつ効果的な施業を図るための高性能機械の導入等を促進します。



※バイオマス発電

バイオマスは、加工した固体燃料または発酵させて回収したガスやエタノールを燃やすことで発電と発生した熱を利用するものである。火力発電や原子力発電と比べ発電コストが高いというデメリットがあり、普及が進んでいない状況である。

※ツーバイフォー

2×4工法のこと。木造枠組壁構法の一つで、木造建築構法のひとつである。木造枠組壁構法は、耐力壁と剛床を強固に一体化した箱型の構造であり、柱や梁といった軸組(線材)だけではなく、枠線状に組まれた木材に構造用合板を打ち付けた壁や床(面材)で支えるため、高い耐震性・耐火性・断熱性・気密性・防音性を備えるといわれている。

※地材地建

地域で生産された木材(木質材料)を使って、地域の木工、工務店等が住宅等を建設すること。鹿児島県独自の造語で、「地産地消」の林業版

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 林道の維持 林業事業を効率的に実施できるよう、林道の整備・維持を図ります。</p>	<p>☆日常の維持管理に協力します。</p>
<p>2. 除間伐・主伐・再造林事業の推進 優良材の生産および森林機能充実のため、除間伐や主伐・再造林を推進するとともに、森林組合と連携して、造林・育林事業による森林資源の造成に努めます。</p>	<p>☆除間伐・主伐・再造林事業を進め、森林資源の維持管理を図ります。</p>
<p>3. 集約化事業の推進 コスト削減の観点から、細かく分かれている山林を一団の面積に集約して作業を行うため、山林の集約化を推進するとともに、作業用道路の整備ならびに高性能機械の導入促進を図ります。</p>	<p>☆山林の集約化に協力します。</p>
<p>4. 地元材の利用促進 地域の木材・製材業者等と連携して、地域産材の住宅等への利用促進を図ります。</p>	<p>☆積極的に地元材を活用します。</p>
<p>5. 森林病虫害の防除 多面的機能を有する森林資源を保護するため、薬剤の空中散布や被害木の伐倒駆除を行います。 また、景勝地の松については、薬剤の樹幹注入を行い、名松の保護に努めます。</p>	<p>☆松くい虫防除に協力し、森林資源の保護に努めます。</p>
<p>6. 保安林の保全 県と連携し、保安林を適切に管理することにより保全を図ります。</p>	<p>☆保安林の維持管理に努めます。</p>
<p>7. 治山事業の推進 山地の崩壊や土砂の流失を防ぐため、治山事業の計画的な導入を行い、災害に強い森林の維持を図ります。</p>	<p>☆治山事業の推進に協力します。</p>

4. 地域素材の提供体制づくり

現状と課題

観光客のニーズは、価値観やライフスタイルの多様化により、物見遊山的な観光から地域素材に触れ合える体験型観光へ変わってきています。

本市では、菜の花マラソン大会や菜の花マーチ、フラフェスティバルなどのイベントや指宿温泉祭、山川みなと祭り、開間そうめん夏祭り、いぶすき産業まつりなど地域に根ざした祭りが開催されています。さらに、重要な観光資源である秀峰・開間岳を広くアピールするために、山開き行事なども行っています。

これらを通して、地域の経済・文化活動を活性化したり、郷土への愛着心を高めたりしながら、本市特有の自然、温泉、歴史、農林水産業などの観光資源と連携した滞在型観光地の形成を推進していく必要があります。

また、本市の観光資源を財産として公開し、全国にPRをしていくために、市民が核となって、指宿の魅力を生かした新メニューの開発・PRなどの取り組みが活発に行われています。今後、本市が持つ地域素材を十分に生かすためには、観光・商工・都市整備・教育・農林水産の各分野が横断的に連携を図る必要があります。

基本方針

交流人口の増大を図るため、豊かな地域資源を生かした農林漁業体験などの体験型観光の推進や、市民と観光客が一体となり楽しめる祭りの開催やイベントの充実に努めます。

観光客等に新鮮な地元食材を活用した料理を提供できるよう、関係機関との連携に努めます。

また、本市が本来持っている様々な魅力を掘り下げ、それを活用した事業や指宿のPR活動が全市的な視点で展開できるよう、観光・商工・都市整備・教育といった各分野が横断的に連携し、併せて、観光協会、商工会議所、商工会などをはじめとする各種団体等と連携を図りながら計画づくりを進めます。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. ホテル・旅館等での地産地消[※]の推進 地元食材を活用した指宿ならではの料理を観光客に提供できるよう、ホテル・旅館等との連携を促進します。</p>	<p>☆地元食材を積極的に使用します。</p>
<p>2. 体験型観光の推進 農林漁業体験、自然体験などの体験型観光を推進するとともに、体験プログラムの充実に努め、交流人口の増大を図ります。</p>	<p>☆観光客が体験・参加できる場や機会を提供します。</p>
<p>3. 地域に根ざした祭りの開催 指宿温泉祭、山川みなと祭り、開間そうめん夏祭り、いぶすき産業まつり等のそれぞれの特徴を生かしながら、開催を促進し、地域の活性化を図ります。</p>	<p>☆祭りに積極的に参加します。</p>
<p>4. 交流イベントの開催 豊かな地域資源を生かし、市民と観光客が一体となって楽しめる地域特性あふれるイベントを年間を通じて開催します。</p>	<p>☆イベントに積極的に参加します。</p>
<p>5. 指宿まるごと博物館構想の推進 観光・教育・交通・農政・水産・商工・都市整備等の各行政分野が連携し、指宿の魅力アップに努めます。 また、外部への積極的なPRを行い、指宿の知名度向上に努めることで、活力あふれる指宿の創造を目指します。</p>	<p>☆指宿まるごと博物館構想の推進に協力します。 ☆本市の魅力を理解し、その普及に協力します。</p>
<p>6. ヘルスツーリズム[※]の推進 自然体験や温泉入浴など、心身ともに健康で美しくなる観光プランの創設や、指宿の持つ観光資源の魅力を発信していき、観光客の増加を図ります。</p>	<p>☆本市の特徴的な食材を活用します。 ☆観光客をあたたかく迎えます。</p>

※地産地消

「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産した農林水産物をその地域で消費すること

※ヘルスツーリズム

病気やけがの治療・療養のほか、美容、ストレス解消、体力増強など健康増進を目的とした旅行のこと

5. 観光地の整備

現状と課題

本市は、開聞岳、知林ヶ島、唐船峡、鰻池、池田湖、長崎鼻などの美しい自然景観や天然砂むし温泉などの豊富な温泉資源、日本最南端のJR駅である西大山駅、フラワーパークかごしまなど魅力ある観光資源に恵まれていることから、観光客の多様なニーズに対応した、誰もが訪れたい霧田気漂うまちづくりが求められています。

それぞれの観光資源が持つ魅力を高めながら、自然環境に配慮した観光ゾーンとしての一体的な整備を進めるとともに、市民や団体などが一体となって、地域資源を活用した観光地づくりを進めていく必要があります。

かいもん山麓ふれあい公園は、利用者の減少、維持管理費の増大、施設の老朽化の進行など、多くの課題を抱えています。

また、市民や観光客の憩いとレクリエーションの場として、海水浴場の整備が求められています。

基本方針

従来の団体旅行を対象とする個別施設で完結する「点」としての観光地から、個人・グループ客が観光地で自由な時間を体感できる「面」としての観光地を目指し、豊かな自然を生かした整備を進めるとともに、地域交流施設などを活用し、観光客と市民が交流できる場の創出を図るとともに、県などの関係機関と連携し、市民や観光客の拠点となる魅力ある施設の整備を進めます。

かいもん山麓ふれあい公園については、その多彩な魅力について市内外に情報発信するとともに、開聞地域のみならず指宿・山川地域住民の積極的な利用促進を図るため、集客のためのイベント等を開催しながら市内の各学校・各団体などを対象としたキャンペーン活動を展開します。

さらに、外国人観光客や高齢者、障害者等にも優しいまちづくりを推進します。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 知林ヶ島の自然公園としての整備促進 環境省と連携し、美しい自然を満喫できる遊歩道や展望台などの整備を促進し、利活用を図ります。</p>	<p>☆知林ヶ島の自然を大切にします。</p>
<p>2. JR主要駅を活用した観光の推進 駅はその地域の玄関口であることから、薩摩今和泉駅、指宿駅、山川駅、西大山駅、開聞駅などの周辺において、ウォーキングロードやサイクリングロードの設定、植栽、環境整備等を行い、景観の整備と活用を図ります。</p>	<p>☆菜の花をはじめ、花や緑を育てるまちづくりに参加します。</p>
<p>3. 観光拠点の整備充実 池田湖、唐船峡、開聞岳、長崎鼻、鰻池等の整備・充実を図ります。 併せて、国民宿舎「かいもん荘」跡地について、利活用の推進を図ります。</p>	<p>☆観光客をおもてなしの心で迎え、指宿の魅力観光客にPRします。 ☆かいもん山麓ふれあい公園をレジャーの場として積極的に利用し、口コミによるPRを行います。 ☆指宿港海岸保全推進協議会が開催するワークショップに積極的に参加し、指宿港海岸の利活用策を話し合います。</p>
<p>4. かいもん山麓ふれあい公園の利用促進 宿泊施設や遊具施設・プール、そば打ち体験やカラオケ、卓球などを楽しめる多彩な魅力について情報発信し、観光客はもとより市民の利用促進を図ります。</p>	
<p>5. 海水浴場の整備 観光客や市民が気軽に訪れることができる海水浴場の整備を進めます。</p>	
<p>6. 外国人観光客受入体制の整備 外国人観光客が安心して気軽に訪れることができるように、受入体制や観光地の整備を促進します。</p>	

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>7. 観光施設のバリアフリー[※]化の推進 訪れる人が物理的な障害や、精神的な障壁なく楽しめるように、観光施設のバリアフリー化を推進します。</p>	
<p>8. 魅力ある観光地づくり 県などの関係機関と連携し、観光客が訪れたいくなるような、魅力あふれる観光地の整備を推進します。</p>	<p>☆観光客が訪れたいくなるような雰囲気づくりに努めます。</p>



※バリアフリー

英語：Barrier Free 障害者や高齢者等が生活する上で妨げとなる物理的・社会的障害を取り除くこと

6. 宣伝・誘客活動の推進

現状と課題

豊かな自然と温泉に恵まれた本市は、国内はもとより海外からも多くの観光客が訪れるなど、日本有数の温泉観光地として成長してきました。

また、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、博多から指宿まで2時間10分程度でアクセスできるようになりました。同時に、新大阪から鹿児島中央駅までの直通列車も運行されています。さらに、九州新幹線鹿児島ルートと併せて、鹿児島中央から指宿まで観光特急列車「指宿のたまて箱」の運行が開始されたことにより、観光客は増加しました。

しかしながら、運行開始後、数年経過したことや、平成27(2015)年3月の北陸新幹線開業等により、宿泊客は減少してきています。そのため、現在実施している宣伝・誘客活動をより効果的な内容に充実させるなど、本市への観光客を増やすための施策を推進する必要があります。

併せて、市内の観光スポットや各種イベント、物産情報などを国内外にPRして、地域の魅力を積極的に情報発信するとともに、周辺自治体を含めた観光ルートを創設することにより、観光客の回遊性を高めることが必要となっています。

また、これまでスポーツ合宿や各種大会の誘致に努めてきていますが、2020年東京オリンピック・パラリンピックおよび第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」の事前合宿地として、誘致へのさらなる取り組みが求められています。



基本方針

パンフレット、観光PR用DVD、インターネット等を活用し、魅力ある情報発信を積極的に推進するほか、観光大使や郷土会役員などの協力を得て、口コミによる観光客誘致を図ります。

観光関係団体との連携を図り、観光情報の一元化による、より効果的な情報収集・伝達体系を確立し、迅速かつ正確な情報発信に努めます。

また、観光ボランティアガイドの育成を図るなど、おもてなしの心を大切にする受入体制の整備・充実に努めます。

さらに、広域的な観光PRを実施し、本市の魅力を国内外に発信するとともに、自然、歴史、文化、産業などの地域の特性を生かし、近隣自治体との連携による広域的な観光ルートの創設に取り組みます。

このほか、本市の温暖な気候がスポーツ合宿に適していること、また、指宿市営陸上競技場の大規模改修も実施されたことから、2020年東京オリンピック・パラリンピックおよび第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、県内外の学校や企業等の合宿、各種大会の誘致に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 観光PRの推進</p> <p>総合情報誌や地域資源ガイドマップ、ホームページ、フェイスブック、メールマガジン、ツイッター、観光PR用DVDなどにより、国内外において観光情報を積極的に発信します。</p> <p>また、観光関係団体と連携を図り、より効果的で迅速かつ正確な情報発信に努めます。</p> <p>道の駅、レイクグリーンパークなどを活用して、地元ならではの観光情報の提供を推進するとともに、効果的なキャンペーン等の実施により、国内外からの誘客を図ります。</p> <p>また、観光大使等の口コミによる観光客誘致を図ります。</p>	<p>☆指宿の魅力を観光客にPRします。</p>
<p>2. 観光客受入体制の充実</p> <p>観光ボランティアガイドの育成や研修会を実施し、観光客をおもてなしの心で迎える体制づくりに努めます。</p>	<p>☆国内外の観光客をあたたかく迎えます。</p>
<p>3. 国際化への対応</p> <p>海外からの観光客ニーズに対応するため、外国語表記のパンフレットや案内板等の整備を行います。</p> <p>また、外国人観光客受入のための講座を開催することにより、市民や観光関係者の資質向上を図ります。</p>	<p>☆国内外の観光客をあたたかく迎えます。</p>
<p>4. 広域観光の推進</p> <p>近隣自治体をはじめ、大隅半島や離島の魅力ある観光施設や資源と連携を図りながら、地域一体となった観光圏の形成を推進します。</p>	
<p>5. 観光施設の利用促進</p> <p>施設の利用促進を図るため、共通利用券の導入施設の拡充や利便性の向上を図ります。</p>	

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>6. 合宿・大会の誘致</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックおよび第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」へ向けた競技団体等への事前合宿誘致や、県内外の学校や企業等のスポーツ団体に対して、合宿や各種大会の誘致を積極的に推進します。</p>	



7. 温泉を活用したまちづくり

現状と課題

本市には、世界的にも珍しい天然砂むし温泉をはじめ、多くの温泉があり、本市の魅力ある地域資源となっています。砂むし温泉は、医学的効能が実証され、健康と美容にも良いことから、砂むし温泉を活用した体験プログラムが開催されるなど、多くの市民や観光客に利用されています。今後も情報を発信し続け、新たな誘客を図る必要があります。

本市の温泉は、現在も浴用のみならず、温泉熱を利用して医療、園芸、スメ[※]などに使われていますが、未利用の泉源も多いことから、将来において産業・生活・観光などの分野で、温泉の多目的利用をさらに推進していくとともに、「指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例」に基づく保護と適正利用を推進する必要があります。

また、温泉配湯施設や温泉配管の老朽化に伴い、温泉の安定供給を確保するために、計画的に施設や設備の改修を行う必要があります。

さらに、温泉資源を活用するための地熱発電や排熱水を利用した産業振興にも取り組む必要があります。

基本方針

豊富な温泉資源の活用度を高めるため、多様な用途への有効利用を進めながら、温泉の持つ健康・保養の機能とスポーツ・医療などと連携した温泉地整備に努めるとともに、関係機関と連携し温泉を活用した施設の整備やプログラムの開発に努め、新たな誘客を図ります。

温泉配湯事業の基盤である湯量の確保や配湯管等の適切な維持管理を図るとともに、地熱を活用したインバウンド[※]対策や6次産業化など、新たな産業の振興を図ります。

また、温泉は大切な限りある資源であることから、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用を図っていきます。

※スメ

温泉の蒸気を利用した自然のかまどで、「巢目」とも表記する場合があります。

※インバウンド

外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行を指す。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 温泉の医学的利用の研究・促進</p> <p>温泉には健康増進と保養の効果が期待できることから、医療関係機関と連携して、温泉療法や温泉の医学的利用の研究・促進に努めます。</p>	<p>☆温泉の幅広い利用策について、情報提供と調査に協力します。</p>
<p>2. 泉源・配湯施設の適切な維持管理</p> <p>湯量を確保し、各世帯・事業所に適正な温度で安定供給するため、泉源の保護および配湯施設の適切な維持補修に努めます。</p>	<p>☆温泉を大切にし、適量利用に心がけます。</p>
<p>3. 温泉資源の有効利用</p> <p>温泉は本市の魅力ある地域資源であることから、温泉を大切にす市民意識の啓発を行うとともに、温泉を活用したプログラムの開発に努め、誘客と有効利用を推進します。</p> <p>また、「指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例」に基づき、有効利用を推進していきます。</p>	
<p>4. 「地熱の恵み」活用プロジェクトの推進</p> <p>ヘルシーランド内で地熱発電を実施するとともに、インバウンド観光や農業などの6次産業化において、排熱水の多段階利用を図ります。</p> <p>また、「地熱の恵みがもたらす地域振興基金(仮称)」を設置し、市民が地熱の恵みを広く享受する仕組みを構築します。</p>	



8. 商業の活性化

現状と課題

市内の小売業はその大半を中小経営者が占めており、社会経済の変化に対応した活発な商業活動が展開できるよう、経営体質の強化や近代化を図ることが必要となっています。

また、郊外型大型店の進出や消費者ニーズの多様化、ライフスタイルの変化により、中小業者は厳しい経営状況下にあります。

このようなことから、地域の商店街は、来客や店舗数の減少、空き店舗の増加など厳しい状況にあり、商工会議所や商工会等との連携により商業の活性化を図ることが必要です。

基本方針

商工会議所や商工会等と連携し、商業者の育成を支援するとともに、地域を支える商店街の形成や経営基盤の強化を促進し、市民の日常的な生活を支える商業環境の維持・向上に努めます。

さらに、商工団体については、その強化と公的融資制度の有効活用を推進します。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 市街地活性化の推進 商店街の個性を生かしながら、利便性・快適性の高い魅力ある商店街づくりを支援します。 また、商工会議所や商工会と連携し、商業活動の活性化を図るための助成制度の充実を図ります。</p>	<p>☆魅力ある商店街づくりに努めます。</p>
<p>2. 空き店舗の活用 商工会議所や商工会等と連携し、「地域企業応援センター(仮称)」の事業を展開することで、空き店舗の有効活用を図ります。</p>	<p>☆空き店舗を活用します。</p>
<p>3. 商店街の利用促進 商工会議所や商工会等と連携し、商品券事業等の実施やイベント等の開催を促進します。</p>	<p>☆地域商店発展のため、地元での消費活動に努めます。</p>



9. 工業等の振興

現状と課題

本市の工業は、平成24年経済センサスー活動調査によると平成24(2012)年2月1日現在、事業所総数で172事業所、従業員数で1,571人となっています。

業種別に事業所を見ると、食料品や飲料などの消費関連製造業が多く、地域に密着した業種が育っていますが、経営基盤の弱い中小企業がほとんどで、技術や経営の面で多くの課題を抱えています。

企業誘致については、経済情勢や地理的条件等から企業誘致が進んでいない状況にあります。が、「指宿市工場等設置奨励条例[※]」やふるさと融資制度[※]等を活用し積極的に取り組んでいくことが必要です。

基本方針

地場産業経営の合理化と設備の近代化を進めるため、諸制度の積極的な活用を図ります。

雇用の拡大と新規学卒者の地元定着を図るため、企業誘致を推進します。

また、製造業やインターネットを活用したソフトウェア産業の誘致についても、県と連携しながら企業誘致に努めます。



※指宿市工場等設置奨励条例

本市の工業の振興を促進するとともに、雇用の場の拡大を図るため、工場を設置するものに対して、固定資産税等相当額の補助や工場用地取得費用の一部助成を行うことを市が定めたもの

※ふるさと融資制度

地域振興に資する民間事業者の支援を目的とした、地方公共団体が行う無利子融資(連帯保証が必要)のことで、対象事業に係る貸付対象費用から補助金等を控除した額のうち、35%以内(過疎地等は、45%以内)となり、残りの融資(借入れ)は、民間金融機関から調達する必要がある。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 経営基盤の強化と人材育成</p> <p>関係機関と連携し、中小企業の育成のため、公的融資制度の活用を促進します。</p> <p>また、後継者や経営者の技術の向上と経営プランニングの研修等を実施し、資質の向上と人材育成を図ります。</p>	<p>☆設備の近代化を進めるとともに、人材育成に努めます。</p>
<p>2. 企業誘致の推進</p> <p>県や関係機関と連携し、情報収集に努めるとともに、立地条件などの広報活動や、進出に係る相談・支援の強化を図りながら、積極的な企業誘致を推進します。</p>	<p>☆進出企業の動きがあれば、情報提供します。</p>
<p>3. 新産業育成の基盤づくり</p> <p>地域資源を生かした新産業の育成について、県などの関係機関と連携を図りながら、調査研究に努めます。</p>	<p>☆地域資源の利活用策について、協力します。</p>



10. 産業間の連携等による雇用機会の創出

現状と課題

雇用を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、情報化社会の進展、女性の就労意識の高まり、パートタイム労働者の増加、フリーターや派遣労働者に見られるような雇用形態の多様化など、大きく変化してきており、併せて、非正規労働者の増加による賃金の低水準化、世界的な金融危機などによる雇用の悪化などが生じています。

このような中、生きがいを持って健康で安心して働ける環境づくりが求められています。

地域の経済が継続的に発展していくためには、各分野の産業や業種が相互に連携し、相乗効果をあげながら地域の活力を高めていくことが重要です。

基本方針

勤労者が生きがいを持って働ける魅力ある職場づくりのため、就業機会の拡大に努めるとともに、関係機関と連携し、労働条件向上のための労働時間短縮や労働安全衛生等の普及啓発に努めます。

「地域企業応援センター(仮称)」を立ち上げ、創業、就業、雇用拡大等を総合的に支援するネットワークを構築し、地域経済の振興と雇用の創出に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 就労意識の高揚 関係機関等との連携により、職業能力の開発など就業援助施策の充実を促進します。 また、ハローワークと連携して情報提供に努めます。</p>	<p>☆就労体験の場を提供します。</p>
<p>2. 雇用機会の拡大・均等 企業誘致を推進するとともに、事業者の経営基盤の強化を図り、雇用機会の拡大に努めます。 また、高齢者の豊かな知識、技能、経験を生かせる就労の場を確保するため、シルバー人材センターの充実に努めるとともに、男女が均等に雇用の機会を与えられ平等に取り扱われるよう、関係機関と連携を図り、企業等に働きかけます。</p>	<p>☆市内の企業等で働きます。</p>
<p>3. 労働環境の向上 過重労働を防止するため、関係機関と連携し、労働時間の短縮など、労働条件向上の啓発に努めます。</p>	<p>☆労働条件向上のための環境整備を進めます。</p>
<p>4. 産業間の連携 農林水産業、商工業、観光業などの産業団体が交流できる場を設定するとともに情報提供に努め、産業間の連携を促進します。 異業種間の交流およびマッチングを推進し、新規商品の開発を促します。</p>	<p>☆産業間の交流づくりを行います。 ☆異業種の交流を活用し、新たな商品開発を行います。</p>
<p>5. 創業、就業等の支援 関係機関等との連携により、創業・就業等をトータルでサポートする「地域企業応援センター(仮称)」を立ち上げ、地域経済の振興と雇用創出を図ります。</p>	<p>☆創業、就業等の支援ネットワークに参加します。</p>

11. 特産品の販売促進

現状と課題

本市では、鯉本枯れ節やオクラ、ソラマメなどの豆類など生産量日本一を誇るもののほかにも、マンゴー、観葉植物、鮮魚、肉類等の一次産品の生産が盛んであり、加えて、オクラ漬などの農産加工品や鯉加工品、陶器、つけ櫛などの二次産品の製造も盛んに行われています。

特に近年は6次産業化への取り組みの機運が高まっており、本市においても、豊富な一次産品を生かした新たな加工品の開発が進んでいます。

しかしながら、販売への取り組みは、それぞれの生産者や企業・組合が主体となって行われており、比較的事業規模の大きい事業者においては県外での流通に向けPR・販売を行っているものの、ほとんどの事業者は資金および流通システムへの情報不足、商機会の欠如などの問題から従来の商体系による近隣での販売に留まっています。

また、これまで生産地として対外的な情報発信が不足しているため、本市が有する優秀な産品の一般的な認知は低く、本市が持つ知名度およびイメージを生かしきれていません。

また、本市には年間300万人の観光客が訪れていますが、販売される土産品等の相当数が市外で生産されたものです。市内の産品を使った土産品の販売や飲食品の提供は市内事業者の振興だけではなく、観光客の満足度の向上にも繋がることから、早期の開発・販売が求められています。

基本方針

市外への販売促進に向けて、情報収集や商品の改善および人材育成を行うことで販売への環境整備を整えるとともに、市外で行われる販売促進事業や商談会等への参加の支援を推進することで、市外への販売を促進する環境整備に努めます。

また、事業者負担の少なく、多くの事業者が活用しやすい販売機会の充実に努めます。

産品の価値を高める取り組みを推進するとともに、広告媒体等を活用した事業を展開し、本市産品の知名度の向上に努めます。

また、市外において産品を消費者に直接PRする機会を推進し、質の高い本市産品の認知度の向上に努めます。

本市産品を活用した土産品等の販売を促進するため、需要の把握や開発の支援、販売機会の創設に努めます。

海外への輸出に向けて、対象国および地域のニーズや商流等の情報収集に努めるとともに、本市事業者の輸出に向けた環境整備に努めます。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 市外への特産品販売拡大、増進</p> <p>市外への販売に意欲のある事業者に対して、商品改善および販路開拓に有用な研修会や商談会を実施するとともに、時宜を得た情報発信を行うシステムを整備し、関連団体が連携して支援する体制を構築します。</p> <p>ふるさと納税など新たな販売システムを構築し、多くの事業者が利用しやすい販売機会を整備します。</p>	<p>☆販売増進に活用します。</p> <p>☆販路拡大に活用します。</p> <p>☆販売戦略に活用します。</p> <p>☆商品開発、見直しに活用します。</p>
<p>2. 特産品PRの推進</p> <p>高品質な本県産品を推奨する「かごしまブランド」など優良な産品を認定するブランドの取得を推進することで、本市産品の優良性を市外へ周知します。</p> <p>本物・安心・安全を推進している「かごしまブランド」のイメージを利用したさらなる指宿ブランドの確立を図り、広告媒体等において本市産品のPRを実施します。</p> <p>市外において、一般の消費者に直接本市産品の質の高さを体感できる機会を産業団体と連携して設けます。</p>	<p>☆商品価値の増進に活用します。</p> <p>☆販路拡大に活用します。</p>
<p>3. 市内での特産品販売増進</p> <p>本市産品を使った土産品等の開発を推進するとともに、市内での流通を促進するため市内販売事業者等に向けた相互交流を図る場を提供します。</p> <p>本市の旬素材を活用した魅力ある飲食メニューの開発および誘致展開を実施することで、市内産品の認知を高めるとともに観光客の消費拡大および商店街の活性化を図ります。</p>	<p>☆販売増進に活用します。</p> <p>☆販路拡大に活用します。</p> <p>☆商店街の振興に活用します。</p> <p>☆観光素材として活用します。</p>
<p>4. 特産品輸出の振興</p> <p>海外輸出に意欲のある事業者に対して、県、貿易支援機関と連携し、対象となる国、地域の情報提供を行うとともに、事業規模に合わせた輸出形態を支援する体制を構築します。</p>	<p>☆海外への輸出進出に活用します。</p> <p>☆海外への販路拡大に活用します。</p> <p>☆海外への販売戦略に活用します。</p>

体系図／目指す成果と目標値

**第4章 【保健医療福祉】
すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまち**

自主的な健康づくりの推進

各種健診事業の充実

安心・信頼の医療の確保

保健福祉部門の体制強化

健幸のまちづくりの推進

子育て相談・支援体制の強化

保育体制の充実

高齢者の能力の活用

地域包括ケアシステムの構築

介護への支援強化

障害福祉の充実

地域福祉推進体制の強化

安心な生活の確保

指 標	単位	基準値	目標値		基準値の出所等
			H32	H37	
安心度ランキング※	位	14	10	7	都市データパック 2015年版
子育て支援・保育環境に関する 施策の満足度	%	58.5	63.0	65.0	指宿市民まちづくり アンケート(H26)
高齢者福祉サービスに関する 施策の満足度	%	64.8	65.0	70.0	指宿市民まちづくり アンケート(H26)
シルバー人材センター登録者数	人	233	270	300	H27.8.21 現在
障害者福祉サービスに関する 施策の満足度	%	59.6	63.0	65.0	指宿市民まちづくり アンケート(H26)



※安心度ランキング

東洋経済新報社が全国の市を対象にし、「病院・一般診療所病床数(1,000人あたり)」「介護老人福祉・介護老人保健施設定員数(対65歳以上1,000人あたり)」「出生数(対15~49歳女性1,000人あたり)」の3つの指標をもとに、都市の安心度をランキングにしたもの

1. 自主的な健康づくりの推進

現状と課題

市民が生涯を通して健康で生き生きと暮らすためには、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージ[※]に応じた健康づくりと生活習慣が必要です。

そのため、国は健康寿命の延伸・健康格差の縮小および生活や社会環境の質の向上を実現することを目的とする「健康日本21」を定め、すべての国民が共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指しています。

本市でも、家族や地域が互いを支え合い見守るとともに、関係機関が相互に連携して健康づくりをサポートする体制の整備が必要となっています。

基本方針

本市の豊富な温泉を活用して健康づくりを積極的に推進し、市民の健康増進に寄与します。

また、これまでの食生活や生活習慣を見直す意識啓発を図りながら、健康増進計画[※]に基づき、それぞれのライフステージに応じた施策を推進します。



※ライフステージ

英語：Life stage 人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、人生のそれぞれの段階

※健康増進計画

平成20(2008)年に、市が「健康日本21」や「健康かごしま21」の趣旨を踏まえ、市民の価値観やライフスタイルの多様化などに配慮しながら、市民のライフステージごとに課題と健康づくりの目標などを明らかにした計画

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 温泉を活用した健康づくり</p> <p>温泉入浴助成事業などにより、タラソテラピー[※]、デトックス[※]（体内浄化）効果のある砂むし温泉をはじめとする市の温泉施設を活用し、個人個人に応じた自主的な健康づくりを推進します。</p>	<p>☆温泉の効能に対する理解を深めるとともに、温泉を積極的に利用し、健康づくりに努めます。</p>
<p>2. 規則正しい食習慣の推進</p> <p>乳幼児、成人、高齢者を対象とした各種健診や健康教室・相談を開催して、バランスの取れた食生活に関する指導を行います。</p> <p>また、食生活改善推進員[※]連絡協議会と連携し、食生活の重要性に対する意識の高揚に努めます。</p>	<p>☆バランスの取れた、規則正しい食生活に心がけます。</p> <p>☆減塩に心がけます。</p>
<p>3. ライフステージに応じた運動の推進</p> <p>運動や生活活動[※]は健康にとって大変重要です。子どもたちには外遊びや運動の習慣化を働きかけ、その他の世代に対してはライフステージに応じた生活活動の増加の工夫や定期的な運動を、日常生活の中で取り入れることができるよう働きかけます。</p> <p>また、健康づくりに効果があるといわれているウォーキング・ジョギング・サイクリング・水中運動等の有酸素運動の普及にも取り組みます。</p>	<p>☆ライフステージに応じた生活活動の中で、プラス1,000歩を目指します。</p>
<p>4. 健康管理に対する市民意識の高揚</p> <p>健康増進計画に沿った施策を推進します。</p> <p>また、健康の3大要素である運動・栄養・休養について、市民の健康管理に対する意識の高揚を図るため、健康推進員[※]や広報誌等を通して啓発を図ります。</p>	<p>☆広報誌等を通して健康に関する意識を高め、自己管理に努めます。</p>

※タラソテラピー

海水、海藻、海泥、海洋性の気候など、海洋環境の様々な恵み等を活用しながら人間の自然治癒力を高める療法

※デトックス

英語：Detoxification の略。体の毒素を抜く体内浄化のこと

※食生活改善推進員

市から委嘱され、実践活動を通じ食生活改善に対する正しい考えと知識の普及活動を行う人

※生活活動

日常生活における労働・家事・通勤・通学・趣味等の活動のこと

※健康推進員

市からの要請に基づき、地区単位で自主的に設置しており、「自分の健康は自分で守りましょう」という方針に基づき、地域の核となって健康づくりを進めている人

2. 各種健診事業の充実

現状と課題

市民の健康に影響を与える要因として、食生活や生活習慣の変化、ストレスの増大が大きく関与していると考えられます。これらを起因とするメタボリックシンドローム^{*}(内臓脂肪症候群)は、がん(悪性新生物)、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を誘発することが懸念されています。今後は、特定健診・特定保健指導^{*}に基づく一人ひとりに応じたきめ細やかな指導体制を構築するとともに、がん検診を含めた受診率向上対策が必要となります。

また、感染の恐れのある疾病の発生およびまん延を予防するため、継続した予防対策を講じる必要があります。

基本方針

市民の健康の保持と、適切な医療の確保を図るため、市民に健(検)診の必要性を啓発するとともに、より受診しやすい健(検)診体制づくりに取り組み、疾病の早期発見に努めます。

また、健診後の保健指導を充実し、疾病の重症化防止や早期治療を推進します。

感染の恐れのある疾病には予防対策を講じ、その発生・まん延の防止に努めます。



^{*}メタボリックシンドローム

英語：Metabolic syndrome 内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態

^{*}特定健診・特定保健指導

平成20(2008)年4月から、40歳～74歳の国民を対象に実施されている健康診査および保健指導
これにより、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防を図る。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 生活習慣病対策の推進</p> <p>特定健康診査等実施計画に基づき、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)等に着目した健康診査を行い、生活習慣病の危険度に合わせた保健指導を行います。</p>	<p>☆「自分の健康は自らづくり自ら守る」を基本に、積極的に健(検)診を受診して、自らの生活習慣を見直す機会とし、疾病の予防に努めます。</p>
<p>2. 疾病予防対策の充実</p> <p>がん検診をはじめ各種健(検)診は、疾病の早期発見・早期治療が重要な目的です。より多くの市民が受診できるよう、がん対策行動計画に基づいた受診率向上の取り組みに努めます。</p> <p>また、感染の恐れのある疾病の発生およびまん延を予防するため、医師会をはじめ、各関係機関と連携を密にしながら、予防接種、結核レントゲン撮影等による疾病予防対策事業を推進します。</p> <p>狂犬病予防のため、犬の登録および予防注射の推進に努めます。</p>	<p>☆定期的に健(検)診を受診し、感染防止のための予防接種を行い、自分と家族の健康管理に努めます。</p> <p>☆犬を飼うときは、犬の登録と毎年の狂犬病予防注射を受けます。</p>



3. 安心・信頼の医療の確保

現状と課題

現在のわが国の救急医療体制は、救急患者の容態に応じて、軽症を第一次救急医療、重症を第二次救急医療、重篤を第三次救急医療と区別して役割分担や連携を図っていますが、軽症での救急要請が増加しており、救急車が常に出動中となってしまうなどの問題が生じています。

市内の救急医療体制としては、休日や夜間における比較的軽症な救急患者に対応するために、第一次救急医療として在宅当番・救急医療情報提供事業を実施しています。

また、その後方支援となる第二次救急医療体制として、病院群輪番制病院運営事業を実施しています。さらに、疾病者の救命、後遺症の軽減を果すため、鹿児島県ドクターヘリ運行事業における救急搬送事業や産科医医療体制事業を実施しています。今後とも関係機関と連携しながら体制の充実を図り、救急医療に関する知識の普及と情報の提供に努める必要があります。

なお、国民健康保険加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費が年々増加しているため、財政状態は大変厳しくなっています。

このため、医療費の適正化とともに国保財政の安定化が課題です。

基本方針

救急医療体制に関しては、現在の体制を維持・改善できるよう、関係機関と緊密に連絡調整を行います。

また、現在の救急医療体制の効果を高めるため、市民に対し、救急医療に関する知識の普及や情報の提供などを行います。

国民健康保険と後期高齢者医療制度の、医療費適正化と安定的な財政運営を目指します。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 安心して暮らせる地域医療体制づくり</p> <p>救急および休日・夜間における救急医療体制の充実を図るため、在宅当番・救急医療情報提供実施事業、病院群輪番制病院運営事業、ドクターヘリ運行事業における救急搬送事業、継続的な産科医医療体制事業に取り組むとともに、効率的な地域医療体制の確保に努めます。</p> <p>また、健康教室や救急医療講座を通じて、救急医療に対する知識の普及と情報の提供に努めます。</p> <p>献血事業については、市民の献血に対する認識を深めるとともに、地域や事業所、各種団体等の協力を得ながら、アロハ献血など集団献血の推進を図ります。</p> <p>国民健康保険と後期高齢者医療の医療費の適正化が図られるよう、生活習慣病の予防や健康づくりの推進を図ります。</p> <p>また、安定的な財政運営を図るため、保険税(料)の収納率の向上に努めます。</p>	<p>☆救急医療に関する知識を深めます。</p> <p>☆かかりつけ医を決めて、病気の早期発見・早期治療に努めます。</p> <p>☆献血の必要性を理解し、積極的に協力します。</p> <p>☆日ごろから健康づくりに励むとともに、納税義務を守ります。</p>
<p>2. ネットワークを生かした医療情報の提供</p> <p>市民の安心な生活を確保するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係機関との連携を図り、最新の医療情報を市民へ提供します。</p>	

4. 保健福祉部門の体制強化

現状と課題

本市では現在、市民の健康保持・増進を目的に、保健センターを拠点として各種健(検)診や健康教育・相談などの保健事業を実施するとともに、母子保健推進員[※]や食生活改善推進員[※]、健康推進員[※]が市民の健康づくりに関する知識の普及を図っています。

このような中、生活習慣病が増加を続けるなど、全国的に疾病構造が大きく変化しており、本市においても、がん(悪性新生物)、脳血管疾患、心疾患が死因の上位を占めるようになっていきます。これらの対策として検診体制の充実をはじめ、各種保健事業の充実や市民の受診率向上対策が重要な課題となっています。

このため、今後ともあらゆる機会を通して市民一人ひとりの健康づくりに対する意識の啓発に努めるとともに、医療機関や福祉部門等との連携を強化し、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージ[※]に応じたきめ細やかな施策の推進に努める必要があります。

基本方針

生涯を通じた健康づくりの場として、市民が相談、学習、健(検)診等に利用できるよう、保健センターの機能のさらなる充実を図ります。

母子保健推進員や食生活改善推進員・健康推進員の活動の充実に努めます。



※母子保健推進員

市から委嘱され、地域における母性および乳幼児の健康の保持および増進を図る活動を行う人

※食生活改善推進員

市から委嘱され、実践活動を通じ食生活改善に対する正しい考えと知識の普及活動を行う人

※健康推進員

市からの要請に基づき、地区単位で自主的に設置しており、「自分の健康は自らづくり自ら守る」という方針に基づき、地域の核となって健康づくりを進めている人

※ライフステージ

英語：Life stage 人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、人生のそれぞれの段階

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 保健センター機能の充実</p> <p>市民の健康増進のため、保健センター機能の充実を図るとともに、地域保健の拠点として、疾病などによる身体機能障害の防止、出産・育児不安の解消、子どもの心と身体の健康づくりを支援する母子保健事業などを実施します。</p>	<p>☆保健センターを利用して、健康づくりなどに努めます。</p>
<p>2. 保健・福祉の専門的人材の確保</p> <p>複雑化する保健・福祉ニーズに対応するため、保健・福祉従事者の専門的人材の確保に努めるとともに、関係機関との業務連携や専門的人材の資質向上を図りながら、良質かつ適切なサービスの提供を行います。</p>	



5. 健幸のまちづくりの推進

現状と課題

高齢化の進行に伴い、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険などの医療費等や扶助費※が増大し、市の財政に占める割合が高くなってきています。

今後も医療費等が増大し続けると、さらに市の財政を圧迫することになります。

市ではこれまで、市民一人ひとりの健康づくりのために様々な事業を実施してきていますが、健康への関心が高くて、なおかつ健康な人しか参加していないという状態が続いています。

そこで、市民誰もが参加して生活習慣病予防と寝たきり予防に取り組み、一人ひとりが健康と生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むとともに、医療費の適正化が図られるような健康づくりに関する事業・施策をさらに行う必要があります。

基本方針

健康に関心のある層だけが参加するのではなく、市民誰もが参加するような健康づくりに関する施策や事業を展開し、一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことのできる「健幸のまちづくり」を推進します。

また、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略※の取り組みの一環として、地域資源を活用したヘルスケアビジネスの創出を目指して、地域食材の健康面への影響・効果を検証し、付加価値を高めるとともに、消費や販路の拡大、6次産業化による雇用の安定と創出を図り、地域が元気になるまちづくりを目指します。



※扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、被扶助者に対して支給する現金やサービスのこと

※まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(同条第2項および第3項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努力義務が課せられている。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 日本一健康なまち「IBUSUKI」創生計画の推進</p> <p>日本一健康なまち「IBUSUKI」創生計画に基づき、市民も観光客も歩いて健康になれるまちづくりを推進します。</p>	<p>☆日本一健康なまち「IBUSUKI」創生計画に関する施策・事業に積極的に参加します。</p>
<p>2. 健幸のまちづくり施策・事業の実施</p> <p>健幸のまちづくりを実現するために、各種施策・事業を積極的に実施します。</p> <p>また、健康無関心層をターゲットにした事業を新たに実施します。</p>	<p>☆健康に関する施策・事業に積極的に参加し、行政と一緒に健幸のまちを目指します。</p>
<p>3. 地域資源を活用したヘルスケアビジネスの創出</p> <p>市内の地域資源を活用し、産学官医が連携して、指宿市版ヘルスケアビジネスの創出と地域産業の育成と拡大に努めます。</p>	<p>☆ヘルスケアビジネス創出に関する施策・事業に積極的に参加します。</p>



6. 子育て相談・支援体制の強化

現状と課題

急速な少子化の進行がもたらす社会保障、経済活力、社会活力、家庭生活などへの影響については、多くの方が危機感を持っており、我が国にとって少子化対策は最重要課題のひとつになっています。

また、核家族化の進展や地域社会の連帯感の希薄化により、家庭における育児機能や地域での子育て支援機能が低下しており、そのことが、親の孤立感や不安感を増長させるひとつの要因となっています。併せて、子育てに対する経済的負担感が大きいこともあり、子育て家庭への負担の軽減が求められています。

本市においては、保健センターでの健診時や家庭児童相談室などの開設により、各家庭が抱える不安の解消に努めていますが、これらの相談窓口について、さらに市民への浸透を図る必要があります。

また、在宅で子育てを行う家庭を効果的に支援するため、ファミリーサポートセンター[※]の設置が必要となっています。

乳幼児健診の際、発達に疑いのある乳幼児に対し早期療育を勧め、児童発達支援事業[※]での療育を実施しています。今後とも、関係機関等と連携を図り、障害児や発達に疑いのある児童の早期発見・早期療育に努める必要があります。

基本方針

子育て家庭が気軽に相談できるよう、家庭児童相談室や健診時における子育て相談、地域子育て支援センター[※]等の充実を図るとともに、これらの子育て相談窓口に関する情報の普及広報に努めます。

また、子ども・子育て支援事業計画[※]に基づき、子育て支援の充実を図ります。

※ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う拠点

※児童発達支援事業

療育が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適應できるよう、当該児童の身体および精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行う事業

※地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育てへの悩みや不安を抱えている親に対する相談・指導、子育てサークルへの支援等を行う拠点

※子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育ての充実を趣旨とした「子ども・子育て関連3法」が平成24(2012)年8月に成立し、平成27(2015)年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されたことにより、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援給付および、地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うことになっている。

放課後児童クラブについては、安定的な運営と児童への保育の質の向上に努め、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、保育所・幼稚園等に加え、小学校の余裕教室等の活用や放課後子ども教室との一体的、または、連携による実施なども含め、開所時間の延長や高齢者や地域人材等の活用を図るなど、効果的・効率的な取り組みを推進していきます。

障害を持つ児童または発達に疑いのある児童の早期療育のため、児童発達支援事業の充実に努めるとともに、障害のある児童生徒の放課後や夏休みなどの長期休暇における居場所づくりの充実に努めます。

母子家庭の就労支援のため、資格取得に対する給付制度等の周知徹底に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 子育て相談・指導の充実</p> <p>子育てに対する悩みや不安を抱える家庭のために、家庭児童相談室や地域子育て支援センター[※]等において、子育て相談に応じるとともに、様々な子育て支援事業について情報提供します。</p>	<p>☆子育てについて一人で悩まずに、子育て相談事業を積極的に利用します。</p>
<p>2. 子育て支援ネットワークの形成</p> <p>地域で子どもを育てるという観点から、民生委員や主任児童委員、保育所などの関係機関等でネットワークを形成し、保護を必要とする児童についての情報や処遇方針を共有し、児童の健全育成や虐待防止に取り組みます。</p> <p>また、ファミリーサポートセンター[※]の設置に向け、人材の発掘と育成を図ります。</p>	<p>☆子育て支援ネットワークに協力・参加します。</p>
<p>3. 子育て支援に係る各種手当の支給・助成</p> <p>国・県の制度に基づき児童手当や児童扶養手当などの適切な支給を行い、少子化対策拡充の観点からその充実について関係機関に要望します。</p> <p>また、母子家庭などへの就労支援に努めます。</p>	<p>☆法制度に基づく手続きを行い、児童の福祉の向上に役立てます。</p>
<p>4. 放課後児童クラブの育成</p> <p>就労等の事情により放課後に保護者が自宅にいない小学生を対象に、遊びの場や集団活動等の場を提供し、児童の健全育成に努めます。</p> <p>また、小学校の余裕教室等の活用や放課後子ども教室との一体的、または、連携による実施などを関係機関と協議します。</p>	<p>☆放課後児童クラブを利用します。</p>

※地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育てへの悩みや不安を抱えている親に対する相談・指導、子育てサークルへの支援等を行う拠点

※ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う拠点

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>5. 障害児通所支援事業の充実</p> <p>障害を持つ児童や発達に疑いのある児童の早期療育のため児童発達支援事業[※]や学校に通っている障害児に対し生活能力の向上のための訓練等を行う放課後等デイサービスを実施し、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適応訓練等に取り組むことで、子どもたちが意欲的で安定した生活が送られるよう支援します。</p> <p>また、保護者の悩みを受けとめ、相談しあう場を持ち、保護者に対する支援も行います。</p>	<p>☆子どもの療育の必要性を認識し、家族や地域で早期療育に積極的に取り組むことにより、子どもの発達を支えます。</p>
<p>6. 乳幼児健診・予防接種・各種教室の充実</p> <p>妊娠、出産、新生児期および乳幼児期における健診や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・指導等の支援体制の確保を図り、母親の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備に努めます。</p>	<p>☆妊娠、出産、育児についての正しい理解を深め、健康の保持および増進に努めます。</p>



※児童発達支援事業

療育が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体および精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行う事業

7. 保育体制の充実

現状と課題

保護者の就労などにより保育が必要な児童への健全育成に資するため、平成27(2015)年4月1日現在、本市には1つの公立保育所、11の私立認可保育所、3つの認定こども園があります。

就学前児童数は、少子高齢化が進む中、減少傾向で推移していますが、保育所・認定こども園の在籍児童数は共働き世帯や母子・父子世帯の増加などの要因により全体として増加しています。

また、家族形態や就労形態の多様化に伴い、保育に対する市民ニーズも変化しており、これらに対応するため、通常保育の実施に加えて、広く市民が利用しやすい様々な保育サービスの提供と、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受け入れられる環境整備が求められています。

本市においては、平成27(2015)年4月1日から施行された、子ども・子育て支援新制度に伴い策定された、指宿市子ども・子育て支援事業計画により、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子どもとその保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目標としており、本計画に沿った事業の展開を推し進めていく必要があります。

基本方針

通常保育をはじめ、延長保育や一時預かり、病後児保育および放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業を実施し、児童の健全育成に努めます。

また、子ども・子育て支援事業計画^{*}の展開については、地域のニーズ、必要性等を適宜判断しながら、子ども・子育て会議および関係機関と協議・調整を図り、適切な対応に努めます。

^{*}子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育ての充実を趣旨とした「子ども・子育て関連3法」が平成24(2012)年8月に成立し、平成27(2015)年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されたことにより、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援給付および、地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うことになっている。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 通常保育の実施</p> <p>保育が必要な児童を対象に、保育所等に入所させることにより、児童の健全育成を図ります。</p> <p>また、保育の提供にあたっては、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、保育の必要量を認定します。</p>	<p>☆保育料を納期内に納付します。</p>
<p>2. 地域子ども・子育て支援事業の実施</p> <p>家族形態や就労形態の多様化に伴い、延長保育や一時預かり、病後児保育、放課後児童健全育成事業などを実施します。</p>	<p>☆保育所等の行事を保護者で盛り上げ協力します。</p>
<p>3. 保育所等の充実</p> <p>保育所等への待機児童が発生しないよう、今後の社会情勢を勘案しながら適切に対応します。</p> <p>また、認定こども園等への移行を希望する幼稚園や保育所がある場合には、児童の健全育成の場の確保という観点から、その調整に努めます。</p>	<p>☆各施設ならではの役割を踏まえ、子育て環境をさらに充実します。</p>



8. 高齢者の能力の活用

現状と課題

急速に高齢社会が進行しています。高齢者が明るく活力に満ちた生活を営むために、高齢者自身が住みなれた地域社会の中で、積極的な役割を果たしていけるような社会づくりが必要となっています。

平成25(2013)年度に、本市が65歳以上を対象として実施した高齢者実態調査によると、要介護(要支援)認定を受けていない65歳以上の一般高齢者の49.0%が「就労している」と回答しています。その理由としては「健康によいから」(55.3%)が最も多く、続いて「生きがいがあるから」(44.7%)「生活費をまかなうため」(35.0%)となっています。(複数回答有り)

高齢者が、自らが持つ技術と経験を生かして働くことによって、社会に参加し、生きがいを持った生活が送れるよう、就業・就労対策の推進と活動機会の充実を図ることが求められています。

基本方針

高齢者の健康づくり・生きがいづくりに資するためシルバー人材センターを育成し、自らの生きがいの充実や地域社会への貢献を望む高齢者に対し、地域に密着した臨時的かつ短期的な就業やその他の軽易な業務に係る就業に関する相談を実施するとともに、就業機会を提供します。

老人クラブに補助金を交付し、その活動促進を図ります。

また、高齢者が地域の一員として、その長年培った技能や経験を生かして社会活動に参加し、自らの生きがいづくりを推進することができるよう、世代間の交流に努めます。

高齢者の介護予防・重症化予防の強化を図るとともに、元気な高齢者による見守り・支え合い活動など地域で支える仕組みづくりを構築します。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. シルバー人材センターの充実</p> <p>高齢者が自らの技術と経験を生かして働くことによって、社会に参加し、生きがいを持った生活が送れるようシルバー人材センターを育成し、活動機会の充実を図ります。</p>	<p>☆シルバー人材センターに登録し、自らの技術と経験を生かします。</p>
<p>2. 老人クラブ等の活動への支援</p> <p>日ごろ、「健康・友愛・奉仕」の三大活動を中心に、各種研修会や交流会、清掃作業、世代間交流など地域社会に密着した多彩な活動を展開している単位老人クラブや市老人クラブ連合会に対し助成を行い、育成と活動促進を図ります。</p>	<p>☆老人クラブに参加して様々な活動に協力し、生きがいづくりに努めます。</p>
<p>3. 高齢者元気度アップ・ポイント事業の実施</p> <p>高齢者の自立支援と健康寿命の観点から、高齢者のボランティア活動による地域貢献を積極的に支援し、社会活動を通して高齢者の生きがいと元気な高齢者を増やすことで介護予防を図ります。</p>	<p>☆ボランティア活動による地域貢献を実施し、介護予防に努めます。</p>
<p>4. 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業の実施</p> <p>65歳以上の高齢者を含む任意の団体が行う互助活動に対し、地域商品券等と交換できるポイントを付与することにより、地域の互助活動を活性化し、「地域社会の担い手」として活躍が期待される元気な高齢者の受け皿づくりと高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図ります。</p>	<p>☆団体登録をし、地域の互助活動の活性化に努めます。</p>

9. 地域包括ケアシステムの構築

現状と課題

住み慣れた地域で、いつまでも生き生きと活動的に暮らし続けられることが多くの人々の願いです。

また、支援や介護が必要な状態になっても、必要に応じてサービスを利用しながら家庭や地域の中で自立した生活を送ることが望まれています。

そのためには、高齢者一人ひとりが日常的に健康の維持・増進に努め、要支援・要介護状態への進行を予防するとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築が必要です。

また、今後認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、この地域包括ケアシステムの構築が重要です。

基本方針

予防・介護・地域ケアの視点で共助・公助サービスのみでなく、自助・互助の取り組みをつなぎあわせた地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、本市の豊富な地域資源を活用しながら、高齢者の健康づくり、介護予防を積極的に推進します。

要支援状態等の高齢者に対しては、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント事業により、要支援や要介護状態になることの予防に努めます。

比較的元気な高齢者に対しては、ふれあいデイへの参加呼びかけや地域活動組織への支援、介護予防ボランティア養成等の推進に努めるとともに、認知症の症状や対応について理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を積極的に開催します。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 温泉を活用した介護予防の推進</p> <p>砂むし温泉や足湯などの恵まれた資源を活用した健康づくりに努め、介護予防の推進を図ります。</p>	<p>☆温泉に親しみながら、健康づくり教室等への積極的な参加を心がけます。</p>
<p>2. 地域における介護支援の推進</p> <p>要支援状態等の高齢者に対し、訪問型や地域の介護予防活動を活用した介護予防ケアマネジメントを推進します。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向け関係機関・関係職種との連携を図ります。</p> <p>地域を拠点とした運動教室やサロン活動・脳トレ教室等を推進します。</p> <p>認知症高齢者への支援としては、認知症サポーター養成講座や認知症キャラバンメイト[※]連絡会の開催、見守りネットワーク事業を推進します。</p>	<p>☆元気なうちに各予防事業等に取り組み、日ごろから健康づくりに努めます。</p>



※認知症キャラバンメイト

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役

10. 介護への支援強化

現状と課題

高齢化は今後ますます進展し、介護を必要とする人の増加が予想されます。

このような状況の中で、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者のニーズや介護状態の変化に応じて介護サービスを利用できる体制を整備することが重要です。そのためには、要介護状態になった場合に身近な地域でサービスが利用できるよう、「在宅介護」を基本として、日常生活圏域における地域密着型サービスの拠点整備に努めるなど、高齢者一人ひとりの状況の変化に応じたサービス提供が求められます。加えて、地域社会全体で高齢者を支え合い、自立を支援することも重要です。

介護認定に対する申請件数が年々増加しています。公平・公正な認定を行うため、認定審査会関係者に対する研修等を充実させる必要があります。

基本方針

高齢者が居宅で自立した生活を送れるよう、適切な介護保険サービスの提供に努めます。

また、事業者と連携し、地域包括支援センターが中心となって地域支援事業を推進して、高齢者の介護予防と、介護状態の進行の抑制を図ります。併せて、小規模多機能施設やグループホーム等の地域密着サービス事業所の整備および事業の円滑な運営を促進します。

適切な審査判定を行うため、事前に実施する認定調査の点検体制を整備します。また、認定審査会委員が保健・医療・福祉の専門家として公平かつ的確な要介護認定を行えるよう、審査判定等に係る情報を共有し、平準化を図っていきます。

孤立しがちな高齢者等が孤独感を抱かないよう、地域住民が見守り活動を行う体制づくりを推進します。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 介護保険の適正な運営</p> <p>介護保険制度や介護サービスの情報提供を積極的に行うとともに、介護サービスの利用者に対し質の高い介護サービスの提供を推進します。</p> <p>また、ケアマネジメントや給付のチェックを行い、サービスの適正化を図ります。</p> <p>介護認定審査および認定調査の体制を整え、より適正な介護の審査判定を実施します。</p>	<p>☆保健・医療・福祉サービスや介護保険制度について理解を深め、必要なときに的確に利用します。</p> <p>☆サービス事業者は技術・知識の向上に努め、質の向上を図るとともに、利用者の人権や主体性を尊重した良質のサービスを提供します。</p>
<p>2. 地域包括支援センターの運営充実</p> <p>地域包括支援センターの運営充実に努め、地域で暮らす高齢者の心身の健康保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な支援を包括的にを行います。</p> <p>また、在宅医療と介護の連携および認知症対策の推進を図り要介護者と介護する人を支援します。</p>	<p>☆一人ひとりが高齢社会を自らのこととしてとらえ、ボランティア等により支え合います。</p>
<p>3. 地域見守りネットワークの構築</p> <p>登録されたアドバイザーを核として、65歳以上の寝たきり、ひとり暮らしの高齢者世帯等要援護者に対し、安否確認や声かけ、見守り活動などを行います。</p> <p>また、孤独感の解消や心理的安定を図るため、近隣保健福祉ネットワーク[*]の強化に努めます。</p>	<p>☆介護ボランティアに参加し、地域の中で協力し合います。</p>

^{*}近隣保健福祉ネットワーク

一人暮らしの高齢者などの要援護者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていけるように、地域ぐるみで助け合いの輪(ネットワーク)を作ること

11. 障害福祉の充実

現状と課題

障害者の社会における「完全参加と平等」を実現するためには、建物や道路等におけるバリアフリー[※]化、コミュニケーション支援の充実および地域での障害への理解等、解決しなければならない課題が多くあります。

これらの課題を解消し、障害者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる社会を実現するため、関係機関・団体が相互に連携し、地域で障害者の生活を支えることのできる体制を充実させる必要があります。

また、障害者の経済的な支援対策として、必要な医療費助成ができるよう、障害者の福祉の向上を図る必要があります。

基本方針

障害者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活や社会生活が営めるよう、必要なサービス・情報の提供、ユニバーサルデザイン[※]に配慮した生活環境の充実および地域での支援体制の充実に努めます。

また、障害者の社会参加や地域活動等に対し助成するとともに、閉じこもりがちな障害者の社会参加を支援します。



※バリアフリー

英語：Barrier Free 障害者や高齢者等が生活する上で妨げとなる物理的・社会的障害を取り除くこと

※ユニバーサルデザイン

バリアフリー(英語：Barrier Free)は、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザイン(英語：Universal Design)は、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 相談体制の充実</p> <p>障害者が自立した日常生活または社会生活が営めるよう、情報提供や相談支援事業[※]の充実を図ります。</p>	<p>☆障害者に対する理解を深め、地域一体となって障害者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。</p>
<p>2. 障害者支援の充実</p> <p>障害者の自立支援対策として、障害福祉サービスや補装具費の支給等の各種事業を行うことにより、障害者の地域での自立や社会参加の促進を図ります。</p>	<p>☆障害者が地域活動等に参加しやすい環境づくりやボランティア活動に参加します。</p>
<p>3. 医療費助成および諸手当の支給</p> <p>障害者の経済的な支援対策として、必要な医療費の助成および諸手当の支給を行い、障害者の福祉の向上を図ります。</p>	<p>☆制度に基づく手続きを行い、障害者の福祉の向上に努めます。</p>



※相談支援事業

障害者やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うもの

12. 地域福祉推進体制の強化

現状と課題

核家族化や少子高齢化の進行に伴い、地域における人と人とのつながりが希薄になってきています。このような中、ひとり暮らしの高齢者問題、介護者への大きな負担の問題、障害者やその家族の将来不安の問題、子育て不安の増大など、地域には様々な問題が存在しています。

一方、平成25(2013)年度に本市が行った高齢者実態調査では、要介護(要支援)認定を受けていない65歳以上の一般高齢者の90.8%が「現在の住居にずっと住み続けたい」と回答しています。

これらの問題に対応するためには、すべての市民が「他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神」を基礎とし、社会の一員として自分らしく自立した生活を送ることができるよう、地域で支え合う体制を充実させていくことが必要です。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、日常生活支援サービスの充実を図ります。

また、支援を必要とする高齢者や障害者、子育てに悩む人々を地域で支え合う仕組みを構築することにより、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や民生委員・その他の社会福祉団体、ボランティア、NPO^{*}等と連携し、地域福祉推進体制の強化を図ります。



^{*}NPO

民間非営利組織のことで、英語：Non Profit Organization の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 高齢者への支援体制の充実</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を維持し、安心して暮らせるよう、はり・きゅう等施術料助成事業や老人福祉車購入費助成事業などの日常生活支援サービスを実施します。</p>	<p>☆必要なサービスを受けることにより、安心した生活を送ります。</p>
<p>2. 社会福祉協議会の体制強化</p> <p>地域福祉の核となる社会福祉協議会の機能充実や、その他社会福祉施設等とのネットワーク化を進め、地域福祉活動が効果的に推進できるよう努めます。</p>	<p>☆支援を必要とする人を地域で支えあうよう努めます。</p>
<p>3. 民生委員への活動支援</p> <p>民生委員が地域における相談・支援活動を積極的に展開できるよう、民生委員に対し福祉に関する情報提供を行います。</p> <p>また、支援を必要とする高齢者等が自立した日常生活を営むことができるよう、市と民生委員との緊密な相互連携を図ります。</p>	<p>☆生活上の悩みや不安を一人で抱えずに、民生委員や主任児童委員および公的相談窓口に気軽に相談します。</p>



13. 安心な生活の確保

現状と課題

国民年金については、社会経済情勢の変化や少子・高齢化による人口構造の変化に対応するため、随時、制度改正がなされていますが、負担の増加や将来の年金制度に対する不安などから、保険料の収納率が伸び悩む傾向にあります。

年金制度は、老後の生活保障だけでなく、障害年金や遺族年金など、健全な生活の維持・向上を図る上でも欠かせない制度です。国民年金制度の社会保障を多くの市民が受けられるよう、より一層年金制度の普及啓発を図る必要があります。

生活困窮者に対しては、生活保護支給事業を実施していますが、受給世帯数は平成23(2011)年度における358世帯に対し、平成26(2014)年度末で307世帯と、減少傾向にあります。平成27(2015)年5月末時点で、被保護世帯を類型別で見ると、高齢者世帯が64.1%を占め、続いて、傷病・障害者世帯が27.9%、母子・その他世帯が8.0%となっています。扶助内容別では、医療扶助の占める割合が65.4%、生活・その他扶助が34.6%となっています。

今後も、民生委員等の協力を得ながら、見守り、生活相談・指導の充実を図るとともに、ハローワークとの連携を密にして就業を支援するなど、生活意欲の高揚、自立意識の向上を促進するための施策を推進する必要があります。

基本方針

国民年金制度の社会保障を多くの市民が受けられるよう、関係機関と連携して広報活動に取り組み、年金制度の普及啓発に努めます。

生活保護受給世帯に対しては、民生委員や社会福祉協議会、医療機関、ハローワーク等と連携し、相談・指導体制の充実に努めるとともに、世帯の実情に応じた適切できめ細やかな指導・援助を行いながら、日常生活の自立、地域社会での自立促進を図ります。

また、生活保護受給者以外の生活困窮者に対しては、自立相談支援事業および住居確保給付金事業の実施により、生活困窮からの脱却および経済的自立の促進を図ります。

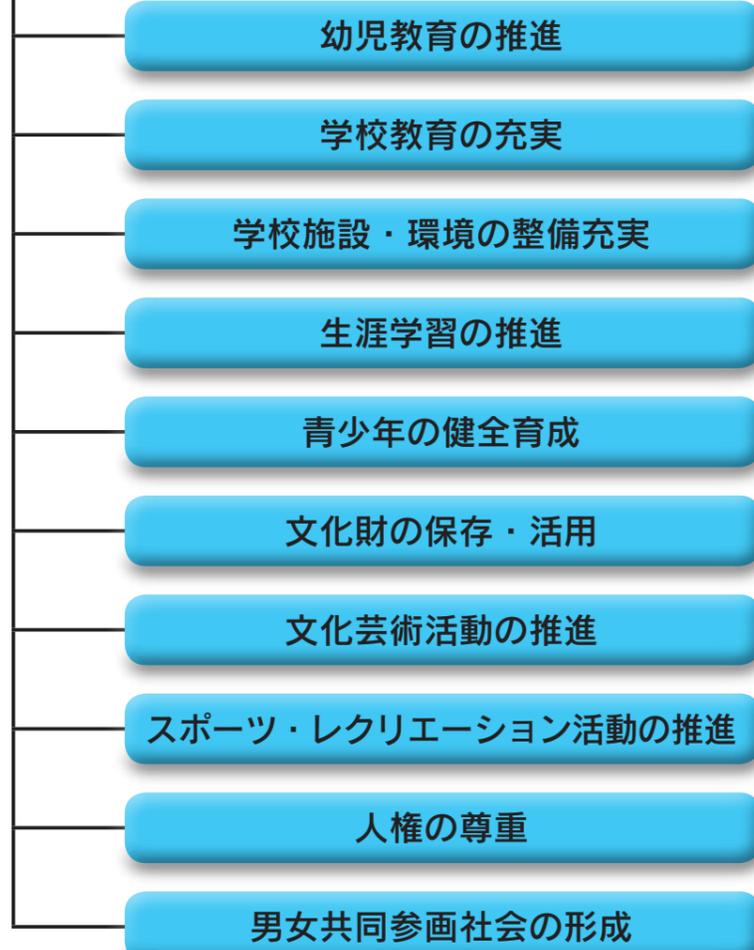
主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 年金制度の普及啓発</p> <p>国民年金制度の社会保障を多くの市民が受けられるよう、保険料の口座振替・前納割引制度の広報や、申請免除、学生納付特例、納付猶予などの各制度の勧奨を推進します。</p> <p>また、関係機関と連携を図り、年金制度についての広報や啓発活動を行います。</p>	<p>☆年金制度に対する理解を深め、安心な将来の生活に備えます。</p>
<p>2. 生活困窮者への対応</p> <p>生活に困窮している市民が相談しやすい体制を確立します。生活保護受給者の健康の回復・保持を図るため、医療機関等との連携を図ります。</p> <p>また、ハローワーク等との連携により就労を支援し、生活困窮からの脱却、経済的自立の促進を図ります。</p>	<p>☆傷病が生活困窮の大きな要因となっていることが多いことから、その早期発見と早期治療に努めます。</p> <p>また、保護を受けたことになった場合も、傷病の治療に努めたり、自分の持つ能力や資格等を活用したりして、できるだけ早く就労し、自立できるよう努めます。</p>

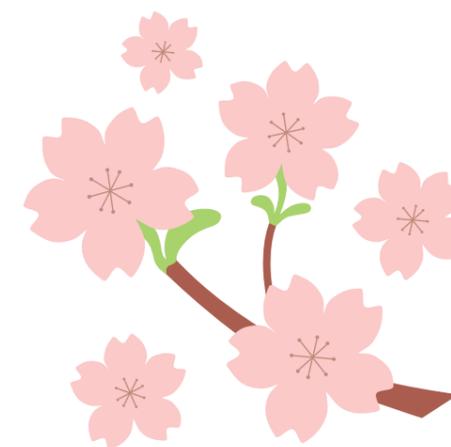


体系図／目指す成果と目標値

第5章 【教育文化】
郷土を愛し未来を拓くところ豊かな人材を育むまち



指 標	単位	基準値	目標値		基準値の出所等
			H32	H37	
小・中・高校の教育環境に関する施策の満足度	%	60.3	65.0	70.0	指宿市民まちづくりアンケート(H26)
生涯学習・文化活動・スポーツの振興に関する施策の満足度	%	66.7	70.0	75.0	指宿市民まちづくりアンケート(H26)
文化祭参加者数	人	4,130	4,200	4,300	H26
観光ボランティアガイド数	人	68	80	85	H26
郷土芸能の保存活動を行っている団体数	団体	37	37	37	H26
「男女の地位は平等である」と回答した市民の割合	%	38.1	40.0	45.0	第二次男女共同参画計画 市民アンケート(H26)



1. 幼児教育の推進

現状と課題

幼児期から学齢期に至るまでの教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。しかし、核家族化や少子化、就労形態の多様化など、幼児を取り巻く社会環境が大きく変化している現代においては、家庭における教育力の低下が指摘されています。

また、これらのことから、預かり保育の推進や幼稚園における子育て支援など、幼児教育に対する要望も強くなっています。

現在、幼稚園においては、幼稚園教育要領に基づき、教育課程や指導方法の工夫、遊具・教材などの整備充実に努めています。

今後も、家庭や保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、地域等が連携を深めながら幼児教育の充実に努めるとともに、より良い教育環境づくりを進める必要があります。

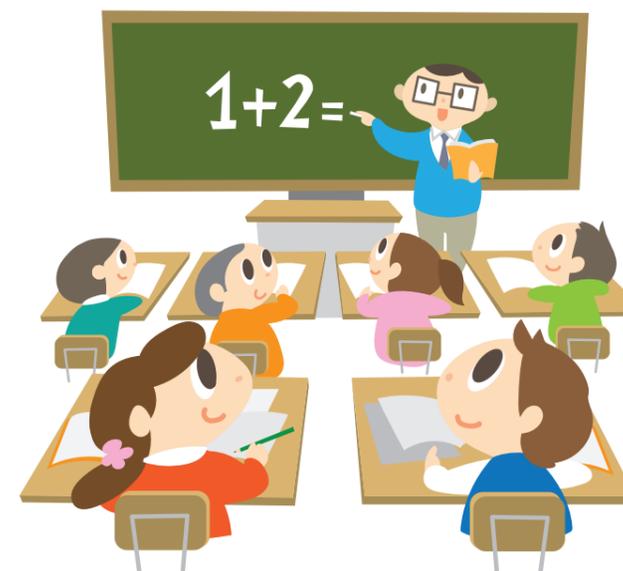
基本方針

基本的な生活習慣や社会性を身に付ける幼児教育の重要性を深く認識し、家庭や保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、地域が連携しながら、豊かな感性を持った幼児の育成に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 教育相談の充実と就園支援策の推進 保護者の悩みや不安等を解消するため、教育相談の充実を図ります。 また、保護者の経済的負担の軽減を図るための支援を行います。</p>	<p>☆教育相談の機会を活用します。</p>
<p>2. 教職員の資質向上 幼児の発達段階に応じた指導や、保護者等の多様な教育ニーズに対応できる教職員を育成するため、研修会等への参加を促進します。</p>	<p>☆教職員との交流を深めます。</p>
<p>3. 保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・地域の連携促進 幼児に対する指導の一貫性と学校教育への円滑な移行を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・地域の連携を促進します。</p>	<p>☆幼児を地域全体で見守ります。</p>



2. 学校教育の充実

現状と課題

本市には、小学校12校、中学校5校、高等学校3校、特別支援学校1校があります。近年、教育現場においては、児童生徒の学ぶ意欲や学力・体力の低下、生活習慣の乱れ、家庭や地域の教育力の低下など、様々な問題が指摘されています。

また、人間関係の希薄化やコミュニケーション不足、規範意識や倫理観の欠如等を背景として、いじめや不登校が深刻な社会問題となっています。さらに、児童生徒を巻き込んだ事件や事故が多発していることから、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりが求められています。

また、少子化による生徒の減少も課題になっています。

これらの問題に対応するためには、児童生徒一人ひとりに応じた指導を行い、基礎学力の定着を図るとともに、自ら学び考える力の育成、他人を思いやる心やふるさとを愛する心の醸成に努める必要があります。

また、地域とともにつくる学校づくりや学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めるために、国の教育改革の動向や県の施策も踏まえながら、現在の学校評議員制度の在り方を見直し、地域住民が学校運営に参画できる学校運営協議会制度等の導入する必要があります。

基本方針

児童生徒の個性と能力を伸ばす教育を実践し、知育・徳育・体育・食育[※]のバランスがとれ、主体的に考え行動する心身ともにたくましい児童生徒の育成を目指します。

また、国際化や情報化など、時代に対応した教育活動を進めるとともに、本市の豊かな自然、伝統・文化、地域の人材を活用するなど、郷土を愛する態度を養い、地域とともに特色と魅力ある学校づくりを進めます。



※食育

「食」に関する情報を理解し、健康で安心・安全な食生活の実現を図るために、望ましい食習慣や「食」の安全、地域の食文化について、情報交換や体験場を提供するとともに、子どものころから「食」の安全、「食」の選び方や組み合わせ等を教え、「食」について関心を持ち、自ら考える習慣を身につけさせる取り組み

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 確かな学力の向上</p> <p>児童生徒一人ひとりの能力に応じた指導を行うとともに、分かりやすい授業を展開し、確かな学力の定着・向上を図ります。</p> <p>さらに協働的・探究的な授業の展開により、確かな学力の向上を図ります。</p> <p>また、英語によるコミュニケーション能力の育成のために、ALT[※]を活用した英語教育や国際交流を推進します。</p>	<p>☆家庭での学習環境を整えます。</p> <p>☆子どもたちに学習の仕方を身に付けさせます。</p>
<p>2. 地域に開かれた特色ある学校づくり</p> <p>保護者や地域住民が学校運営に参画できる学校運営協議会制度等を推進します。</p> <p>また、学校応援団をはじめとした地域の人材を積極的に活用するとともに、地域の自然や環境、施設などを生かした学習活動を行います。</p>	<p>☆ボランティア活動等により、特色ある学校づくりに協力します。</p>
<p>3. 「心の教育」の充実</p> <p>道徳教育や人権教育、家庭・地域と連携した読書活動の充実を図り、心豊かで思いやりのある児童生徒を育成します。</p> <p>また、いじめや不登校などに対する相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携をより一層推進するために、適応指導教室を、学校とスクールソーシャルワーカーや家庭相談員等の関係機関とをつなぐ窓口として活用していくことで、問題の解決や未然防止に努めます。</p>	<p>☆学校と連携し、豊かな人間性を持った子どもたちを育成します。</p>
<p>4. 体験学習の充実</p> <p>自ら学び、自ら考える力をはぐくむため、宿泊学習や職場体験学習、ボランティア活動などの充実を図ります。</p> <p>また、情報教育や環境教育(ICT[※]の利活用)など、時代に対応した教育を推進します。</p>	<p>☆体験学習の受け入れ等に協力します。</p>

※ALT

Assistant Language Teacher(外国語指導助手)の略。教育委員会や学校で、担当の指導主事または教員の助手として、語学力向上および国際理解教育に寄与する。

※ICT

情報(Information)や(and)通信(Communication)に関する技術(Technology)の総称。文部科学省が策定した平成32(2020)年度に向けての教育の情報化に関する総合的な推進方策「教育の情報化ビジョン」の下で、学校教育現場におけるコンピューターやインターネット等の情報通信技術を活用した取り組みが進められている。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>5. 特別支援教育[*]の充実</p> <p>就学前から学校卒業後までの一貫した教育支援体制の構築を図るため、特別支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うとともに、相談・支援体制の充実を図ります。</p>	<p>☆特別支援教育の理解を深め、あらゆる面で協力します。</p>
<p>6. 体力・気力の向上</p> <p>「たくましい体と強い心」を持った児童生徒を育成するため、体づくり運動や一校一運動への取り組みを積極的に推進するとともに、家庭とも連携して一家庭一運動を推進し、体力・気力の向上を図ります。</p>	<p>☆子どもたちに運動や外での遊びを促します。</p>
<p>7. 食育[*]の推進</p> <p>健全な心身をはぐくむために、農業体験や漁業体験を通して自然への感謝の心を育むとともに、給食指導や「早寝・早起き・朝ごはん」運動への取り組みを通して望ましい食習慣の確立を図ります。</p> <p>また、栄養教諭と連携して児童生徒への食に関する指導を充実するとともに、保護者等への食育を支援します。</p>	<p>☆家庭において、基本的な生活習慣を確立します。</p>
<p>8. 学校給食の充実</p> <p>衛生管理の徹底や献立内容の充実を図るとともに、「指宿『旬』野菜の日」の取り組みを通して、地元農産物等の利用促進に努め、安心・安全でおいしい学校給食を提供します。</p> <p>また、効率的な運営を推進するため調理および配送業務の民間委託を継続するとともに、食物アレルギーを有する児童生徒へ除去食・代替食での対応を継続します。</p>	<p>☆子どもの偏食をなくします。</p>

※特別支援教育

これまでの特殊教育(盲・聾・養護学校、特殊学級等)が対象としていた障害のある児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症の児童生徒も含めて、生活や学習について特別な支援を必要とする児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な支援を行う教育

※食育

「食」に関する情報を理解し、健康で安心・安全な食生活の実現を図るために、望ましい食習慣や「食」の安全、地域の食文化について、情報交換や体験場を提供するとともに、子どものころから「食」の安全、「食」の選び方や組み合わせ等を教え、「食」について関心を持ち、自ら考える習慣を身につけさせる取り組み

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>9. 地域ぐるみの安全対策の充実</p> <p>児童生徒の安全を守るため、学校や保護者、地域住民などによる見守り活動を促進するとともに、計画的に通学路の安全点検を進めます。</p> <p>また、実効性のある訓練を実施するとともに、危機回避能力の育成を図る安全教育を実践し、安全・安心な学校・地域づくりに努めます。</p>	<p>☆地域全体で子どもたちの安全を確保します。</p>
<p>10. 魅力ある高校づくり</p> <p>市内の高等学校の魅力づくりをより一層進め、生徒数の確保を図ります。</p> <p>また、市立高校においては、地域と連携したビジネス教育の充実を図り、基礎学力の向上や上級資格の取得、大学進学への推進等に努めていきます。</p> <p>さらに、地域貢献活動を充実させるとともに、中国語・韓国語の履修等による国際交流活動など、観光立市指宿ならではの特色ある教育活動を推進し、将来を担う人材育成に努めます。</p>	<p>☆地域の高等学校の活性化を支援します。</p>
<p>11. 教職員の資質向上</p> <p>教職員の実態やニーズに即した各種研修会等を開催し、教育課題に対応できる専門的知識および指導力の向上を図ります。</p>	<p>☆教職員との交流を深めます。</p>



3. 学校施設・環境の整備充実

現状と課題

本市の小・中学校は、少子化の進行により児童生徒数が年々減少しており、複式学級が増加する傾向にあります。

また、本市の学校施設は昭和30年代から40年代にかけて建設されたものが多く、施設の老朽化が進んでいることから、児童生徒等の安全・安心の確保と、快適な教育の場を提供するため、校舎や体育館の非構造部材の耐震化や大規模な改修、設備の充実が求められています。

さらに、教育内容・方法の多様化や情報化教育に対応するため、ICT^{*}機器や学校図書のさらなる充実を図る必要があります。

基本方針

学校施設・環境の整備については、体育館の非構造部材の耐震化を優先して実施するとともに、施設の改修や設備・教育備品の充実を図り、児童生徒等の安全や、良好な学習・生活の場を確保します。

また、今後の学校教育や情報化の進展等に、長期にわたり対応することのできる教育環境づくりを進めます。



※ICT

情報(Information)や(and)通信(Communication)に関する技術(Technology)の総称
文部科学省が策定した平成32(2020)年度に向けての教育の情報化に関する総合的な推進方策「教育の情報化ビジョン」の下で、学校教育現場におけるコンピューターやインターネット等の情報通信技術を活用した取り組みが進められている。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 教育環境づくり</p> <p>学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害時は避難所としての役割も果たすことから、天井材や照明器具等の非構造部材の耐震化を優先的に実施するとともに、児童生徒等が快適な学校生活を送れるよう、施設の改修や設備の充実を図ります。</p> <p>また、「指宿市望ましい学校環境整備計画」を踏まえ、地域・保護者・学校・行政が連携して、未来を拓く子どもたちを育成する新しい時代の学校づくりを考えます。</p>	<p>☆学校と連携し、児童生徒等が安全に過ごせる環境づくりに努めます。</p>
<p>2. 教育備品の充実</p> <p>情報化社会に対応した教育を推進するためのICT機器や、多様な学習活動に対応した教育備品の充実を図ります。</p> <p>また、児童生徒の読書活動を推進するため、図書館電算システムのさらなる利用促進や学校図書の充実に努めます。</p>	<p>☆読書に親しむ環境づくりに努めます。</p>
<p>3. 子どもの居場所づくり</p> <p>子どもが安心して遊び・学ぶことができるよう、地域住民やボランティアの協力により、学習や交流活動を進めます。</p>	<p>☆地域の子どもが安心して学ぶことができるよう学校を支援します。</p>

4. 生涯学習の推進

現状と課題

少子高齢化や核家族化、情報化、科学技術の進歩など、社会環境が大きく変化しています。また、自由時間の増大と生活水準の向上に伴い、人々のライフスタイルや価値観が多様化し、ゆとりや生きがいなど精神的な豊かさを求める声が強くなっており、市民の生涯学習に対する関心も高まっています。

本市ではこれまで公民館や図書館、博物館、市民会館等を生涯学習の拠点とし、市民講座をはじめ、寿大学や学びのふるさと講座等を開催してきました。

今後も、市民ニーズを的確に把握し、より多くの市民がそれぞれのライフステージ^{*}に応じた学習活動に取り組めるような環境づくりを進め、「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる生涯学習社会の実現を目指します。

基本方針

市民一人ひとりが生涯にわたって自ら意欲を持って学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されるよう、市民と行政が一体となり、生涯学習推進体制の充実を図ります。

また、公民館や図書館、博物館など、既存施設の連携を強め、さらなる利用促進を図るとともに、指導者の育成や地域資源の発掘・活用などに努め、市民が主体的に生涯学習活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。



^{*}ライフステージ

英語：Life stage 人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、人生のそれぞれの段階

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 生涯学習推進体制の充実 社会教育関係団体等を中心に、生涯学習に係る情報・意見交換を積極的に行い、市民の生涯学習活動を推進します。</p>	<p>☆生涯学習活動に参加します。 ☆視聴覚メディアを利用します。 ☆各種講座に積極的に参加します。</p>
<p>2. 多様な生涯学習機会の提供 市民講座等の充実を図るとともに、ライフステージごとの学習ニーズを的確に把握し、多様な学習機会づくりを進めます。</p>	<p>☆主体的な学習活動を行います。</p>
<p>3. 市民の自主的な生涯学習の推進 出前講座や自主講座など、市民の自主的学習活動に対する支援を行います。</p>	<p>☆学習成果を社会や地域に還元します。</p>
<p>4. 生涯学習に係る指導者の育成と人材バンクの設置 各分野の指導者やボランティアの育成・確保を図り、人材バンクを設置します。 また、指導者の知識・技術を市民や地域の生涯学習活動に積極的に活用します。さらに、メディア研修を開催し、人材の確保を図ります。</p>	<p>☆社会教育施設を利活用します。</p>
<p>5. 生涯学習施設の機能の充実 既存施設の維持管理に努め、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設の活用を図り、学習情報の収集・提供を行いやすいような環境を整えます。</p>	<p>☆社会教育関係団体の活動に参加します。</p>
<p>6. 社会教育関係団体への支援 社会教育関係団体の自主的な運営と活動を支援するとともに団体の人材育成に努め、社会教育の振興を図ります。</p>	<p>☆図書館を利用します。</p>
<p>7. 図書館の利用促進と読書活動の推進 電算化した図書館や配本事業等を十分に活用し、図書館の利用促進と市民の利便性の向上に努めます。 また、子どもから大人まで楽しく読書ができるよう、本に親しむ機会づくりに努めます。</p>	

5. 青少年の健全育成

現状と課題

少子化や核家族化の進行、テレビゲームや携帯電話の普及など、青少年を取り巻く環境が大きく変化しており、家庭や地域の教育力の低下、人間関係の希薄化、情報の氾濫などが指摘されています。

また、いじめや不登校、ニート[※]の増加、犯罪の低年齢化などが全国的な問題となっています。本市ではこれまで、小学校区を単位とした青少年育成会議の開催や地域における世代間交流、地域の自然や魅力を発見する「いぶすきふるさと探検隊」などの各種事業に取り組み、心豊かで郷土愛あふれる青少年の育成に努めてきました。

今後もボランティア活動や地域との交流等を進め、青少年の社会参加を促進するとともに、家庭や地域、学校、行政がそれぞれの役割を認識しながら連携を強化し、青少年活動への支援を行っていく必要があります。

基本方針

青少年の健全育成は社会全体で取り組む課題であることを認識し、家庭や地域、学校、行政等の関係団体が一体となった育成体制づくりを進めるとともに、子どもたちの良さをみつけ、積極的にほめることを通して、子どもの成長・発達を支援します。

また、心豊かでたくましい次世代のリーダーを育成するため、ジュニア・リーダークラブなどの青少年団体の活動を支援します。さらに、世代間交流やあいさつ・声かけ運動などの実施により、家庭や地域におけるふれあいや対話を促進し、社会性・協調性のある青少年の育成を図ります。



※ニート

英語：Not in Employment Education or Training の略。15歳から35歳の教育も職業訓練も受けていない非労働人口のうち、家事も通学もしていない者

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 青少年健全育成体制の充実 市民と行政が連携を図りながら、地域の子どもの良さを見つけ、ほめることで子どもたちの成長・発達を支援します。</p>	<p>☆青少年健全育成活動に参加します。</p>
<p>2. 地域に根ざした青少年体験活動の推進 異年齢の子どもたちによる自然体験や集団生活などを実施し、自立の精神と豊かな感性、郷土愛にあふれた人材を育成します。</p>	<p>☆青少年の体験活動を積極的に支援します。</p>
<p>3. 青少年地域交流活動の推進 社会性および国際性豊かな子どもたちを育成するため、異なる国や地域の青少年との交流活動を推進します。</p>	<p>☆交流活動への参加を促進します。</p>
<p>4. 青少年団体の活動促進 青少年の自主性をのばし、協調性を育てるため、ボランティア活動や地域活動への積極的な参加を促進します。 また、子ども会やジュニア・リーダークラブ、青少年育成推進員等の育成・活動促進を図り、次世代を担う地域リーダーを育成します。</p>	<p>☆子ども会やジュニア・リーダークラブへの加入促進を図るとともに、その活動を積極的に支援します。</p>
<p>5. 家庭の教育力向上 発達段階ごとの家庭教育を支援するため、子どもの教育に関する課題について語り合い、学べる機会づくりに努めます。 また、親子での野外宿泊体験事業を通して、集団での野外活動を経験することで、家庭教育力の向上を図るとともに、親と子の絆づくりに努めます。</p>	<p>☆家庭の役割と責任を自覚し、子育てや青少年の健全育成を行います。</p>
<p>6. 地域の教育力向上 校区ごとに青少年育成会議を開催するなど、地域を中心に家庭、学校、行政が一体となった青少年の育成活動を進めます。また、あいさつ・声かけ運動などにより、地域のふれあいや対話を促進します。</p>	<p>☆子どもたちと積極的にふれあい、あいさつ・声かけ運動を推進します。</p>

6. 文化財の保存・活用

現状と課題

本市には、国指定史跡である指宿橋牟礼川遺跡や国指定有形文化財である枚間神社の松梅蒔絵櫛笥附属品並目録共一合、国の特別天然記念物に指定されているソテツ自生地(竹山、赤水鼻)など、長い歴史の過程に先人たちが残した貴重な文化財や遺跡が数多く残されています。中でも、指宿橋牟礼川遺跡や弥次ヶ湯古墳、水迫遺跡は、これまでの考古学の常識を覆す発見がなされた大変貴重な遺跡です。この他にも、藩政時代に島津氏が開設した最も古い薬園である山川薬園跡およびリュウガン、島津家の温泉別荘跡である殿様湯跡、篤姫の父・忠剛や兄・忠冬が眠る今和泉島津家墓地などの史跡も残されています。

また、市内各地区においては、猿の子踊や利永琉球傘踊などの郷土芸能やサンコンメ等の伝統行事が受け継がれていますが、少子高齢化等により、後継者不足や指導者の高齢化が進んでいます。

これらは、市の歴史や文化、地域の伝統を正しく理解するための貴重な財産であることから、今後も市民の保護意識の高揚を図るとともに、適切な調査・保存や後継者等の育成に努める必要があります。

基本方針

「指宿まるごと博物館構想」に基づき、市民の共有財産である文化財の適切な調査・保存を進めるとともに、より多くの市民が歴史と文化に興味を持ち、ふるさとに誇りと愛着を持てるよう郷土教育や観光面への活用を図ります。

また、地域で大切に受け継がれてきた郷土芸能や伝統行事を市民に広く周知するとともに、その保存と継承に努めます。

今和泉島津家墓地については、国指定化を見据えた墓石の詳細測量を実施しており、国指定後は適切な保存処置と活用を図る必要があります。

また、松尾城については全体像を把握し、保存と活用を進めていきます。

さらに、開聞岳については、国指定史跡(名勝)化に向けた調査を行い、景勝地の保全に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 埋蔵文化財の調査・保存</p> <p>市内に埋もれている周知の埋蔵文化財の発掘調査や記録・保存を行い、その成果を市民の学習活動等に活用します。</p> <p>また、国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡と時遊館COCCOはしむれの一体的な利用促進に努めます。</p>	<p>☆周知の埋蔵文化財包蔵地で開発等を行う際、届出を行います。</p>
<p>2. 有形文化財等文化財の保存・活用</p> <p>文化財の調査や適切な保存を図り、未指定文化財の資料の収集を進めるとともに、文化財を郷土学習の教材や「指宿まるごと博物館」の素材として活用します。</p>	<p>☆市内の文化財の保存・活用に努めます。</p>
<p>3. 郷土芸能や伝統行事の保存・継承</p> <p>地域の特色ある郷土芸能や伝統行事を継承するため、映像等による記録・保存や発表機会の提供、後継者育成への支援を行います。</p>	<p>☆郷土芸能や伝統行事の継承に努めます。</p>
<p>4. 文化財保護意識の高揚</p> <p>各種講座や体験学習の開催と広報誌やホームページ等での情報発信を行い、市民共有の財産である文化財の保護意識の醸成に努めます。</p>	<p>☆文化財の重要性を認識し、保護に努めます。</p>
<p>5. 時遊館COCCOはしむれの利用促進</p> <p>時遊館COCCOはしむれの設置目的と「指宿まるごと博物館構想」に基づき、イベントや講座、企画展、体験学習等を開催し、生涯学習の機会を提供します。</p> <p>「指宿まるごと博物館」の素材である文化財、自然、産業、各種施設、郷土芸能、伝統行事等の調査・研究をし、情報発信の拠点施設に努めます。</p> <p>また、「指宿まるごと博物館」を観光資源として活用を図るために、市民団体等の育成と活動の場を提供していきます。</p>	<p>☆時遊館COCCOはしむれを利用して開催されるイベント等に参加し、歴史や文化を学びます。</p>

7. 文化芸術活動の推進

現状と課題

社会の成熟化やライフスタイルの変化、価値観の多様化等に伴い、人々は暮らしの中にゆとりや潤いなどの精神的・文化的な豊かさを求める傾向にあります。

また、情報通信ネットワークの急速な進展や交通手段の発達等は、人・物・情報などの交流を活発化させており、これらは地域の活性化や文化振興に大きく寄与することが期待されています。

本市では、文化協会が中心となり、文化祭やシルバー美術展などを開催しており、また、市民会館等の文化施設においては、舞台芸術鑑賞や創作活動など、市民が主体となった様々な活動が行われています。

また、本市は熊本県人吉市や北海道千歳市、オーストラリア・クイーンズランド州ロックハンプトン市と姉妹都市盟約を締結しており、観光・文化・教育などの様々な分野で交流を進めています。

今後も文化団体の育成や発表機会の充実等に努め、市民の主体的な活動を促進するとともに、国内外各地の異なる文化や生活環境を持つ人々との交流を深め、地域の活性化や文化の向上に努める必要があります。

基本方針

心の豊かさを実感できる文化芸術活動の振興を図るため、市民の主体的な活動を支援するとともに、優れた文化芸術にふれあう機会の充実等に努めます。

また、様々な歴史や文化、風土を持つ姉妹都市や国内外各地との交流を推進し、本市の個性や魅力を再発見するとともに、地域の活性化や文化の向上に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 芸術文化活動への支援</p> <p>市民の自主的な芸術文化活動を促進するため、シルバー美術展や文化祭、芸能の祭典など、学習成果を発表できる機会の充実を図っていきます。</p> <p>また、子どもたちに芸術文化に触れる機会を持たせるよう、市内小学校を対象に青少年劇場を開催します。</p>	<p>☆芸術文化への理解を深めるとともに、自らも芸術文化に触れます。</p>
<p>2. 文化施設の充実</p> <p>市民や文化団体等の芸術文化活動を支援するため、市民会館と山川文化ホールの整備に努めます。</p>	<p>☆市民会館等の文化施設を活用します。</p>
<p>3. 国内・国際交流の推進</p> <p>姉妹都市をはじめ、国内外各地と文化活動等を通じた相互交流を図るとともに、観光・教育など様々な分野における交流活動を促進し、地域の活性化や文化向上を図ります。</p> <p>併せて、世界に開かれた「国際共栄都市」を構築するため、国際交流を主体的に実施する民間組織を育成し、自立化を支援します。</p>	<p>☆様々な分野における交流活動に参加します。</p> <p>☆姉妹都市との交流イベントに、積極的に参加します。</p>



8. スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

余暇時間の増大や健康志向の高まり、生きがいを求める人々の増加を背景に、スポーツ・レクリエーション活動に関心を持つ人が増えています。スポーツは健康の保持・増進のほか、生きがいづくりや仲間同士のふれあい・交流を深めることができるものであり、明るく豊かで活気に満ちた生活を送るうえで大変重要なものになっています。

本市では、市民体育祭やチャレンジデーなど、市民参加型のイベントを開催し、市民の体力・健康づくりと親睦の場を提供しています。

さらに、総合型地域スポーツクラブ等を核に、子どもから高齢者まで幅広い年代の人たちが、種目にとらわれず、自分の体力や年齢にあったスポーツを楽しんでいます。

今後も関係団体との連携を強化しながら、指導者の育成やスポーツクラブの活動促進、施設の計画的な整備・改修に努めるなど、誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針

市民が「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ環境の整備・充実に努めます。

また、各種団体およびスポーツクラブ等を育成し、市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ人口の増加に努めます。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックおよび第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」を見据えて、指宿市スポーツ・文化振興基金等を活用し、競技団体、選手および指導者を育成・支援することにより、競技力の向上に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
1. 「市民一人1スポーツ」の推進 市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しめるような機会の提供を図ります。	☆自分の目標や体力に応じたスポーツ・レクリエーションに、積極的に取り組みます。
2. 各種スポーツ大会等の開催 市民体育祭等の各種大会・イベントを開催し、市民のスポーツ参加機会の拡大とスポーツを通じた交流を促進します。	☆イベントや大会に積極的に参加します。
3. スポーツ・レクリエーション指導者の育成と指導体制の充実 スポーツ・レクリエーション活動の多様化に対応できる指導者を育成するため、研修会等を開催し、その資質向上に努めます。また、地域等のスポーツ行事に対しても指導・助言を行います。	☆地域等が主催するスポーツ行事に積極的に参加します。
4. スポーツ団体の育成・活動支援 体育協会や競技団体、スポーツ少年団等の主体的な活動を支援し、スポーツ活動の普及と競技力の向上を図ります。	☆各種団体等に積極的に加入します。
5. 総合型地域スポーツクラブの活動促進 市民が継続的に、様々なスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、市民主体で運営する総合型地域スポーツクラブ等を支援します。	☆スポーツクラブに加入し、継続的な運動を行います。
6. 体育施設の整備と利用促進 市民が安全・安心に利用できるよう、指定管理者と連携し、既存施設の維持管理に努め、利用促進を図るとともに、スポーツ合宿が可能な施設の総合的な整備を推進します。	☆施設の効率的な活用に努めます。 ☆学校体育施設を活用し、スポーツ・レクリエーション活動を通して、健康づくり、仲間づくりに努めます。
7. 学校体育施設の効果的な活用 市民にとって身近な小・中学校の体育施設を開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場としての有効利用を促進します。	

9. 人権の尊重

現状と課題

人権とは、誰もが生まれながらに持っている「人間が人間らしく生きていくために社会によって認められている権利」であり、日本国憲法で保障されている基本的な権利です。

しかしながら、今もなお同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、在住外国人等に関する様々な問題が提起されているとともに、社会の変化に伴い、DV[※]やいじめ、児童虐待などの生命に危険を及ぼす事件やインターネット等による誹謗中傷、セクシュアルハラスメント[※]など、表面化しにくい人権侵害などの新たな課題も発生しています。これらの背景には、文化や習慣、因習的意識等が挙げられていますが、少子高齢化の進展、情報化社会の急激な変化などもその要因になっていると考えられます。

これらの諸問題を解決するには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切にすることが重要です。

また、人権尊重の精神を知識として身に付けるだけでなく、日常生活の中に十分に浸透させることも必要です。

今後も、「指宿市人権教育・啓発基本計画」に基づき、関係機関や団体と連携を図りながら普及啓発活動を進め、市民一人ひとりが人権の主体者であることを認識し、個性の違いを豊かさとして認め合うといった人権意識高揚の取り組みを推進する必要があります。

基本方針

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会をつくるために、関係機関や団体と連携を図りながら、学校における人権教育や、家庭、地域、職場などにおける人権啓発活動を様々な機会を捉えて進めることで、一人ひとりを大切にする、差別や偏見のない明るい社会の実現に努めます。



※DV(ドメスティック・バイオレンス)

英語：Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者からふるわれる暴力で、身体的・心理的・性的な暴力をいう。

※セクシュアルハラスメント

英語：Sexual Harassment 相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じたりする行為などの「性的嫌がらせ」を指す。略して、「セクハラ」と言われることもある。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 人権教育の推進</p> <p>学校や地域、職場における人権学習の機会の充実を図り、人権問題に対する理解と認識を深めます。</p> <p>また、国・県等と連携しながら人権教室、人権の花運動、人権作文コンテスト等を実施し、差別に対する理解と、相手の立場で考えることのできる感性豊かな人間形成を目指した人権教育を推進します。</p>	<p>☆人権教育に関する学習会等の機会に参加します。</p>
<p>2. 人権啓発活動の推進</p> <p>人権に係る関係機関や団体と連携を図りながら、パンフレットや広報誌等を活用し、人権教育・啓発活動を推進します。</p> <p>また、人権週間[※]や人権同和問題啓発強化月間[※]などの広報、周知を図ります。</p>	<p>☆人権について正しい理解と認識を深めます。</p>
<p>3. 人権相談の実施</p> <p>特設人権相談所の開設による相談体制の充実強化を図り、市民の人権侵害による悩みや不安を解消するとともに、人権意識の高揚を推進していきます。</p> <p>また、人権侵害の防止や早期発見のため、婦人相談員の周知および窓口の充実を図ります。</p>	<p>☆相談窓口を活用します。</p>

※人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会が、昭和23(1948)年12月10日に国際連合の第3回総会において、世界における自由、正義および平和の基礎である基本的人権を確保するため、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、昭和24(1949)年から、その後「世界人権デー」と定められた毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日から同月10日まで)を、「人権週間」と定めており、その期間中は、各関係機関および団体の協力の下、世界人権宣言の趣旨およびその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地において集中的な啓発活動を行っている。

※人権同和問題啓発強化月間

鹿児島県において、毎年8月を「人権同和問題啓発強化月間」と定め、この期間中に同和問題をはじめとする人権問題を解決に向けた各種の啓発活動を集中的に実施している。

10. 男女共同参画社会の形成

現状と課題

日本全体が人口減少局面に入り、本市においてもさらなる人口減少が予想されていることから、多くの人々が将来を見通すことができないことで不安を抱えています。

また、全国的にインターネットによる新たな人権侵害、女性、子ども、高齢者や障害者に対する虐待やDV※事件など、様々な人権侵害事件が多発しており、その内容も複雑化・高度化しています。

こうした社会情勢の中、将来にわたって豊かで持続可能な社会や地域づくりを行っていくためには、より一層の男女共同参画の取り組みが重要となっています。

本市はこれまで、男女共同参画基本計画を策定し、各施策を通じた男女共同参画推進の取り組みを行ってきましたが、依然として家庭や学校、職場、地域など社会の様々な場で、性別等による固定的な役割分担意識や慣行などが存在しています。

また、政策等立案・決定過程への女性参画や仕事と家庭の両立支援の取り組みなど男女共同参画社会を実現していくための活動等が十分に定着化していない状況にあります。

市民一人ひとりが「個」として尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、性別・年齢・ライフスタイルなど多様なあり方を互いに認め合い、一人ひとりが人権尊重の意識を醸成していきながら、様々な男女共同参画社会形成のための取り組みを引き続き行うことが求められています。

基本方針

指宿市男女共同参画基本計画に基づき、学校、家庭、職場、地域等が相互に連携し、人権尊重を基盤にした男女共同参画の理解浸透を深めるため、教育や学び、啓発の取り組みを推進します。

また、安全・安心な暮らしの実現のための取り組みや、男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備の取り組み、あらゆる分野における女性活躍のための取り組みなど、市や地域、市民一人ひとりが互いに当事者意識を持ちながら進めていく、男女共同参画社会形成の取り組みを推進します。



※DV(ドメスティック・バイオレンス)

英語: Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者からふるわれる暴力で、身体的・心理的・性的な暴力をいう。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 男女共同参画の正しい理解の浸透</p> <p>学校、家庭、職場、地域等において、あらゆる機会をとらえて男女共同参画についての理解浸透を図るための教育や学びの機会を充実させるなど、環境整備に努めます。</p> <p>また、多様なあり方を互いに認め合う意識の醸成と深化を図るための広報・啓発活動を推進します。</p>	<p>☆学習を通じて、男女共同参画社会についての理解を深めます。</p>
<p>2. 男女共同参画社会の実現に向けた制度・慣行の見直し</p> <p>家庭、職場、学校、地域等における社会制度や慣行について、男女共同参画社会の視点に立った見直しを促進します。</p> <p>また、固定的役割分担意識の解消に向けた情報発信や正しい情報活用能力等の向上に向けた取り組みを推進します。</p>	<p>☆あらゆる場における制度や慣行が、一人ひとりの個性を大切にしよう努めます。</p> <p>☆男女共同参画の視点に立った情報活用・情報発信の方法を学びます。</p>
<p>3. 女性活躍の推進・仕事と生活の調和</p> <p>政策・方針決定過程への女性参画を積極的に推進するほか、男女ともに多様な生き方・働き方があることを前提に、誰もがそれぞれの能力を発揮できる仕事と生活の調和を実現する取り組みを推進します。</p>	<p>☆人権を尊重した職場づくりや仕事と生活の調和を図ります。</p> <p>☆職場や地域等における方針決定過程への女性参画・登用を進めます。</p>

体系図／目指す成果と目標値

第6章 【コミュニティ・協働】
市民と行政が協働で創る活気あふれるまち

地域で支えあう活動の促進

新たな地域コミュニティの形成促進

協働のまちづくり

地域内分権の推進

指 標	単位	基準値	目標値		基準値の出所等
			H32	H37	
地域(コミュニティ)活動への支援に関する施策の満足度	%	63.6	65.0	70.0	指宿市民まちづくりアンケート(H26)
「地域のために役立ちたいと思っている」と回答した市民の割合	%	76.2	80.0	82.0	第二次男女共同参画計画市民アンケート(H26)



1. 地域で支えあう活動の促進

現状と課題

集落に代表される地域コミュニティ[※]は、お互いが支え合い、協力し合いながら、その活動を営んできました。

しかし、近年の人口減少、核家族化、生活の変化、価値観の多様化などにより、地域を支える人材不足をはじめ自治活動に関する地域住民の意識の希薄化、組織の脆弱化が進む一方、地域における課題は多様化・増大化する傾向にあります。

また、高齢化率が50%を超える集落の数が、市町村合併以後約10年間で倍増しており、この数はさらに今後も増加すると考えられています。

人口減少とともに、公共サービスを担う行政資源も減少していくという過酷な状況の中、地域生活者一人ひとりの日常を支えていく持続可能な地域社会を形成していくためには、それぞれの集落内の住民自らが当事者意識を持ちながら考え、取り組んでいくことが求められています。

基本方針

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる社会づくりを基本に、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

そのため、市民全体が地域活動に対する理解を深めていく取り組み、自助・共助・公助の補完性の原則に基づく取り組み、地域間連携の取り組み、NPO[※]等他団体との協働による取り組みを促進します。



※地域コミュニティ

特に地域の結び付きが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集団

※NPO

民間非営利組織のことで、英語：Non Profit Organizationの略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 自治活動支援</p> <p>集落など単位自治会の活動を支援することで、災害時等における地域連帯、相互扶助の必要性等に関する意識醸成を図るほか、地域自らが地域を守り支え合う持続的・主体的活動を促進します。</p>	<p>☆自治会活動に参加・参画します。</p>
<p>2. 地域活動を担う人材育成</p> <p>多様な資源(ヒト・モノ・情報等)を生かした地域課題解決の仕組みづくりを促進していくため、市民向けの各種養成講座の開催や実践事業を推進しながら地域活動の担い手や地域リーダーの育成を図ります。</p>	<p>☆講座や実践事業等に積極的に参加・参画します。</p>
<p>3. 多様な主体との協働、情報共有、交流の促進</p> <p>自治活動の活性化のほか、将来に向けた集落機能・生活サービス機能の維持を図るため、周辺自治活動やNPO活動等との協働や情報共有、交流促進の取り組みを推進します。</p>	<p>☆地域づくりに関する取り組みに関心を持ち、参加・参画します。</p>



2. 新たな地域コミュニティの形成促進

現状と課題

人口減少を克服していくための基本的視点として、地域の特性に即した地域課題解決の取り組みが必要となります。

また、近年、地域住民の日常生活での困りごとは多様化・増大化してきており、行政や自治会だけでは解決できない課題が山積しています。

そして、今後の人口減少社会では、地域内の日常を支えていた様々なサービス機能(医療、介護、福祉、商業、金融、教育等)が縮小し、孤立する高齢者等が増えると考えられています。

このような中、住民同士のつながりの再生・強化を図り、豊かで安全・安心な地域社会を持続可能なものにしていくためには、協働の担い手となりうる多様な主体(市民、行政、地縁団体、NPO※、企業、ボランティア団体等)が連携する新たな仕組みや市民の主体的・自立的活動の活性化に結び付くような新たな施策の展開が求められています。

基本方針

協働のまちづくり指針や指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略※のほか、男女共同参画基本計画の趣旨に基づき、それぞれの地域が保有する多様な地域資源(人材を含む)を生かしながら、地域の総意による、地域に密着した、地域が必要とするサービスなどを協議する場づくりを進め、それぞれの地域や住民が抱える課題(困りごと)を自ら解決することができるような地域力を創造する新たな地域コミュニティ※組織(コミュニティプラットフォーム)づくりを促進します。

また、関係機関と連携しながら、地域全体で個人が抱える困りごとのリスクを分散・軽減し、個人の生活における安全・安心を保障する仕組みづくり(「地域におけるセーフティーネット」の仕組みづくり)を推進します。

※NPO

民間非営利組織のことで、英語：Non Profit Organization の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

※まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(同条第2項および第3項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努力義務が課せられている。

※地域コミュニティ

特に地域の結び付きが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集団

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 「対話の場」づくり</p> <p>自治会・集落等の地域課題について、その地域に生活する市民自らが対話をしながら一緒に考える「対話の場」づくりを推進します。</p> <p>また、多様な主体が参加・参画する新たな地域コミュニティ組織づくりを促進します。</p>	<p>☆新たなコミュニティ組織づくりのための対話の場に参加・参画します。</p>
<p>2. 地域コミュニティ計画の策定</p> <p>新たな地域コミュニティ組織の中で、それぞれの地域が抱える課題解決を図るために必要となる地域コミュニティ計画の策定を支援します。</p> <p>なお、地域コミュニティ計画策定については、計画そのものについて地域住民の主体的取り組みと地域住民全体の合意形成を図ります。</p>	<p>☆地域コミュニティ計画の策定と計画の実施に参加・参画します。</p>
<p>3. 小さな拠点づくり</p> <p>人口減少が進む中、ヒトやモノ、サービスの循環を図ることで、住民生活を支える新たな地域運営の仕組み(集落生活圏の維持)づくりを推進します。</p> <p>そのため、地域住民に必要な様々な生活サービスや地域活動などをつなぐ「小さな拠点(多世代交流・多機能型)」づくりを目指します。</p>	<p>☆小さな拠点づくりの話し合い等に参加・参画します。</p>



3. 協働のまちづくり

現状と課題

これまでの地域社会では、様々な会議等で物事を決めてきましたが、地域にある様々な意見や考え方を反映することが難しい状況があります。

また、話し合いの参加者が固定化することで、新たな考え方を生み出しにくい環境となり、結果として、活動が形骸化したり、発展性を見い出せなかつたりするといった状況になっています。

「自分たちのまちは自分たちでつくる」の理念のもと、限られた地域資源(ヒト・モノ・カネ等)を活用しながら地域課題を解決するための地域活力を引き出していくためには、市民や事業者、行政など多種・多様な主体が持っているアイデアや人材、ノウハウ、資金等を有効に活用し、新たな価値や取り組みを共に創っていく「共創」の考え方を持つ必要があります。

基本方針

市民や事業者、行政等が持つアイデアや人材、ノウハウ、資金等を持ち寄りながら、地域固有の課題解決やまちづくりを進めていくための「共創の場づくり」を推進していきます。

「共創の場」では、市内全体のヒト・モノ・カネ・情報の緩やかな交流を促進し、相互間連携や対流による新たな価値の創造により、地域力の向上を図ります。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
1. 共創の場づくり 今後の地域づくりに必要な市民による新たな価値の創造(イノベーション)を誘発し、活発化していくために必要となる場づくり・環境づくりを推進します。	☆共創の場に積極的に参加・参画します。
2. 中間支援組織の育成や人材育成 協働の主体となるボランティアやNPO [※] 等団体の育成を図るとともに、新たな地域コミュニティ [※] 組織を側面から支援する中間支援組織の育成を図ります。 また、協働のまちづくりや社会貢献活動に対する意識向上や地域資源の潜在力を引き出すことのできる人材育成のための学びの場づくりを推進します。	☆協働のまちづくりの学びの場に参加・参画します。
3. 市民活動支援事業の実施 協働によるまちづくり活動を推進するため、市民や団体等が自ら企画し実施する活動を支援します。	☆積極的に事業活用を図り、協働のまちづくりに参加・参画します。
4. 社会資本を活用した協働のまちづくりの推進 自立した協働のまちづくり活動を推進するため、社会資本投資のしくみづくりに関する調査・研究を行います。	☆社会資本投資のしくみづくりの調査・研究の場に積極的に参加・参画します。

※NPO

民間非営利組織のことで、英語：Non Profit Organizationの略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

※地域コミュニティ

特に地域の結び付きが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集団

4. 地域内分権の推進

現状と課題

これまで行政は、公平性・公正性の確保という観点から、画一的な施策を行ってきました。しかし、これからは、それぞれの地域実情を尊重し、住民ニーズや特性に配慮した施策が求められています。

それぞれの地域実態に即した新たな地域コミュニティ[※]が創出され、地域でなければ解決できない、あるいは地域で取り組んだ方がよりよい方向に進むと思われる課題解決の取り組みが必要になってきています。

今後、このような地域自らの責任において、自主的・主体的にまちづくりを担っていくような地域内分権のしくみづくりを進めていくためには、これに連動する行政構造の見直しが必要となります。

基本方針

協働のまちづくり指針や指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略[※]の趣旨に基づき、それぞれの地域において、将来、安全・安心で豊かな地域生活を維持していくためには、地域住民自らが自分たちの手でつくりあげる地域コミュニティ計画を着実に実行していく必要があります。

地域と行政は、これまで以上に対等なパートナーシップの関係を築き、互いに理解・尊重し、協働してまちづくりを進めていかなければなりません。

そのため、これまで画一的であった公共サービスの見直しを進めていくほか、市全体で市民参加・協働に関する自治の基本原則等の共有化を図るとともに、住民主体のまちづくり活動・事業に必要な環境整備を行っていきます。

※地域コミュニティ

特に地域の結び付きが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集団

※まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(同条第2項および第3項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努力義務が課せられている。

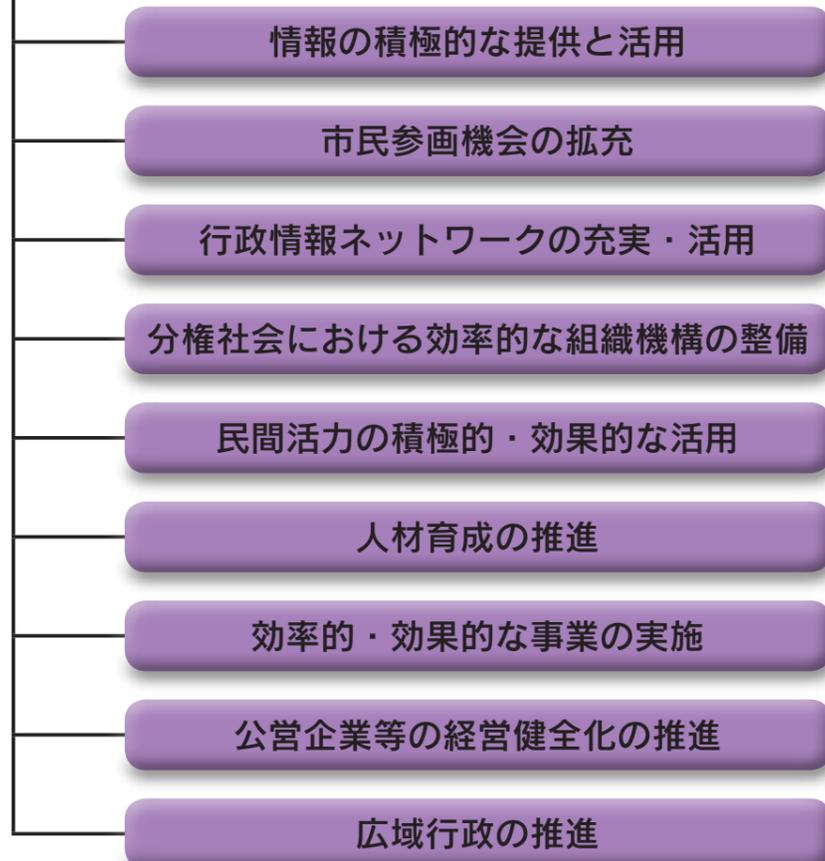
主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 協働のまちづくり推進プラン(仮称)の策定・実施</p> <p>地域内分権について、市の考え方や具体的取り組み内容、期待される効果や必要性等を広く市民と情報共有し、市全体の理解度を高めていきます。</p> <p>そのため、市民主体による協働のまちづくりを着実に実行していく協働のまちづくり推進プラン(仮称)を策定します。</p>	<p>☆地域内分権の必要性を理解し、協働のまちづくりに参加・参画します。</p>

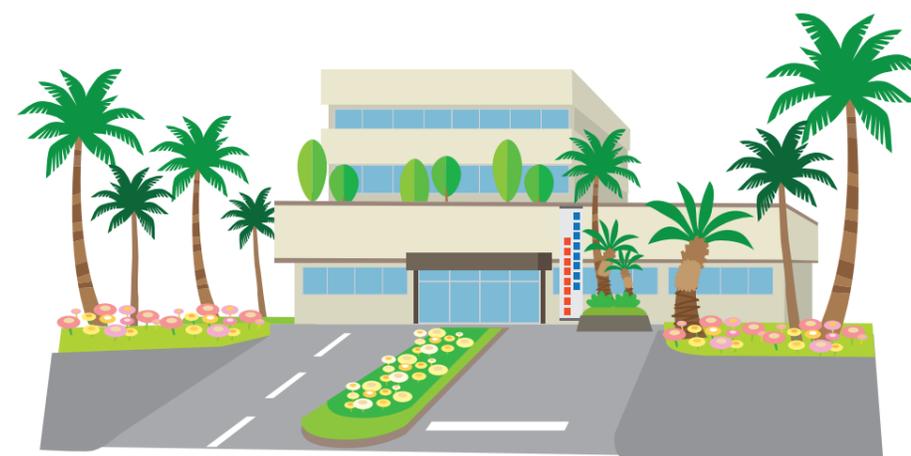


体系図／目指す成果と目標値

第7章 【行財政】
市民とともに行財政改革を進めるまち



指 標	単位	基準値	目標値		基準値の出所等
			H32	H37	
まちづくりへの市民参加機会に関する施策の満足度	%	62.5	65.0	70.0	指宿市民まちづくりアンケート(H26)
行政の情報公開・広報活動に関する施策の満足度	%	70.4	73.0	75.0	指宿市民まちづくりアンケート(H26)
経常収支比率 [※]	%	89.6	94.6	93.0	H26



※経常収支比率

税などの毎年度経常的に収入される財源が、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費に充当された割合

1. 情報の積極的な提供と活用

現状と課題

市民の各種施策への参画を促すとともに、市政への理解を深め、透明で開かれた行政を実現するため、施策などに関する情報の積極的な公開が求められています。その情報公開制度を円滑に運用するためには、公開体制の充実や、公文書管理システムを効率よく活用する必要があり、併せて、個人情報の保護について配慮する必要があります。

本市では、「広報いぶすき」などの発行、ホームページの充実、対話集会の開催など、様々な手法により、市民が親しみやすく、分かりやすい身近な広報・広聴活動を推進しています。

基本方針

行政情報がより市民に身近なものとなるよう、広報・広聴活動の充実を図ります。また、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、情報公開を積極的に推進します。

行政文書情報のシステム化を進めて、その維持管理に努め、迅速かつ正確で市民にわかりやすい情報を提供できる体制づくりに取り組み、情報公開を進めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 広報活動の充実</p> <p>開かれた市政を推進するとともに、また行政への市民参画を促進するため、広報誌や市のホームページ等を活用し、積極的に広報活動を行います。</p> <p>また、市の事業で、説明会等が必要なものについては、適宜説明会を開催し、周知・広報に努めるとともに、理解を求めます。</p>	<p>☆広報誌やホームページ等から得られる情報を暮らしに活用します。</p> <p>☆説明会に、積極的に参加します。</p>
<p>2. 広聴活動の充実</p> <p>市民と行政の意識の共有化を図るため、対話集会等を開催し、意見交換を行うとともに、パブリック・コメント制度[※]を積極的に実施し、広聴活動の充実に努めます。</p>	<p>☆対話集会等に積極的に参加します。</p>
<p>3. 情報公開の推進</p> <p>市民の知る権利を具体化するため、適正な情報公開制度の運用を図ります。</p> <p>公文書管理のシステム化を強化し、複雑多様化する行政文書を的確に把握するとともに、職員への制度の周知および意識啓発などに取り組み、円滑で迅速な情報公開体制づくりに努めます。</p> <p>また、情報公開にあたっては、個人情報の保護について十分に配慮します。</p>	

※パブリック・コメント制度

市の基本的な政策等を事前に公表して、広く市民の意見や要望等を募集し、その寄せられた意見を参考に計画などを最終決定する制度

2. 市民参画機会の拡充

現状と課題

急激な少子高齢化の進行や人口の減少など、今日の社会環境の変化に伴い、市民のニーズは複雑化・多様化・高度化してきており、求める価値観は「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化してきています。

市民のニーズや価値観の変化に応じた施策を展開するためには、事業の計画策定段階から市民に市政への参画を促すとともに、的確に市民のニーズを把握し、行政施策に反映していく必要があります。

基本方針

「広報いぶすき」や市のホームページを通じて積極的に情報を提供するとともに、パブリック・コメント制度^{*}を活用して計画等に対する市民の意見を広く募集し、その意見を考慮した計画づくりを進めます。

また、誰もが安心して暮らし続けることができる、豊かで活力ある地域づくりを実現するため、審議会等への公募制の導入を推進するとともに、様々な人材の登用を図ります。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
1. パブリック・コメント制度の実施 市政への市民参画機会を拡充し、市政運営の透明性の向上と市民との協働による市政の推進を図るため、パブリック・コメント制度を積極的に実施します。	☆パブリック・コメントなどの機会に、積極的に提言します。
2. 審議会等への積極的な市民登用 審議会等の委員選出については、様々な人材が参加できる環境を整備するとともに、公募制の導入を推進します。	☆審議会等へ積極的に参画します。



^{*}パブリック・コメント制度

市の基本的な政策等を事前に公表して、広く市民の意見や要望等を募集し、その寄せられた意見を参考に計画などを最終決定する制度

3. 行政情報ネットワークの充実・活用

現状と課題

本市では、総合行政ネットワーク[※]や住民基本台帳ネットワーク[※]、庁舎間ネットワーク[※]等を整備し、各種ネットワークによる市民サービスを提供しています。

しかし、これらのネットワークの利活用については、その利便性を利用者が十分実感でき、誰でも、どのような状況下であっても様々な行政手続きが行え、サービスを受けられるという状況には至っていません。

今後、国が進めている社会保障・税番号制度[※](マイナンバー制度)の開始に合わせた環境の整備が必要であり、コンビニエンスストアで証明書を交付できるようにするなど、時代に合わせた電子自治体[※]化を推進する必要があります。

基本方針

世代や障害の有無を問わず、いつでも、どこでも、何でも、誰でもが情報通信ネットワークを利用して社会に参加できるよう、社会保障・税番号制度を活用した電子自治体化をより一層進めます。

また、行政の簡素化・効率化と市民サービスの質的な向上を実現するため、個人情報保護に十分留意しながら、国や県と連携して、行政情報ネットワークの充実を図ります。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 電子自治体化の推進</p> <p>市民が自宅や職場からインターネットを経由して行政手続きをすることが可能となるよう、電子申請システムの拡充を図り、電子自治体化を推進します。</p> <p>また、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)を活用して、コンビニエンスストアでの証明書交付が可能となるよう推進します。</p>	<p>☆インターネットを効果的に活用します。</p> <p>☆コンビニエンスストアを活用します。</p>
<p>2. セキュリティの対策</p> <p>個人情報保護条例やセキュリティポリシー[※]に基づき、市が保有するすべての情報について、適切な個人情報保護の対策を推進します。</p>	



※総合行政ネットワーク

地方公共団体のコンピューターネットワークを相互に接続し、情報の共有、行政事務の効率化を目的とする、電子自治体構想の基盤となる広域的でセキュリティの高い行政専用のコンピューターネットワーク

※住民基本台帳ネットワーク

市区町村が管理する住民基本台帳を電子化し、コンピューターネットワークを介して共有するシステム

※庁舎間ネットワーク

集中管理されているコンピューターのデータを庁舎間で利用できるように整備したネットワーク

※社会保障・税番号制度

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する制度

※電子自治体

市民サービス・業務システムを、インターネット等を利用したオンラインで市民に提供できる自治体

※セキュリティポリシー

組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの

4. 分権社会における効率的な組織機構の整備

現状と課題

本市では、合併以降、事務事業の見直しを積極的に進め、年次的に組織機構の整備を図ってきています。

今後もさらに、国の地域主権推進大綱や県の権限移譲[※]プログラムに基づき、国や県が所管している業務が、市町村へ移譲されることが予想されます。

また、大規模災害や広域的な感染症への対応、地域産業の活性化など、市民が求める新たな行政需要や政策課題にも、迅速かつ的確に対処する必要があります。

基本方針

新たな行政需要への迅速な対応や時機を逸しない政策実現のため具体的な取り組みを実施し、限られた職員でより効率的な行政運営を行える組織に整備します。

県事務の権限移譲については、市民に身近な事務で市民サービスの向上につながる事務の受け入れに努めます。

公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現に向けて取り組みを進めます。

また、各庁舎については可能な限り既存施設の有効活用を図っていきます。



※権限移譲

法令で都道府県知事の権限とされている事務を、都道府県条例の定めるところにより、特例的に市町村長の権限とする制度

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 効率的な組織機構の見直し 各部署における業務内容を精査し、各部署の状況に対応した適正な人員配置を行うとともに、再任用職員や臨時職員等を活用しながら、簡素で効率的な組織機構を目指します。</p>	
<p>2. 行政需要や政策課題に対処できる組織機構の整備 新たな行政需要や政策課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、戦略的な組織を設置します。 また、行政や民間団体との人事交流も含め、他の団体と連携することによって、それぞれの目的を達成するうえで相乗効果が見込める行政運営形態を目指します。</p>	
<p>3. 国等の方策や制度改正に対処した組織機構の構築 国の地域主権推進大綱や社会保障・税番号制度[※](マイナンバー制度)、県の権限移譲など、国や県の制度改正に対処した組織機構の構築を目指します。 また、市民の利便性を図り、効果的な行政サービスを提供するため、適正な権限移譲事務の受け入れに努めます。</p>	<p>☆個人番号カードの申請により、新たな行政サービスを利活用します。</p>
<p>4. 公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進 厳しい財政状況が続く中、公共施設等の老朽化や人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目指します。</p>	<p>☆各公共施設の管理方針の検討の場に参加します。</p>
<p>5. 既存各庁舎の有効活用 各庁舎については、施設の有効活用の観点から、耐震診断の結果を踏まえ、必要に応じて補強工事を行うか、または既存の施設を有効に活用していくべきか等を検討します。 なお、新庁舎建設の検討については、平成45(2033)年を目途に市民の意見も反映させた検討を進めるため、「新庁舎建設検討委員会(仮称)」の設置に向けて調整します。</p>	<p>☆新庁舎建設の検討の場に参加します。</p>

※社会保障・税番号制度

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する制度

5. 民間活力の積極的・効果的な活用

現状と課題

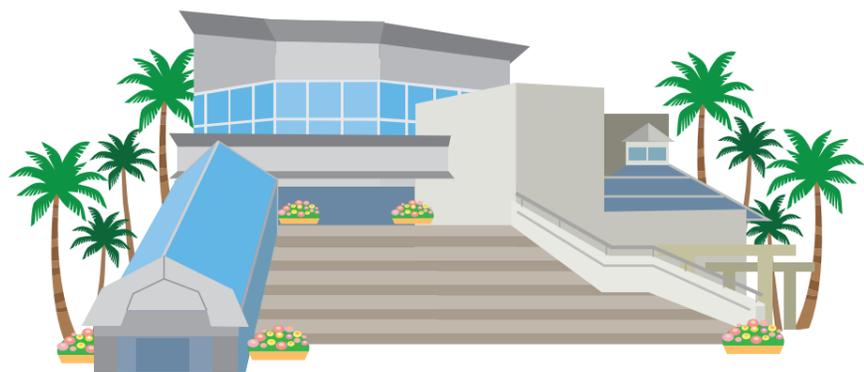
本市では、急激な社会情勢の変化や厳しい財政状況などに対応するため、これまで「指宿市行政改革大綱[※]」と「指宿市集中改革プラン[※]」を策定し、行財政の効率化に取り組んできています。

簡素で効率的な行政システムを確立するとともに、時代の要請や市民のニーズに的確に応える行政運営を実現するために、民間と行政の適切な役割分担のもとで、民間委託等をより積極的・効果的に活用することが求められています。

基本方針

市民へ提供する公共サービスの維持・向上を図るとともに、より効果的・効率的に目標を達成するため民間委託等を進め、民間の専門的な技術等を活用します。

また、公の施設等の整備・運営管理等については、民間事業者等の事業機会の拡大や雇用の創出の観点から、PFI事業[※]や指定管理者制度[※]の活用を努めます。



※指宿市行政改革大綱

総務省の新地方行革指針に基づき、本市が直面している行財政の様々な課題を解決するため、行財政改革の取り組むべき具体的な項目やその方向性について定めた行財政改革の基本方針

※指宿市集中改革プラン

行政改革大綱に基づき実施する、事務事業の見直しや民間委託等の推進、定員管理の適正化などの具体的な計画

※PFI事業

英語：Private Finance Initiative(プライベート ファイナンス イニシアティブ)の略。民間の資金や技術的・経営ノウハウを積極的に活用して、効率的で質の高い行政サービスを提供すること。旧指宿市は平成16(2004)年、南九州では初めてPFI事業を導入し、道の駅「いぶすき」を整備

※指定管理者制度

地方公共団体が、公の施設(スポーツ施設や社会福祉施設、文化・教育施設など、住民の利用に供するために設置した施設)の管理運営を民間事業者等に委ね、行政の効率化、住民サービスの向上を図ろうとするもの

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
1. 民間委託・民営化の推進 行政運営をより一層効率化するため、「民間委託等の推進に関する指針」に基づき、事務事業の民間委託・民営化を推進します。	☆民間の持つ能力や技術等を積極的に提供します。
2. 公の施設への業務委託や指定管理者制度の活用 公の施設のあり方についても事務事業の一つとみなし、施策別事業優先度評価結果に基づき、指定管理者制度をはじめとする民間委託や協働の推進といった観点から、市民団体やNPO [※] 法人等への運営委託を進めます。	☆公共サービスの担い手として、積極的に取り組みます。
3. PFI事業の活用 効率的で良好な公共サービスを市民に提供するため、公共施設等の整備・運営管理等に民間の資金や技術能力を活用するPFI事業のさらなる活用を図ります。	☆民間の持つ能力や技術、資金等を積極的に提供します。



※NPO

民間非営利組織のことで、英語：Non Profit Organizationの略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

6. 人材育成の推進

現状と課題

近年の地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の推進や市町村合併などにより、刻々と変化しています。

また、少子高齢化や高度情報社会、環境保全への対策など新たな課題も発生しており、それらへの対応が求められています。

そのような中、限られた経営資源^{*}を最大限に活用し、多様かつ高度な市民ニーズに的確に対応していくためには、行政が自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化することが重要であり、その担い手である職員の能力を引き出す人材育成や適材適所の配置など、人事管理を総合的に進めていく必要があります。

また、職員一人ひとりが意識の変革を図り、市民の多様性に対して中立・公平な市政運営を行うことも重要であり、職員自らが意識改革・資質向上に自発的・積極的に取り組む必要もあります。

市政事務嘱託員は、公文書の配布や市税等の徴収等、市政の事務を担っており、直接、市民に接しています。行政に対する要望等を受けることが多いことから、それらの要望に対応できる必要があります。

基本方針

指宿市人材育成基本方針^{*}に基づき、職員の総合的・計画的な人材育成を推進するとともに、人材育成の観点に立った人事管理と職場環境の整備等を行います。

市民サービスの低下を招くことがないように、市政事務嘱託員等の研修会を行います。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 人材育成基本方針に基づいた人材育成 指宿市人材育成基本方針に基づき、職員の人材育成を目的として「職場環境の整備」「人事管理の推進」などに取り組みます。</p> <p>2. 職員研修の充実 職員の意識改革や政策形成能力など、幅広く職員の資質向上を図る研修や、市政事務嘱託員の研修を充実します。</p>	



^{*}経営資源

行政運営をしていく上で必要不可欠なもの。人材、人脈、施設、技術、財政、信用、知恵など

^{*}指宿市人材育成基本方針

職員の資質向上と職場や仕事の改善を図るために定めた方針。平成20(2008)年度に策定

7. 効率的・効果的な事業の実施

現状と課題

社会経済情勢の変化や複雑・多様化する市民ニーズへの対応、少子高齢化社会、地方分権の進展などにより行政需要は増大する一方であり、税源移譲が実施されたものの、景気低迷に伴う税収の減や、国庫補助負担金等の削減により、増大する行政需要に対して、大きな財源不足が見込まれています。

このような状況の中で、住民福祉の向上と市全体の均衡ある発展を推進するためには、歳入に見合った歳出構造への転換を着実に図るとともに、各種事務事業等の効果を検証し、より効率的かつ効果的な事業の実施に努めることが求められています。

基本方針

市全体の均衡ある発展と地域の一体感の醸成を図るため、安定的な財政運営と歳入に見合った歳出構造への転換を図ります。

また、事務事業の総点検を実施し、拡充、継続、改善、統合等の見直しを継続的に行いながらスクラップ・アンド・ビルドを進め、効率的な事業の実施に努めます。

長引く不況や納税環境の変化、納税意識の低下等によって、市税等の収納を取り巻く環境は厳しくなっています。こうした中で、きめ細かい納税相談や口座振替の推進、納税意識の喚起等に努め、前年度を上回る収納率を目指します。

各種統計調査の成果を活用し、効率的かつ効果的な事業の実施に努めます。



主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 合併財政支援措置の効果的活用 市町村合併に係る施策や事業を推進することを目的として合併特例債[*]を活用して創設した合併まちづくり基金を積極的・効果的に活用します。</p> <p>2. 行政評価制度の充実 より有効的な事業へ予算や人材を集中させることを目的に導入された施策別事業優先度評価制度に基づき、個別事業単位で評価を行います。 また、行政評価の客観性および透明性を確保するため、第三者による外部評価制度を充実させます。</p> <p>3. 行財政改革に関するプランの策定および進捗管理 行財政改革に関するプランを策定し、各事項に対する取り組みを確実に実行していくため、進捗状況を評価し、見直しをしていきます。</p> <p>4. 事務改善の推進 職員からの提案や他市の取り組み事例等を参考にしながら、効率的で効果的な事務の見直しを継続して実施します。</p> <p>5. 自主財源[*]の確保 口座振替の推進などにより、市税等の徴収率向上に努めるとともに、ふるさと納税の推進や、施設運営の効率化による収益の拡大、未利用財産の活用・処分と貸付料の減免見直し、広報紙やホームページ等への広告掲載等により、自主財源の確保に努めます。</p>	<p>☆市税等の自主納付に努めます。</p>

※合併特例債

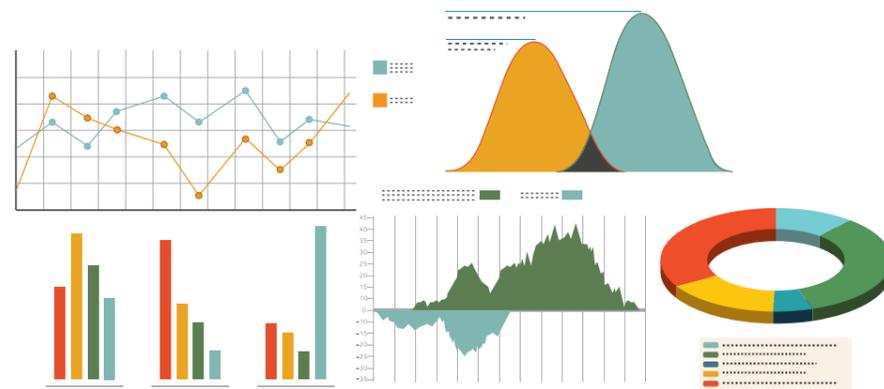
合併市町村が、市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積み立てに要する経費について、合併年度およびこれに続く15年間(東日本大震災被災地は20年間)、借り入れることのできる地方債

※自主財源

地方自治体が、自ら徴収・収納できる財源のことで、地方税、使用料、寄附金、財産収入など

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
<p>6. 受益者負担[※]の公平化・適正化 受益者負担の公平化・適正化を図る観点から、使用料や手数料、負担金等の見直しをしていきます。</p>	<p>☆受益に基づき、応分の負担をします。</p>
<p>7. 経常的経費の縮減 人件費や扶助費[※]、公債費[※]等の経常的経費の縮減に努めます。</p>	
<p>8. 円滑で正確な統計調査の実施 各種統計調査の成果を活用して効率的かつ効果的な事業を実施するため、市民の理解と協力を得ながら、円滑で正確な統計調査を実施します。</p>	<p>☆統計調査に積極的に協力します。</p>



※受益者負担

公共サービスを提供する際、その利益を受けるものが、その利益に応じて経費を負担すること

※扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、被扶助者に対して支給する現金やサービスのこと

※公債費

地方自治体が借り入れた地方債の、元金の償還および利息の支払いに要する経費の合計額

8. 公営企業等の経営健全化の推進

現状と課題

本市の水道事業や唐船峡そうめん流し事業などの地方公営事業等については、経営基盤の強化に積極的に取り組むことが求められています。

また、市の第三セクター[※]等は、その時代の要請に応じて設立され、市の行政施策と連携しながら地域振興に寄与してきました。しかし、近年の民間事業者の公的分野への参入や指定管理者制度[※]の導入など、取り巻く情勢が大きく変化してきていることから、こうした情勢の変化や新たなニーズに対応するため、設立目的や活動状況等についての再検討が必要となっています。

基本方針

公営企業会計の導入を実施していない地方公営企業等[※]については、自らの経営等についての確な現状把握を行ったうえで、中長期的な視野で計画的な経営に取り組むため、公営企業会計の導入について推進します。

また、それぞれの事業趣旨に基づきながら、事務事業の見直しや民間委託を進めるとともに、定員の適正化、独立採算を基本とした経営の健全化を推進します。

第三セクター等については、それぞれの主体性を考慮しながら経営の効率化を図り、市民生活の向上と地域活性化に寄与できる団体となるよう指導・助言します。



※第三セクター

地域振興やまちづくりなどの公共的な事業を行うことを目的として、国または地方公共団体と民間企業等の共同出資によって設立された事業体のこと。本市においては、指宿市土地開発公社、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社を指す。

※指定管理者制度

地方公共団体が、公の施設(スポーツ施設や社会福祉施設、文化・教育施設など、住民の利用に供するために設置した施設)の管理運営を民間事業者等に委ね、行政の効率化、住民サービスの向上を図ろうとするもの

※地方公営企業等

本市においては、水道事業、温泉配給事業、公共下水道事業、唐船峡そうめん流し事業を指す。

主要施策の概要

市が行うこと	市民等が行うこと
1. 地方公営企業等の経営健全化推進 普通会計と一体となった財政健全化の推進、事務事業の再編整理、民間委託等の推進、定員管理の適正化、組織機構の見直しに努め、経営の健全化を推進します。	☆受益に基づき、応分の負担をします。
2. 第三セクター等の経営効率化推進 第三セクター等については、その設立目的や活動状況等を検討しながら、経営効率化に向け、指導・助言します。	



9. 広域行政の推進

現状と課題

市民の通勤・通学などの日常生活圏の広がりや情報化の急速な進展などにより、市が取り組むべき行政課題は、市の枠を越えてますます広がっています。

また、その専門性や財政面のため、本市単独では解決することが困難な事務もあります。加えて、地域活動や地域経済の活性化、産業や観光の振興、文化・スポーツの交流等、広範な施策をより効果的に行うためにも、広域的な都市間の連携がますます重要になっています。

現在、本市と南九州市で組織する一部事務組合では、圏域の一体的振興・発展を図るため、し尿、ごみ処理および消防行政の事務事業に取り組んでおり、ごみ処理施設については、統合した新たな施設の建設が進められています。

また、近年、施設や設備の劣化や老朽化がみられ、施設等の更新を順次行ってきたことから、その起債償還に係る後年度負担が、大きくなっています。

さらに、人口減少が進む中、各地域が連携することで、生活機能を確保し、安心して暮らせる地域づくりが求められています。

この他に、南薩地域は美しい地形、温泉、温暖な気候を有していることから、それらを最大限に生かし、隣接自治体が連携を密にしながら、観光その他産業などの広域振興事業も展開していく必要があります。

基本方針

広域的に取り組むことで効率的・効果的に行うことができる事務事業については、広域的な行政体制の整備を進めます。

また、市域を越える新たな行政需要や共通の諸課題に対応するため、近隣自治体と協調し、広域的な組織などを活用しながら広域行政を推進します。

さらに、住民の生活機能を確保するために、市内の各地域間の連携による定住自立圏構想[※]の取り組みを推進します。

※定住自立圏構想

平成21(2009)年4月から総務省が推進している政策で、市町村の主体的取り組みとして、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進するもの取り組みにあたっては、「中心市宣言」を行い、「定住自立圏形成方針」および「定住自立圏共生ビジョン」の策定を行う必要がある。

主要施策の概要

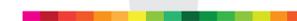
市が行うこと	市民等が行うこと
<p>1. 事務事業の広域的連携</p> <p>自治体間の連携を強化するとともに、機能分担を進め、衛生・観光など、事務事業の一体化・効率化を促進します。</p> <p>し尿やごみ等の処理については、施設の適正な維持管理や環境に配慮した施設整備を進めます。</p>	<p>☆施設の管理や建設に協力します。</p>
<p>2. 行政運営における協力体制の強化</p> <p>交通体系の整備促進、観光の振興、災害に対する協力体制の確立など、市域を越えた広域的な諸課題に対し、関係市で組織された機関等と連携を図りながら積極的に取り組んでいきます。</p>	<p>☆地域の観光資源の発掘・提案を行います。</p>
<p>3. 定住自立圏構想の推進</p> <p>市内の各地域が役割分担を行い、効率化や集約化を図りながらも、各地域が連携・協力することで、市全体として必要な生活機能を確保するために、指宿市一市圏域内をはじめとする定住自立圏構想を推進します。</p>	<p>☆定住自立圏共生ビジョン等の策定の場に参加・参画します。</p>



第4部

資料編

The 2nd Master Plan of
Ibusuki City



個別計画等一覧

個別計画の名称	開始年度	終了年度
指宿市公共下水道事業計画	昭和 54 年度	平成 45 年度
指宿市行政改革大綱	平成 17 年度	—
指宿市国民保護計画	平成 18 年度	—
指宿市一般廃棄物処理基本計画	平成 19 年度	平成 33 年度
指宿市生活排水処理基本計画	平成 19 年度	平成 33 年度
指宿市男女共同参画基本計画	平成 20 年度	平成 28 年度
指宿市健康増進計画	平成 20 年度	平成 29 年度
指宿市農村環境計画	平成 20 年度	—
指宿市望ましい学校環境整備計画	平成 22 年度	—
指宿市人・農地プラン(地域農業マスタープラン)	平成 23 年度	平成 28 年度
指宿市肉用牛生産近代化計画	平成 23 年度	平成 32 年度
指宿市下水道浸水被害軽減総合計画	平成 23 年度	平成 32 年度
指宿市協働のまちづくり指針	平成 23 年度	—
指宿まるごと博物館構想	平成 23 年度	—
指宿農業振興地域整備計画書	平成 24 年度	平成 28 年度
指宿市下水道長寿命化計画	平成 24 年度	平成 28 年度
指宿市水田農業ビジョン	平成 24 年度	平成 29 年度
指宿市人権教育啓発基本計画	平成 24 年度	—
指宿市災害時要援護者支援プラン(全体計画)	平成 24 年度	—
半島振興を促進するための指宿市における産業振興に関する計画	平成 25 年度	平成 29 年度
指宿市人材育成基本方針(第一次改訂版)	平成 25 年度	平成 29 年度
指宿市第二次地球温暖化防止実行計画	平成 25 年度	平成 29 年度
指宿市国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成 25 年度	平成 29 年度
指宿市観光戦略ビジョン	平成 25 年度	平成 29 年度
指宿市食育推進計画	平成 25 年度	平成 29 年度

個別計画の名称	開始年度	終了年度
指宿市建築物耐震改修促進計画	平成 25 年度	平成 29 年度
指宿市子ども読書活動推進計画	平成 25 年度	平成 29 年度
指宿市水産振興基本計画	平成 25 年度	平成 34 年度
指宿市公営住宅等長寿命化計画	平成 25 年度	平成 34 年度
指宿市スポーツ推進計画「さわやかな汗が輝るまち」	平成 25 年度	平成 34 年度
指宿市都市計画マスタープラン	平成 25 年度	平成 45 年度
日本一健康なまち『IBUSUKI』創生計画	平成 25 年度	平成 48 年度
指宿市定員適正化計画	平成 26 年度	平成 28 年度
指宿市鳥獣被害防止計画	平成 26 年度	平成 28 年度
指宿市水田フル活用ビジョン	平成 26 年度	平成 28 年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 26 年度	平成 35 年度
指宿市地域水道ビジョン	平成 26 年度	平成 35 年度
指宿市森林整備計画	平成 26 年度	平成 36 年度
指宿市地域防災計画	平成 26 年度	—
指宿市第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画	平成 27 年度	平成 29 年度
指宿市障害者計画・第 4 期障害福祉計画	平成 27 年度	平成 29 年度
指宿市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度	平成 31 年度
指宿市版地方人口ビジョン	平成 27 年度	平成 72 年度
指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 年度	平成 31 年度
指宿市特定事業主行動計画(第 3 期)	平成 27 年度	平成 31 年度
池田湖周辺観光施設整備事業基本計画	平成 27 年度	—
指宿市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成 27 年度	—
指宿市教育大綱・指宿市教育振興基本計画【後期計画】	平成 28 年度	平成 32 年度
指宿市過疎地域自立促進計画	平成 28 年度	平成 32 年度
指宿市環境基本計画	平成 28 年度	平成 37 年度

第二次指宿市総合振興計画の策定経過

年	月	日	項目	備考
26	4	～	他自治体の策定状況調査・資料収集	
	7	15	庁議の開催(策定方針の決定)	策定方針の決定
	7	22	いぶすき市民まちづくりアンケート調査の実施 (無作為抽出した18歳以上の市民2,000人)	～9月1日まで
		22	いぶすきまちづくり地域団体意向調査の実施 (市政事務嘱託員・各種団体)	～9月1日まで
		22	未来のいぶすき夢アンケート調査の実施 (市内の小学6年生)	～7月31日まで
		22	いぶすき若人まちづくりアンケート調査の実施 (市内の中学校および高校に通学する中学・高校3年生)	～7月31日まで
	7	18	まちづくり職員アンケート調査の実施	～7月31日まで
	12	12	各種アンケート調査の報告書作成	
27	5	29	第二次指宿市総合振興計画策定に係る基本計画原案の各課に対する作成依頼	～6月25日まで
	7	28	第1回総合振興計画審議会の開催 総合振興計画審議会委員の委嘱 諮問、第二次指宿市総合振興計画基本構想の方向性の説明	
	8	13	第二次指宿市総合振興計画策定に係る基本計画原案の一次校正依頼	～9月11日まで
	10	7	第2回総合振興計画審議会の開催 第二次指宿市総合振興計画基本構想原案の審議	
	10	15	第3回総合振興計画審議会の開催 第二次指宿市総合振興計画基本計画原案の審議	
	10	26	第4回指宿市地方創生本部会議の開催 (第二次指宿市総合振興計画原案の決定)	
	11	2	第二次指宿市総合振興計画原案に係る意見募集 (パブリック・コメントの実施)	～12月1日まで

年	月	日	項目	備考
27	11	25	平成27年第4回市議会定例会議員懇談会において第二次指宿市総合振興計画の方向性および策定状況について説明	
	12	9	3地域合同地域審議会へ第二次指宿市総合振興計画原案について説明	
	12	17	第4回総合振興計画審議会の開催 第二次指宿市総合振興計画答申案の審議・答申	
	12	18	平成27年第4回市議会定例会において、「指宿市議会の議決すべき事件を定める条例」を可決・制定	総合振興計画の基本構想について、議決すべき事件として追加
28	2	1	庁議の開催 (第二次指宿市総合振興計画最終案の決定)	
	2	12	平成28年2月市議会臨時議会に第二次指宿市総合振興計画基本構想を提案	
	2	16	平成28年2月市議会臨時会において第二次指宿市総合振興計画基本構想を可決	
	3		第二次指宿市総合振興計画書印刷	

指 総 市 第 147 号
平成 27 年 7 月 28 日

平成 27 年 12 月 17 日

指宿市総合振興計画審議会会長 殿

指宿市長 豊留 悦男 様

指宿市総合振興計画審議会
会 長 石 塚 孔 信

指宿市長 豊留 悦男

第二次指宿市総合振興計画（案）について（答申）

第二次指宿市総合振興計画（案）及び指宿市版まち・ひと・しごと創生
総合戦略（案）について（諮問）

平成 27 年 7 月 28 日付け指総市第 147 号で諮問された第二次指宿市総合振興
計画（案）について、慎重に審議した結果、概ね妥当であると認めましたので、こ
こに答申いたします。

なお、審議過程において出された主な意見・提言を下記のとおり付しますので、総
合振興計画の策定にあたっては、これらの意見を十分に尊重するとともに、計画に掲
げた施策の着実な実現を要望します。

このことについて、指宿市総合振興計画審議会条例第 1 条の規定により、貴審議会
に諮問します。

記

1. 基本計画について

（1）消費生活対策の推進

本年 10 月 5 日から導入された社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に伴
う詐欺被害防止策について、検討を望みます。特に、高齢者や各種研修等に参加し
ない人にとっても、わかりやすく、理解が深まるような周知や機会の拡充を望みま
す。

2. 主要施策について

（1）企業誘致の推進

人口減少問題を考えるうえでも、定住促進策における雇用の場の確保は重要な施
策であることから、企業誘致の推進について、より積極的な施策の展開を望みます。

（2）農地流動化および農地利用集積の推進

農地中間管理事業や耕作放棄地再生利用事業等の活用による農地流動化及び農
地利用集積の推進を図るうえで課題となっている、相続未登記農地問題について、
市民等としても調査等への協力を積極的に行うので、国への働きかけを行うなどの
解決策を望みます。

指宿市総合振興計画審議会委員名簿(任期：H27.7.28～H28.7.27)

No	氏名	所属・推薦団体等
1	いけ とう そう いち 池 堂 壮 一	公益社団法人指宿青年会議所
2	い しま あきら 生 駒 明	指宿医師会
3	いし づか よし のぶ 石 塚 孔 信	国立大学法人鹿児島大学 法文学部経済情報学科
4	かたの だ みち こ 片野田 道 子	指宿市老人クラブ連合会
5	かみかわ じ すみ え 上川路 澄 江	指宿市地域女性団体連絡協議会
6	かわ ばた しゅう じ 川 畑 秀 二	指宿地区水産業改良普及事業協議会
7	しんこ だ よし あき 新小田 義 昭	指宿市子ども会育成連絡協議会
8	すが きし お 菅 鬼子男	指宿市民生委員児童委員連絡協議会
9	すわ ぞの かず ゆき 諏訪園 一 行	指宿市農業委員会
10	たに むら ひさ え 谷 村 久 恵	いぶすき農業協同組合
11	なか ぞの のぶ ひろ 中 園 伸 宏	指宿市男女共同参画推進懇話会
12	なか むら かつ のぶ 中 村 勝 信	公益社団法人指宿市観光協会
13	はた なか まさ ひこ 畠 中 正 彦	指宿市公民館連絡協議会(山川地域)
14	はま うえ りゅう いち 濱 上 隆 一	指宿市公民館連絡協議会(開間地域)
15	はま さき けん じ 濱 崎 健 児	指宿市PTA連合会
16	はやし やま しげ たか 林 山 重 孝	指宿市身体障害者福祉協会
17	ふか だ くみ こ 深 田 久美子	指宿市環境衛生協力会
18	ふく が きこ あき よし 福ヶ迫 昭 善	菜の花商工会
19	ふく ども こう じ 福 留 浩 二	株式会社日本政策投資銀行 南九州支店
20	べつ ぶ たつ と 別 府 竜 人	指宿市教育委員会
21	ほりの うち いさむ 堀之内 勇	指宿市公民館連絡協議会(指宿地域)

No	氏名	所属・推薦団体等
22	みなみ こう せい 南 荒 生	指宿商工会議所
23	むか い ひろむ 向 井 弘	指宿金融協会
24	やど り はら かず や 宿利原 一 哉	ハローワーク指宿(指宿公共職業安定所)
25	よね なが よし のり 米 永 義 徳	社会福祉法人指宿市社会福祉協議会
26	わた せ たか ひさ 渡 瀬 貴 久	市民福祉担当副市長
27	さ とう ひろし 佐 藤 寛	まちづくり担当副市長

(五十音順・敬称略)

第二次指宿市総合振興計画
(2016 ▶ 2025)

発行 平成 28 年 3 月
鹿児島県指宿市

〒 891-0497
鹿児島県指宿市十町 2424 番地

T E L : 0993-22-2111 (代表)

F A X : 0993-24-3826

H P : <http://www.city.ibusuki.lg.jp/>